

年少者の不当雇用慣行

— 実態調査報告（九州篇） —

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

「児童憲章」より

いわゆる人身売買（不当雇用慣行）とは

児童をしてその福祉に反するような労務、または不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭、財物、その他を給付することを内容とする契約またはこれをあつせんする行為をいう。

（昭和二十七年二月十四日次官會議決定）

はしがき

戦後、大きな社会問題の一つとしてとりあげられてきた「年少者の不当雇用慣行」については、爾来、各関係機関によつてその絶滅を期して努力が払われてまいりましたが、何分にも我国の経済事情や人口問題にからんで所期の成果をあげることに困難を感じていることは否めない事実です。

婦人少年局では、昭和二十八年度初めて不当雇用慣行実態調査についての予算が計上されたのを機会に、第一回目の試みとして、東北地方を中心にこれを実施しました。この結果は、既に「東北篇」として公刊し、従来の資料調査では把握できなかった詳細な実態を知ることができたと同時に、問題発生の基盤や防止上の隘路はどこにひそんでいるか等の問題点の解明に役立ち得たと考えています。

本年度は、相次で風水害と炭界の不況に見舞われて問題化した九州地区をとりあげこれを実施したわけですが、本書がその結果報告書です。

前回（東北地区）の実態調査と同様この調査に当つても思わぬ労力と日数を費し、予算的制約を受けながらも直接実態調査に当つた婦人少年室職員はもちろん婦人少年室協助員や臨時調査員の方々の真しな努力と並々ならない苦心がありました。

特に今回は、予備調査の段階でより多くの対象者を把握するため、警察機関の非常な御協力を得たことから前回

の約四倍に近い親元調査を実施することができたことを喜んでおります、と申しますのはこの種事件防止の活動がそれだけ多くの問題ある家庭に結びつく機会が与えられたということに他なりません。ともあれ、本調査を遂行していつた過程で幾人かの年少者が不当雇用慣行から護られ、或は救い出されるための適当な措置が講ぜられたことは大きな収穫です。この意味からたとえどんな困難が伴うことがあつても今後この調査は続けられなくてはならないと確信しております。

この報告書が各関係機関の今後行われる諸施策の上に十分活用され又、一般社会の認識と理解を一層深める一助にもなりますならば婦人少年局と致しましてはこの上もない喜びでございます。

最後にこの実態調査について賜りました関係機関や民間の方々の御協力と御鞭撻に対して厚く御礼を申し上げます。

昭和三十年三月

労働省婦人少年局長 藤 田 た き

内 容 目 次

は し が き

序 説

一、調 査 要 領

(一) 調 査 の 目 的

(二) 調 査 の 対 象

(三) 調 査 の 範 囲

(四) 調 査 期 間

(五) 調 査 担 当 者

(六) 調 査 の 方 法

二、調 査 の 経 過 ならびに調 査 結 果 に 現 れ た 問 題 点

(一) 調 査 の 経 過

(二) 調 査 結 果 の 概 要

(三) 本 調 査 報 告 書 の 利 用 に つ い て

第 一 部 予 備 調 査 の 結 果

第 二 部 実 態 調 査 の 結 果

一
三
三
三
三
三
四
五
五
五
六
六
七
一〇
一一
一九

一、親元調査.....二一

(一) 親(保護者).....二一

(二) 親元の職業.....二三

(三) 家族の構成.....二四

1. 家族数.....二四

2. 親元同居者、別居者.....二四

3. 兄弟姉妹.....二七

(四) 家族の職業と収入.....二八

1. 親元にいる者の職業と収入.....二八

2. 親元に送金している者.....三二

3. 生活保護法の適用世帯及び扶助額.....三四

4. 親元に於ける総収入.....三五

(四) 年少者を親元より手離した動機.....三七

(六) 年少者を親元より手離した形態.....四〇

(四) 年少者の修学状況.....四〇

二、年少者調査.....四二

(一) 性別、年令別年少者数.....四二

(一)	年少者の出身及び受入県	四三
(二)	仲 介 人	四五
	1. 性別、年令別仲介人	四五
	2. 仲介手数料	四六
(四)	就業の 状態	四六
	1. 年少者の業務内容	四六
	2. 就業時期及び就業年数	四八
	3. 契約 期 間	四九
	4. 前 借 金	五三
	5. 賃金及び支払形態	五三
	6. 家庭への送金	五九
	7. 労働時間、休憩及び休日	五九
	8. 宿 舎 の 状 況	六八
	9. 私生活の拘束	六九
(五)	帰郷の有無及びその時期	七四
(六)	帰郷希望の有無及びその理由	七四
(七)	業務上つらいこと	七五

(V) 将来の希望……………七八

三、雇用先調査……………八三

(一) 雇用先の業種と規模及び雇用労働者数……………八三

(二) 雇用経路……………八六

(三) 出身地、受入地別年少者数……………八七

(四) 親元への前貸金……………八七

四、雇用先調査の際に把握された者の状況……………九一

第三部 類型別事例……………九九

第四部 措置その他……………一三三

一、調査過程における措置……………一三五

二、福岡県警察本部提供参考資料……………一四三

三、九州地方における地方的特殊雇用慣行……………一五七

附 録

一、いわゆる人身売買対策要綱……………一六七

二、いわゆる人身売買の関係法規……………一九二

三、婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約抜萃……………二〇三

四、いわゆる人身売買事犯関係統計資料（昭和二十八年上半期）	二一八
五、長期欠席生徒関係統計資料（昭和二十八年度）	二二一
六、農家経営規模及び農家経済関係統計資料（昭和二十八年度）	二二四
七、日雇労働者関係資料（昭和二十八年度）	二二六
八、炭鉱労働者関係統計資料	二二八
九、生活保護法による保護の基準抜萃（昭和二十八年七月一日改訂）	二三二
十、調査票様式	二三八

序

説

一、調査要領

(一)、調査の目的

いわゆる人身売買事件について婦人少年局では、いままで五回に亘り当該関係機関に把握されたものの資料を基にした全国的な資料調査を行ってきたが、毎回増加の傾向がみられるに拘らず、これが防止のきめ手を的確に把握するための実態を知ることが困難であつた。従つて従来の資料調査の不備を補い、本問題解決のための参考資料とする一方、その過程において適切な保護措置を講じ、これが防止のための啓蒙活動をも行うものである。

(二)、調査の対象

- (一) 不当雇用慣行の疑いある年少者の親元
- (二) 不当雇用慣行の疑いある年少者（満十八才未満）
- (三) 雇用先

(三)、調査の範囲

- (一) 出身地調査（九州七県）

1. 予備調査

(1) 長欠生徒並びに卒業生の動向把握調査

満十五才未満の者（県下公立中学校の長欠生徒のみ）

満十八才未満の者（県下公立中学校の卒業生のみ）

のうち、現在親元（又は保護者）を離れて（名義上の養育、家出、その他の理由を含む）不当雇用慣行の場に置かれている疑いのある者

(2) 年少者の動向把握調査

警察、その他関係機関よりの情報提供による満十八才未満の当該者

2. 親元調査及び年少者調査

前記1.により把握された年少者の親元調査（親元において把握しうる年少者の事柄についての調査を含む）
(二) 受入地調査（九州各県及びその他の受入県）

1. 年少者調査

雇用先における年少者の調査

2. 雇用先調査

年少者の雇用先調査

3. 雇用先において親元調査を行つた者以外の不当雇用の疑いある年少者の調査

(四) 調査期間

七月～八月 学校及びその他の関係機関文書照会等による予備調査

九月～十一月 出身地側実態調査実施

十一月～一月 受入地側実態調査実施

二月～三月 結果のまとめ、印刷

(五) 調査担当者

婦人少年室職員並びに臨時調査員

(六) 調査方法

(一) 出身地調査の方法

1. 地方婦人少年室より、県下公立中学校（本校、分校）宛の文書照会並びにその他の関係機関の情報より対象となる疑のある年少者を把握し、予備調査の結果数を本省に報告する。
2. 地方婦人少年室で、1.の結果について検討を行い、本調査の対象外の年少者を除外する。
3. 実態調査の実施——臨時調査員の实態調査打合せ会議を行い、疑いある被害年少者の親元調査の分担をきめ実態調査を実施する。
4. 調査結果は婦人少年室より本省へ送付する。
5. 出身地実態調査の結果の集約並びに受入地実態調査の分類、準備（本省）

(二) 受入地調査の方法

1. 本省より(一)の5.の結果に基き受入県へ調査を依頼する。
2. 実態調査の実施——受入県臨時調査員の打合せ会議を行い、年少者の雇用先における実態調査を実施する。
3. 調査結果を婦人少年室より本省へ送付する。
4. 実態調査のまとめを本省において行う。

なお、調査実施上の詳細については、別に作成された「調査手引」を参照した。

二、調査の経過並びに調査結果に現れた問題点

(一) 調査の経過

本調査は、前記「調査要領」にも明らかなように、調査対象たる不当雇用慣行の疑いある年少者を把握するために、まず、学校、警察、その他の関係機関の協力を得て実施した。いわば予備的段階における調査と、実態調査としての親元調査、及び雇用先における年少者調査、並びに雇用先調査の三部門に分けて行われた。従つて、この調査の過程において当該年少者の実態が明らかとなり、対象年少者に該当しないことが判明したり、手を尽くしても親元や年少者の行方が不詳なるもの等の場合、順次、次の段階においてふり落され、雇用先調査まで一貫して実施された。従つて、親元、雇用先調査を通じ当該年少者が本調査でいう本来の不当雇用慣行の場に置かれていることが判明したのは、予想以上に少数のものとなつた。それだけに、調査結果のまとめは煩雑をきわめたが、一応、調査の

各段階に応じて分析を行い、更に一括したものを類型別に分類し、そのケースの流れを考察することによつてこの種事件の疑いある年少者のおかれている実態を明らかにすることとした。

(二) 調査結果の概要

1. 不当雇用慣行及びこれらに準ずる事例の発生原因

本調査に現れた結果からみると、調査対象者のうち、不当雇用慣行に該当するとみられるのは、前回の東北地方と同様、第三部に明らかなように必ずしも多いとはいえず、むしろ、この種事件に準ずるとみられるもの、即ち、一歩手前におかれているものが多数把握されている。そして、これら大多数のものについてみて、何らかのきつかけによつて、不当雇用慣行に陥らないとも限らない危険性を孕んでいるということがいえる。即ち、これらのよつてきた諸種の原因のなかでもその基底をなしているものは何といつても経済的理由に基くもの、多くの家庭が極貧家庭であり、且つ多子家族であるということである。こうした家の子供は義務教育はおろか、使い走りでもできそうな年令になれば直ちにこれが解決を図る手段が幼い彼等年少者にしわ寄せられ、その口べらし的就労により辛うじて貧しい家計を維持しようとするほどに逼迫した緊急性を孕んでいるということがいえる。

従つて、少数の例外を除き、親元を離れている当該年少者は大部分、自分の家に対する愛着はなく、帰宅を希望しない理由の主なるものは、着るものはもちろん満足に三度の食事もしえない生活苦が身にしてみていることからしても、その貧困度が窺えるのである。

又「貧すれば鈍する」の諺どおり、大部分の親が無知であり、子供への愛情なども非常に欠除している。こ

これは父又は母の離死別等の理由による欠損家庭が全体の三八%を占めていることからいえるが、親の生活破綻からくる変質性の影響も否定できない。そして親の子供に対する人格を無視した私有的児童観や、これらを取巻く地域社会の封建性が、か弱い子供への犠牲を要求しているということである。

2. 調査結果に現れた問題点及び防止上の隘路

(1) 前述のように、年少者の家庭は子供の義務教育すら完全に終らせることができない生活苦に追いこまれた家庭が多いにも拘らず、調査結果にもみられるように、実際に生活保護法の適用を受けているものは少く、調査員もこの点意外の感を抱いている。且つ子供を手離すとき前以て民生委員に相談しているものがなく、又事後の問題についても同様である。このことは今後更に生活保護法の適正なる運用が充分に考慮されねばならないとともに、民生委員制度すら知らない親元に対する地区民生委員（児童委員）、社会福祉司等の活躍、指導援助が望まれ、併せて当該制度の強化拡充、更生資金、内職斡旋、職業補導等の対策に要する社会福祉関係予算の裏付けを痛感させられるのである。

(2) また、こゝに把握された年少者には、学校よりよせられた長欠者を含むとはいえ義務教育該当年令の者はもちろん当該年令を既に過ぎたものにも多くの長欠者、中退者、不就学者等の義務教育未修了者がみられる。今回の学校より報告された予備調査に基く婦人少年室の実態調査により、学籍上、在籍となつてをりながら既に無届で中退のまゝ他に就職しているもの、一家の離散や転出で居所不明であるという実態が始めて明らかにされたものが多数ある。従つて学校と家庭間の連絡や、児童に対する学校当局、教師の平素の愛情ある指導等が調査担当者よりも強く切望されている。

(3) この「ロベらし的労働」からは、明確な労働契約は生れてこない。従つて、本人を先に雇主に渡し、親が直接賃金を受取るか、親元の必要に応じて雇主に無心するものが多く、雇主に対する親元の恩義感が手伝つて、本人には関係なく年奉公がくり返されている。又雇用経路についても、前回同様、幸いにして悪質な専門仲介人の典型的なものとは少なかったが、東北地方より低率であるとはいえ、依然として親達の縁故による就職が行われる場合が多く、ひいてはこの縁故者に対する安心感と恩義感が強く、公共職業安定所の利用慣習が充分に浸とうしていないところに、悪質仲介人の乗ずるすきがあるとみられる。

(4) 今回の九州地区の調査においては、調査対象の把握数が多かつたことにもよるが、後の附録にも添附したようにそれ自体不当雇用慣行とはいえないが、いわゆる長期的徒弟奉公や、地方的慣行に基く短期の出稼ぎ（契約期間十カ月〜一年、手付金や一部の賃金前渡し、主として農家の作男作女及び店員）形態が多く現れており、然もこれに前にもふれた義務教育未修了者が多く就労している。且つその労働条件は労働基準法第十四条（契約期間）第十五条（労働条件の明示）第十七条（前借金の相殺）第五十八条（未成年者の労働契約）第五十九条（未成年者の独立賃金の要求）等、当該慣行上特に問題とされる関係各条項に部分的にふれる好ましくない実態が多くみられ、今後の当該地方に対する啓発指導措置の必要であることが痛感される。

(5) 不当雇用慣行に該当するもの即ち、類型別事例Ⅰの範疇に入るものを始めとし、本調査対象になつたものには特に女子が多く、経済界の不況が年少者の中でも更に弱者としての女子にまずしわよせされたとみることができ、Ⅰ及びⅡの分類に属するものに売春関係が多いことは、売春対策の樹立とともに、特に農山村に根強く残っている封建思想の払拭にためめない努力が傾注されねばならないことを示唆している。

(6) 最後に貧困を助長する多子問題についても真剣に対策がなされるべきで、子供を何人口べらしても事態は解決せず、親もとに残つた子供達のうち次はどの子を手離すかという迫いつめられた日々の生活では、出稼ぎに出した子供の身上はおろか、親として一人々々の子供の現在及び将来等について暖かい思い廻らすような余裕は殆んど期待できない状況である。かくして独立の人格者として認められず、健全な心身の育成もはかられないまゝ貧困と無知の中に成長した彼等が再び自分達の子供にも同様の要求をくり返していくであろうことは想像に難くはない。一人々々が真に立派な社会人として在るためにも、その一要素として家族計画の問題が熟慮されねばならない。

(三) 本調査報告書の利用について

本調査に浮びあがつたケースは多種多様であり、前記調査経過及び後述の各調査段階毎に説明されるように、広く各関係機関より提供された潜在的なものについてこれが調査を行い、逐次ふるいおとしの方法をとつていつたので、第二部にもられた分析集計のみをもつて不当雇用慣行の数的な傾向を判断しようとすることは適當ではない。むしろ、全体を通読することにより、この種事件の発生するであろう基盤や実態、及びその経過を把握して頂くことを期待するものである。従つて、この報告書を手にした方々には、特に全部を通読されるよう重ねて切望してやまなう。

第一部 予備調査の結果

従来の調査は、関係各機関によつて把握されたものを集計分析したものであるが、この実態調査では、むしろかかる機関に取り上げられていない、いわば潜在している事実を探知し、その実態を把握して、これが保護救出を図ると共に、表面化しないうちに予防指導措置を講じて、当該年少者が後日に不幸を残さないための一助ともしようとするところに大きな目的があつた。

従つて、先づ、不当雇用の疑いある調査対象年少者をどこに求めるかは、極めて困難な問題である。そこで当面の手がかりとして年令的にも当該児童となる要素を含み、具体的に欠席の形で現れており、早く処置すれば最も防し易い層の一つとして考えられるのは中学校の長欠児童である。

そこで、先ず、予備的段階としては、公立中学校の長欠生徒及び過去三カ年に亘る年度に卒業した者のうちから当該年少者を選定すること、並びに関係機関による当該年少者の把握と相俟つて、これらを基に調査をすすめることとした。九州七県の婦人少年室において、学校、警察、その他の関係機関の協力をえて行つた予備調査の結果は第一表のとおりである。

今回予備調査を依頼した機関は中学校、警察、婦人少年室協助力、市町村役場、福祉事務所、児童相談所、市町村教育委員会、労働基準監督署等十九の機関で調査票の配布数は二、三七一票である。このうち「該当あり」を記入してきたものは四四二票（総数の一八・六％）で、該年少者とおぼしき者として記入されてきた年少者とを合せると二、二六二名にのぼる。男女の内訳は男二六・九％、女七三・一％であり、女子は男子の二・六倍に当つている。

このうち、義務教育の期間にあるものは七六四名（三三・八％）卒業したもの一、三一六名（五八・二％）長欠か卒業生であるかが不明のものは一二二名（八・〇％）であつた。

第一表 予備調査の結果

機関別 及び 府県別		予 備 調査票 配布数	把握された不当雇用の疑いあるもの											
			長 欠 者			卒 業 生			不 明			計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
中 学 校	福 岡 佐 賀 長 崎 熊 本 大 宮 鹿 児 島 小 計	290	43	125	168	11	11	22	-	-	-	54	136	190
		134	71	82	153	51	29	80	-	-	-	122	111	233
		261	25	33	58	34	56	90	-	-	-	59	89	148
		277	29	88	117	8	18	26	-	-	-	37	106	143
		211	37	36	73	11	10	21	-	-	-	48	46	94
		171	11	8	19	0	2	2	-	-	-	11	10	21
		350	17	45	62	0	3	3	-	3	3	17	51	68
	1,694	233	417	650	115	129	244	-	3	3	348	549	897	
警 察	福 岡 佐 賀 長 崎 熊 本 大 宮 鹿 児 島 小 計	36	15	80	95	36	446	482	-	-	-	51	526	577
		16	-	-	-	15	58	73	-	-	-	15	58	73
		1	-	-	-	-	20	20	-	-	-	-	20	20
		26	-	1	1	-	8	8	-	-	-	-	9	9
		10	-	-	-	4	21	25	-	-	-	4	21	25
		15	-	-	-	-	-	-	24	50	74	24	50	74
		-	-	-	-	-	-	-	2	79	81	2	79	81
	104	15	81	96	55	553	608	26	129	155	96	763	859	
そ の 他	福 岡 佐 賀 長 崎 熊 本 大 宮 鹿 児 島 小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		573	5	13	18	158	308	464	2	22	24	165	341	506
合 計 (その他を含む)	福 岡 佐 賀 長 崎 熊 本 大 宮 鹿 児 島 小 計	361	63	214	277	48	498	546	-	-	-	111	712	823
		172	71	82	153	129	159	288	-	-	-	200	241	441
		420	25	34	59	97	213	310	-	-	-	122	247	369
		437	29	92	121	38	78	116	-	-	-	67	170	237
		235	37	36	73	16	35	51	-	-	-	53	71	124
		232	11	8	19	0	2	2	26	72	98	37	82	119
		514	17	45	62	0	3	3	2	82	84	19	130	149
	2,371	253	511	764	328	988	1316	28	154	182	609	1653	2262	
比 率		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		33.1	66.9	100	24.9	75.1	100	15.4	84.6	100	26.9	73.1	100	

(注) 長欠者は義務教育期間中にあるもので長期欠席をし不当雇用の疑いあるもの、卒業生は昭和26年、27年、28年度卒業生のうち不用雇用の疑いあるものにつきそれぞれ記入されたものである。

この予備調査を依頼した機関の把握状況を機関別にみると、主体となつた中学校の依頼校は一、六九四校で東北地方に比べ四〇〇校程多い。なお、回収率は六五・二％で東北地方の場合より低率であつたが、これは予備調査の時期が夏休み直前であつたことによるものと思われる。然し乍ら、回答校の該当記入率は二八・八％で昨年の一七・二％より高くなつており、報告のあつた学校側の当該問題に対する積極的な協力態勢をとられた故ともみられ、併せてたま／＼定期的に当該地方が炭坑不況等による生活の逼迫化による増加であるともいえる。続いて学校以外の機関として、本調査の有力な協力体であつた警察についてみると、その組織の特性から、回収率は最も高く、該当記入状況も同様である。従つて、この機関から把握されたものは中学校の報告が在籍者即ち長欠者について多く報告してきたのに比べ、逆に卒業生についての該当者の把握が多く、長欠者、卒業生あわせてほと／＼学校と同数の者があがつている。なお、その他の機関による回収率及び年少者実数はともに少ないが回答あつたものの該当記入状況は回収数の約五〇％という高率であつた。

把握された長欠者数を県別にみると最も在籍者の多い福岡が最多数を占め、次いで多い佐賀は在籍者に比して長欠者が高率を占め、逆に鹿児島は在籍者が福岡に次いで多いにも拘らず比較的少かつた。これは前にものべた炭鉱地帯の不況が特に福岡、佐賀等の炭鉱地区に当該児童として疑はしい長欠者として現れたものとみられ長崎よりの報告にも概して炭鉱夫の家庭が多いことをのべている。卒業生についても、福岡が最多数であり、長崎、佐賀、熊本の順に多い。なお、これらと関連して後の附録に文部省調査による長欠調査の結果を抜萃添付したから、併せて参考とされたい。

以上報告された二、二〇〇余名の者についての報告内容を見ると必ずしも調査票が要求している者、即ち現在不

当な雇用関係の疑いのある者（名義上の養育、家出、その他の理由を含む）について記入しているとは限らず、長欠して、家の留守番、子守、家事手伝い等をしていると思われる者も単に長欠者であるということで全員列記してきた学校もあり、又、欠席理由や年少者の雇用先不明や無記入となつてゐるもの或は年令を超過していると思われるもの、自宅にゐるのか、親元を離れているものか判然としないようなものも多くあげられていて調査担当の婦人少年室では、これらについての判断と分類、照会、確認等に多大の苦勞をした。

ともあれ、出身地の婦人少年室では右の結果に基いてこれを分類し、一まつ左記理由等による不当雇用の疑いのないものをとり除いた一、五三五名についての親元の実態調査を開始した。

予備調査において把握された者のうち親元調査を行わなかつた者の理由

○正規に就職しているもの（職安、学校等、正規の斡旋を受けたもの及び不当雇用の疑いのないもの等）

○雇用関係があるが親元に同居しているもの（親元に既に復帰し親元より再就職しているが問題ないと思われるものを含む）

○親元に同居し、雇用関係のないもの（家業手伝、家事従事、疾病等）

○親元不明のもの

○親元が九州以外の県に移転しているもの

○満十八才以上のもの

○通学中であつたもの

○結婚したもの

予備調査よりふるい落された後の結果

県 名	長 欠 席			卒 業 生			不 明			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
福 岡	64	209	273	26	378	404	-	-	-	90	587	677
佐 賀	56	63	119	103	117	220	-	-	-	159	180	339
長 崎	9	31	40	18	64	82	1	3	4	28	98	126
熊 本	12	48	60	12	78	90	-	-	-	24	126	150
大 分	15	23	38	11	24	35	-	-	-	26	47	73
宮 崎	12	11	23	19	46	65	-	-	-	31	57	88
鹿 児 島	4	17	21 性不明 7	2	8	10	-	8	8 性不明 36	6	33	39 性不明 43
計	172	402	581	189	715	906	1	11	48	364	1,128	1,535

○少年院等の施設に収容のもの

○関係機関より報告されたもので重複していたもの

○その他、調査不能及び対象外のもの

なお前年度においても経験されたところであるが、中学校及びその他の関係協力機関の回答遅延が予想以上であり、更に、たま〜市町村合併問題をかゝえていた時期であることも加わつて、これに関係した機関の予備調査実施の事務的処理が停滞した地区も見られ、これがために本調査の計画が予定通りに進行しなかつたことは、調査実施時期及び推進方法等に今後更に検討を要する問題があると思われる。

第二部 実態調査の結果

一、親 元 調 査

前記予備調査の段階でふるい落された残りの一、五三五名について親元調査を実施したのであるが、更に非該当の判明したもの、調査不能のもの、調査票の回収不能等を除き、最終的に親元調査を実施したものととして本省に送られてきた結果は八五八名であり、その県別内訳は第二表のとおりである。

この八五八名の中には更に親元調査まで実施してみなければ不当雇用であるか否かが不確定又は不明のものもあつて、調査の結果非該当となつたものも含まれるが、前記「本調査報告書の利用」のところでものべたように、一応疑わしいものとしてあがつた年少者の背景をなす親元、即ちこの種事件の発生するであろう温床的基盤という面

第2表 県 別 内 訳 表

人 数	名	県
175	岡 賀	福 岡
244	崎 本	佐 賀
114	分 崎	長 崎
141	島 計	熊 本
41		大 官
84		鹿 児
59		計
858		(100.0)

からひろくこれを見ることとした。以下、調査を実施した親元の状況について、調査項目別にみた結果は次のとおりである。

(一)、親 (保護者)

年少者八五八名中一名は施設収容者であり、いま一名は保護者のない孤児的なものであるため、この二名を除いた八五六世帯についてみると、親又は保護者が男子であるものが六三八名(七四・五%)で女子は二一八名(二五・五%)となつており

昨年の東北地方の結果とほぼにている。又、その年令構成は四〇〜四九才までのものが三六七名(四三・〇%)で最も多く、三〇才未満のものは僅か一四名で最低である。これを男世帯と女世帯に分けてみると男世帯では四

第3表 親(保護者)の性及び年令

男女別比率 年令階級別	男 女 計			比 率		
	男	女	計	男	女	計
30才未満	11	3	14	1.7	1.4	1.6
30～39才	34	40	74	5.3	18.3	8.6
40～49才	254	113	367	39.8	51.9	43.0
50～59才	254	45	299	39.8	20.6	34.9
60才以上	61	10	71	9.6	4.0	8.3
不詳	24	7	31	3.8	3.2	3.6
計(比率)	(74.5) 638	(25.5) 218	(100.) 856	100.0	100.0	100.0
施設収容 保護者なし	-	-	1	-	-	-
合 計	638	218	858	-	-	-

○才台、五○才台の階層が同率であり、続いては六○才台以上というように比較的五○才前後の者が家庭の中心であるのに比べ、女世帯では四○才台を最高の山とし五○才台、三○才台と続いて、ほど同率の減少でいわゆる母子世帯とよばれるものの一面をあらはしているかと思われる。なお、この保護者の中には親のない場合や、家庭的な事情に基き兄、姉、伯叔父母、祖父母、その他の親戚、里親、他人等が養育者、保護者となつてゐるもの

も含まれてゐる。こゝで現在当該年少者の親元に父母の両方或は何れか一方がいなというものの状況を見ると、前回調査時よりやゝ下廻るが、八五八名中三七・九%に当る者が何等かの理由により父母が欠けてゐるという家庭であつた。即ち総じて最も多いのが父のいないというもので当該当者の五八・〇%、その主たるものは父の死亡によるものである。続いて予想外に多いのは両親のいないもので八二名あり、母のいないものも五九名あつた。つぎに両親、父又は母の何れか一方の場合を問はず、その理由をみると、最も多いのが死亡であり、全体の六九・九%を占める。以上のことから、父又は両親更には母の死亡という不幸な家庭では、経済的、社会的、家庭的劣弱から、義務教育も満足におえたかおえないまゝ、年少者の就職手段や口べらしを知らなければならな

第4表 父母のない者の理由

理由 父母の別	死亡	離別	出稼	職務上の別居	その他	不明	計	備考
両親なし	61	9	-	1	5	6	82	
父親なし	138	32	5	-	5	15	195	
母親なし	36	18	1	-	2	2	59	
合計	235	59	6	1	12	23	336	
比率	69.9	17.6	1.8	0.3	3.6	6.8	100.0	

(二) 親元の職業

ということを現している。統いては複雑な家庭的事情をひそませた離別に
よるもので、このうち父との離別というものが最も多い。その他出稼、職務
上の別居等、経済的、職務的理由によるものもある。

親元の職業は、農業が二九・八%、次いでは無職の一七・四%、日雇の一
〇・五%で、これは従来の資料調査及び前回調査にもみられた親元の三大職
業ともいわれるもので、更に今年は炭鉱地帯をもつ九州地方の特色として四
番目の職業として鉱夫があがつており、従来に比べやゝ高率を示す無職の
ものの中にも所謂、廃休鉱による失業鉱夫が含まれると推定される。その他
人夫、土工、雑役等を含め失業或は半失業の占める割合は三一・二%となつ
ており、貧農々家とともに逼迫せる家計を打開するために子女を手離さざる
をえなかつたことがうかがえる。この他の職業としては表にみられるように
各種各様であるが概して原始産業従事者や現業労働者、職人、家内工業従事
者等が主で更に内職のように零細なものもある。また、自営的、知的職業
もあるが、これは不況下の経営困難等の要因によるもの他に家庭事情、
(家庭の不和、親の愛情の欠除、放任) 年少者の精神的欠陥(好奇心、虚栄
心、放浪性等) など、無形的要因により親元を離れたものと思われるものも

第5表 親元の職業

世帯数比率		世帯数	比率
職	業		
農	業	254	29.8
日	雇	89	10.5
鉢	夫	77	9.1
大	工	19	2.2
漁	業	32	3.7
林	業	13	1.5
商	業	24	2.8
製	業	1	0.1
職	人	17	2.0
行	商	20	2.3
士	工	3	0.3
雑	役	5	0.6
公	員	15	1.7
工	婦	22	2.6
接	人	2	0.2
修	人	2	0.2
集	屋	1	0.1
鍛	師	4	0.5
布	業	2	0.2
鍼	職	5	0.6
和	中	8	0.9
女	裁	7	0.7
附	等	1	0.1
運	内	3	0.3
会	職	9	1.0
鉢	婦	1	0.1
人	手	21	2.4
船	員	4	0.5
士	主	1	0.1
医	夫	1	0.1
小	員	4	0.5
製	築	2	0.2
店	師	1	0.1
運	使	4	0.5
住	業	1	0.1
劇	員	1	0.1
無	職	1	0.1
親	子	150	17.6
不	職	1	0.1
明	し	31	3.6
合	計	858	100.0

ある。

(三) 家族の構成

1. 家族数

家族の数を第六表によつてみると、六人家族のものが最も多く一四九世帯（一七・四％）であり、次いで七人家族の一七・一％、八人家族の一六・〇％という順で、九人以上のいわゆる大家族であるというものが二二・四％にあたり、うち一三人以上の家族というのが一三世帯で、東北地方同様、当該家庭の大多数（七二・九％）が六人以上の世帯である。

2. 親元同居者、別居者

第 6 表 家 族 数

家族数別		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人以上	總数	不詳	計
世帯数比率	世帯数	-	18	47	62	100	149	147	136	97	51	20	12	13	3	3	858
比 率		-	2.1	5.5	7.2	11.7	17.4	17.1	16.0	11.3	5.9	2.3	1.4	1.5	0.3	0.3	100.0

次に、これらの家庭を現在親元に同居している者、同居していない者の形態別人数別にみた結果は第七表のとおりで、これによると現在親元に同居している家族数は、五人家族のものが最も多く一八・二％で、東北地方の七人家族であつたのに比べ少くなつてゐる。然し、この五人家族世帯とともに六人、七人世帯も大差なく多いから後にのべる親元に同居していない家族数で高率の一人乃至二人というのを合はせると、家族数が六人と八人という世帯が多いことになる。

親元に同居していない者の形態では、同居していないものが一世帯に一人あるというものが最も多く三八三世帯（四四・六％）であつた。この中には、例えば嫁いでゐるもの、又は男子で家庭をもち独立した生計を営んでゐるもの等は含まれない。また、当該年少者が後にのべるように既に親元に帰郷してゐる世帯も含まれるからこれ等の世帯はときには更にもつと多くの家族が親元にいないときがあるといえる。

一人出ているものに次で多いのは二人で、以下人数の多くなるにつれ、比率は減少してゐるが最高では一家から六人も出ているというのがみられ、この四世帯は現在親元には二人又は三人しか居ないが、親元を離れ

第 7 表 親元同居・別居の家族数別世帯数

親元に現在同居 していない者		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	不詳	計
親元に現在同居 している者										
1	人	-	13	6	3	2	1	-	-	(2.9) 25
2	人	5	33	7	9	7	1	2	-	(7.5) 64
3	人	8	40	24	14	8	2	2	-	(11.4) 98
4	人	12	44	32	13	4	1	-	-	(12.5) 106
5	人	21	79	34	13	8	1	-	-	(18.2) 156
6	人	16	62	45	17	6	1	-	-	(17.1) 147
7	人	29	53	26	8	3	4	-	-	(14.3) 123
8	人	17	34	18	2	1	2	-	-	(8.6) 74
9	人	9	13	7	2	1	-	-	-	(3.7) 32
10	人	5	6	2	1	-	-	-	-	(1.6) 14
11	人	1	2	-	1	-	-	-	-	(0.5) 4
12	人	1	2	1	-	-	1	-	-	(0.6) 5
13人以上	人	-	1	1	1	1	-	-	-	(0.5) 4
離	散	-	1	1	1	-	-	-	-	(0.3) 3
不	詳	-	-	1	-	-	-	-	2	(0.3) 3
計		(14.5) 124	(44.6) 383	(23.9) 205	(9.9) 85	(4.8) 41	(1.6) 14	(0.5) 4	(0.2) 2	(100.0) 858

ている六人を加えると
 その家族数は実は八人
 乃至九人世帯であると
 いうことになる。更に
 親元には一人しかいな
 いというさゝやかな家
 庭でも、外に五人も出
 ているという世帯や親
 元に一二人いて、外に
 五人、一三人いて外に
 四人、八人いて外に五
 人、九人いて外に四人
 等、家族が親元を離れ
 て生活をしている種々
 の形態がみられる。
 以上の結果から、親
 元を離れて不当雇用慣

第8表 (イ) 兄 弟・姉 妹 の 数

兄弟姉妹数 年少者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	計
年少者数	37	42	80	123	154	148	113	81	29	46	5	858
比 率	4.3	4.9	9.3	14.3	17.9	17.2	13.2	9.5	3.4	5.4	0.6	100.0

第8表 (ロ) 兄弟・姉妹の生存死亡の別数

生存、死亡者数 生存、死亡の別	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	計
生 存	-	42	55	100	161	171	139	109	48	13	15	853
死 亡	58	144	72	31	12	4	7	1	-	1	-	853
比 率												
生 存	-	4.9	6.4	11.7	18.9	20.1	16.3	12.8	5.6	1.5	1.8	100.0
死 亡	68.2	16.9	8.4	3.6	1.4	0.5	0.8	0.1	-	0.1	-	100.0

3.

兄 弟 姉 妹

前記の親元同居の有無別や、結婚、独立、死亡、生存等の別に拘らず、当該調査の対象となつた年少者の兄弟姉妹の数をしらべ、年少者の家庭の多子状況の如何についてみたのが第8表(イ)である。これによれば五人兄弟、六人兄弟というものが高率で、兄弟五人以上のものの占める率は六六・六%であり、十人以上というものもみられやう、多子家族であることを示している。

行の場に置かれている疑のある者を対象とした本調査の性質上、当然の帰結ではあるが、親元八五八世帯中、八五・三%のものが、夫々一家から何人かを他へ出してという著しい現象がみられる。従つて一世帯当りの平均非同居者数は一・七人となる。なお親元に同居していない者というのは、調査の結果、年少者が現在、家業、家事、疾病、帰郷等で家にいるものや、雇用関係はあつても親元から通つてゐる者等であり、大部分が次の段階で調査対象から除かれるものである。

なお、右のなかには少数ではあるが、複雑な家族関係にあるとみられる特殊なもの、例えば父母の再婚による義兄弟、再婚後生れた義姉妹等、異父母の關係にあるものも含まれている。

また、参考として前記兄弟姉妹の生存及び死亡状況についてみたのが(ロ)表で、兄弟数不明のもの五人を除いた八五三人の年少者中、現在生きている兄弟姉妹数の最も多いのは五人であり次いで四人、六人の順となっている。生存、死亡の状況は全兄弟生存しているというのが最も高率で続いては一人乃至二人の死亡というのが多い。

(四) 家族の職業と収入

1. 親元にいる者の職業と収入

(1) 親元で働いている者の数

親及び家族で親元において働き収入を得ている者が一世帯に何人いるかを第九表によりみると、親元の八五・七％(七三五世帯)が一人以上働いており、うち最も多いのが一人働いているという世帯である。なおこれには、農業、自家経営の商店、工場等の如く、家族労働の形態にある従事者をも含めた。

これは、前述の親元の職業との関連で考え合はされるもので、まず親が職業を有する六七六世帯(第五表参照)は一応、一世帯最低一人は働くものとみなされ、これを七三五世帯からさしひくと残る五九世帯は、親以外の誰かが、何等かの職業に就き収入をはかっていることを現している。実際には、親が有業者である世帯で親以外に働くものがある世帯即ち、二人以上働く世帯も考えられるから、この場合、親が無職の世帯で家族が働いている世帯の率は更に多くなると思われる。

第9表 (イ) 親元で働いている者の数

人数 世帯数, 比率	一世帯 人	2 人	3 人	4 人	5人以上	計
世 帯 数	454	190	68	22	1	735
比 率	61.8	25.9	9.2	3.0	0.1	100.0

(注) ○親元で働いているもののいない世帯を除く

○農業, 自家経営の商店, 工場等の如く家族労働的形態にあるものの家族従事者を含む

第9表 (ロ) 親元で働いている者の職業

職 業	人数, 比率	延人数	比 率	職 業	人数, 比率	延人数	比 率
農業	361	31.9		鍛冶	5	0.4	
漁業	1	0.1		左染	6	0.5	
農産物加工	6	0.5		布履	1	0.1	
林業	12	1.1		縫製	1	0.1	
林産物加工	6	0.5		洋服	4	0.4	
炭坑業	3	0.2		家具	2	0.2	
林業	3	0.2		工務	2	0.2	
農業	2	0.2		大工	30	2.6	
農業	9	0.8		小工	1	0.1	
農業	177	15.6		公共	42	3.7	
農業	8	0.7		小工	21	1.8	
農業	122	10.8		小工	5	0.4	
農業	1	0.1		小工	18	1.6	
農業	1	0.1		小工	2	0.2	
農業	59	5.2		小工	2	0.2	
農業	4	0.4		小工	6	0.5	
農業	1	0.1		小工	3	0.2	
農業	37	3.3		小工	2	0.2	
農業	5	0.4		小工	7	0.6	
農業	2	0.2		小工	1	0.1	
農業	13	1.1		小工	8	0.7	
農業	1	0.1		小工	2	0.2	
農業	14	1.2		小工	10	0.9	
農業	3	0.2		小工	1	0.1	
農業	27	2.4		小工	7	0.6	
農業	17	1.5		小工	2	0.2	
農業	1	0.1		小工	5	0.4	
農業	1	0.1		小工	2	0.2	
農業	2	0.2		小工	1	0.1	
農業	4	0.4		小工	4	0.4	
農業	2	0.2		小工	12	1.1	
農業	1	0.1					
農業	2	0.2					
農業	8	0.7					
合 計				合 計		1,131	100.0

また、親の有業世帯においても、主たる生計の維持者である親の四三・六%が農業、日雇、土工、雑役夫等であるだけに、親以外の家族の働きにも頼らざるをえなくなり、その結果一世帯で二人以上働いているというものが二八一世帯を数え、親元で働いている者のいる七三五世帯の一世帯当りの働く者の平均人数は一・六人となる。

(2) 親元で働いている者の職業

次に、親元で働いているものの延一、一三一名の職業では、農業が最も多く、三一・九%を占めている。これは親元の職業でも農業が最高であるから、家族で働くものは、家族労働の形態で働くもの或は地元の農家の作男作女として就業しているものなどであると思われる。

その他の職業についても、親の職業との関係においてみるにほと親の職業の就業者数を拡大した就業状況がみられるから親元で働く親以外の家族もおおむね家族労働の形態で働くか或は親と異つた職業につくとしても日雇のような半失業的職業や、原始産業、家内工業、現業労働等の職業に就くものが多いことを示している。

(3) 親元の収入

以上のように、家族の協力による就労をもあてにして収入を図る親元で働く者の合算収入額が一世帯当り如何程になるかを第一〇表の上からみると、七三五世帯中、親元の収入の判明したもの（金額見積は不明なるも親元の経済状況を現す何等かのものが判つているものを含む）六八四世帯の収入状況は次のようである。なおこれには、農家、商店、その他一ヶ月の収入計算が比較的困難なものについてもおおよその月収金額に

第10表 親 元 の 収 入 (1ヶ月)

世帯数, 比率	世帯数	比 率	世帯数, 比率	世帯数	比 率
月 収			全額見積不明のもの		
3,000 円 未 満	(3) 80	(0.4) 11.7	耕作反別	(7)	(1.0)
	(5)	(0.7)	3反 未 満 農 家	12	1.7
3,000 ~ 5,000	92	13.5	3反以上 ~ 5 反	(4)	(0.6)
	(2)	(0.3)		13	1.9
5,000 ~ 8,000	118	17.3	5反以上 ~ 1 町	(5)	(0.7)
	(3)	(0.4)		15	2.3
8,000 ~ 10,000	62	9.1	1 町 以 上	9	1.3
	(2)	(0.3)		(16)	
10,000 ~ 15,000	121	17.7	小 計	49	7.2
	(1)	(0.1)			
15,000 ~ 20,000	70	10.2	極 貧	1	0.1
20,000 ~ 25,000	31	4.5	現 物 収 入	1	0.1
25,000 ~ 30,000	8	1.2	金 額 不 明	3	0.5
30,000 ~ 40,000	7	1.0	固 定 収 入 な し	21	3.1
40,000 円 以 上	4	0.6	小 計	26	3.8
	(16)				
小 計	609	89.0	合 計	684	100.0

(註) ○金額欄は()収入金額の他耕作田畑も併記されている農家であつて内数である

○収入金額見積不明欄の()は前記金額欄に現された農家の併記耕作反数に基く重複記入で外数であり、金額欄記入の階層の何れかに属するが横欄にそのまゝ移動するものではない

○従つて合計額は()外数字のみを合わせたものである

第11表 親 元 に 送 金 し て い る 者 の 数

送金している者	一世帯人	2 人	3 人	4 人	計
世帯数, 比率					
世 帯 数	168	47	12	2	229
比 率	73.4	20.5	5.2	0.9	100.0

換算して表記し、なお不明のものは、耕作反数や家計状態を表現する区分により分類した。

即ち、月収金額の判明しているものは六〇・九世帯で、八九・〇%を占め、その他は耕作反数のみ判明の農家七・二%、その他の金額見積不明のものは三・八%である。

金額判明のものについてみると、最も多いのが一月一万円以上一万五千円未満のもの一二一名(一七・七%)であり、続いては、五千円以上八千円未満のもの一八名(一七・三%)、三千円以上五千円未満のもの九二名(一三・五%)の順となっており、一万円以下の収入のものが五一・六%を占めている。更に固定収入のないもの、極貧、現物収入のみのもの等概して低収入である。これを一人当りの生活費の面からみると(個々には家族数と相関々係にあるものであるが一応親元に於ける家族数中比率の高い一世帯五人と七人世帯をとつてみる)一人当りの生活費は極めて低く、一万円以上一万五千円未満の収入の世帯においては、一人当り平均二千二百円と三千円となり、五千円以上八千円未満の階層では、平均一千一百円と一千六百円であり三千円以上五千円未満の収入世帯では僅か七百円と一千円となる。以上はごく大まかに収入額の率の高い二三のものを同様親元にいる家族数の高率のもので割つたものであり、実態では、これより恵まれた一部の家庭もある反面、十人以上という大家族世帯や、例え少数家族ではあつても収入三千円そこそこという有様の世帯もあり、勢い次にのべる親元に送金してくる僅かの金額にも頼らざるを得ない状態であることを示している。これを換言すれば、これらの家庭では、その子供達に次々と義務教育を終えるか終えないうちから口べらしや出稼ぎの運命をになわせざるを得ないということをあらわすものである。

2. 親元に送金している者

前述のように、一般に主たる生計の維持者による収入が少く、生活が困難であるから更に家族の働きをまつて収入の増加を図り、なお低収入である親元においては、勢い就職や出稼ぎなどで家を離れて働く家族の補助をあてこみ或いは養育、住込等による口べらしをはからざるをえず、又生活保護法等による社会的な援助を仰がざるを得ない状況にあるものがあることは推察に難くない。

そこで、次にこの家族の行き先からの送金や、既に結婚した子供、或いは親類等から送られる援助等親元に対する補助の状況をみてみると、送金を受けている該当世帯は二二九世帯で、総世帯の二六・六％に当るこれを一世帯当たり何人から送金してくるものであるか世帯毎の人数別にみたのが第一一表であり、これによると一人からというのが最も多く一六八世帯で二二九世帯の七三・四％に当る。その他二人、三人、四人と送金しているもの等を含めたその延人員は三〇六人に亘り、二二九世帯の一世帯当りの平均は一・三人となる。

この親元の家計補助者の中には勿論、親元を離れている当該調査対象の年少者も含まれる訳であるが、その他の者も合せ、これらの者の職業は第一二表にみられるとおり、農耕夫、女中、子守、店員、工員、漁夫等が主たるもので、自分自身を賄うのでさえ余裕をもたないと思われる家族の者達が乏しい中から送金しているであろうことが推察される。然も、その形態は、第三表(イ)にみるように毎月定期的であるというのが五六・三％の多きを示していること、その他の定期(二八・一％)を含めこの送金が親元の生活に欠くことのできないものであることを如実にあらわしている。なお、「その他の定期」というのは、毎月のようにひんばんではないが数ヶ月毎、或は年何回というように或程度の間隔をおいた固定的送金をいう。

第 12 表
親元に送金している者の職業

人数, 比率		人 数	比 率
職 業			
農業		52	17.0
林業		2	0.7
材 手		2	0.7
農木店		29	9.5
バコ		12	3.9
飲食女子下家接女娼ダ芸工		1	0.3
自製精製カ散クパ料左鍛靴大と土工運日漁船炭会電見貸自雄職		3	1.0
事 客		53	17.3
見 客		41	13.4
サ		2	0.7
工 習		1	0.3
理 工 習		4	1.3
業 習 手 屋 人 官 職 人 工 職 工 夫 業 雇 業 員 夫 員 手 婦 人 員 役 明		6	2.0
修 習 見 製 造 助		1	0.3
販 見 ン		1	0.3
車 米 ン		2	0.7
動 業 パ ば 髪 ニ		1	0.3
リ		1	0.3
ン 理 冶 の び 搬		1	0.3
坑 社 交 看 業		2	0.7
話 習 席 衛		1	0.3
種		1	0.3
換 護 雇 隊 不		2	0.7
不		10	3.2
計		2	0.7
合		3	1.0
		3	1.0
		2	0.7
		1	0.3
		1	0.3
		5	1.6
		1	0.3
		17	5.5
合 計		306	100.0

その送金額を一月平均にみた状況は(ロ表の結果のとおりであり、千円以上、二千円未満であるというものが三五・四％、千円未満二六・二％、二千円以上三千円未満のものは一七・〇％とごく零細な金額のものが多い。

3. 生活保護法の適用世帯及び扶助額

親元八五八世帯のうち、生活の窮迫から生活保護法の適用をうけていた実世帯は一一〇世帯で総数の一二・八％に当り、東北地方の調査に比し、受給率は約六％弱低くなつてゐる。これらの世帯は、一世帯で幾種類かの扶助を受けているものがあるから、種類別にみた延世帯は一七九世帯となり、一世帯当り平均一・六種類の扶助をうけていることになる。扶助の種類で最も多いのが生活扶助の六二世帯で延一七九世帯の三四・六％に当

第13表 (イ) 親元への送金状況

送金状況 人員比率	毎月 定期	その他 の定期	不定期	送金して いるが状 況不明	計
人 員	173	86	33	14	306
比 率	56.5	28.1	10.8	4.6	100.0

(ロ) 親元への送金額

送金額(月平均)	世帯数	比 率
1,000 円 未 満	60	26.2
1,000円以上～ 2,000円未満	81	35.4
2,000 ～ 3,000	39	17.0
3,000 ～ 4,000	15	6.5
4,000 ～ 5,000	10	4.4
5,000 ～ 6,000	5	2.2
6,000 ～ 7,000	5	2.2
7,000 ～ 8,000	2	0.9
10,000 ～11,000	1	0.4
金 額 不 明	11	4.8
計	229	100.0

(ロ)表にみられるとおりであり、これは附録添付の資料のように、世帯により人員、構成年齢、地区等による算出根拠が異なるから一概にその多い、少いは云々出来ないが、一一〇世帯の二四・五％が千円以上二千元未満の給付をうけ、続いては二千元以上三千元未満のものである。

4. 親元における総収入

以上述べてきた親元における生活収入手段、金額は種々で、構成人員により、形態により世帯別に各種各様

る。続いては修学児童をかくえた世帯に当てはまる教育扶助であり六〇世帯(三三・五％)あつた。その他の種類は住宅、医療等であるが、なお調査時には受けていないが、最近まで受けていたという世帯も二、三あつた。

次に一世帯が受けている一ヶ月の扶助額は

第14表 (イ) 生活保護法適用世帯

扶助の種類 世帯数、比率	生活扶助	教育扶助	医療扶助	住宅扶助	その他	種類不明	計
延世帯数	62	60	6	14	2	35	179
比率	34.6	33.5	3.4	7.8	1.1	19.6	100.0

(註) 実世帯は110世帯

(ロ) 生活保護法適用世帯の受ける扶助額

世帯数、比率		世帯数	比 率
一世帯当りの扶助額			
1ヵ月	1,000円未満	14	12.8
	1,000円以上～ 2,000円未満	27	24.5
	2,000 ～ 3,000	26	23.6
	3,000 ～ 4,000	13	11.8
	4,000 ～ 5,000	14	12.8
	5,000円 以 上	5	4.5
不	明	11	10.0
合	計	110	100.0

該層となつたものとみられ、次いでは一万円以上一万五千円未満の二六・七%で、一万円未満の世帯は約五〇%を占め、親元で働く者の収入額の場合より一%程やや低率となつてゐる。以上のことから、前述のように親元ではあらゆる収入増加の方法を講じ、他より援助をうけているに拘らず、依然として、その低収入、貧困の事態は余り変ることなく、生活状態は少しも楽にならないという状況である。当該年少者のおか

である。従つて、最終的に、幾種類かの組合つた親元の一ヶ月間の総収入額についてみたのが第十五表であり、(これには公共的扶助である生活保護法の各種扶助も収入とみなした)その結果、五千円以上八千円未満というのが最も多く一八・〇%であり、前述の親元で働くものの収入額のところで示されたよりもこの層の世帯の占める実数、比率がともに高くなつてゐる。これはこれ以下の収入層が何等かの収入増加により当

第15表
親元に於ける総収入(1ヶ月)

金 額	世帯数
3,000円未満	(11.0) 94
3,000以上～ 5,000	(11.5) 99
5,000 ～ 8,000	(18.0) 154
8,000 ～10,000	(9.2) 79
10,000 ～15,000	(16.7) 143
15,000 ～20,000	(8.5) 73
20,000 ～25,000	(4.3) 37
25,000 ～30,000	(0.9) 8
30,000 ～40,000	(0.9) 8
40,000円以上	(0.4) 3
固 定 収 入 な し	(1.9) 16
不 明	(11.5) 99
小 計	(94.8) 813
耕作反別	(0.8) 7
3 反 未 満	(0.7) 6
3 反 ～ 5 反	(1.3) 11
5 反 ～ 1 町	(0.9) 8
1 町 以 上	(3.7) 32
小 計	(1.5) 13
収 入 な し	(100.0) 858
合 計	

れている立場は、かうした家庭的生活基盤の上に立っている現況であるといえる。

(五) 年少者を親元より手離れた動機(親元より離れた動機)

この項は親元調査を主体とし、雇用先まで一貫して行われたものについては、更に年少者の側の回答をうけ、大体同じと思われるものについて一つにまとめたのが第一六表の(イ)である。然し乍ら親元と年少者の動機の異なるものについては、動機毎に親元及び年少者を別々に一件とり、これを集約したのが(ロ)表であり、(ロ)表は(イ)表の外数である。その結果(ロ)表においてたゞ親元の動機と、年少者の動機比率が同率となつたものもあるが、これが構成件数は同一のものではない。

なお、(イ)(ロ)両表とも参考上、被調査者の発言をできるだけ生のまゝ記載したから、例えば「貧困のため」とか「生活貧困のため本人が希望して」或いは「本人の希望によるもの」の如く相互に重複するもの、或は幾多の動機の組合さつたもの等が多々みられる。その結果をみると、これが共通動機として最も多くあがつてくるものは

第16表 (イ) 年少者を親元より手離した動機 (親元を離れた動機)

動 機	世 帯 数, 比 率	
	世 帯 数	比 率
生活貧困のため (口べらし)	299	37.9
本人の希望によるもの	132	16.8
家庭不和及び貧困のため	26	3.3
父母の愛情の欠除によるもの	7	0.9
本人の不良化のため	7	0.9
友人兄姉に誘われて	24	3.0
家庭貧困及父母の愛情の欠除により	4	0.5
生活貧困のため本人が希望して	17	2.2
生活貧困により働かして衣類を整えさせるため	16	1.7
生活貧困及び本人が学校嫌いなので	17	2.5
生活貧困及び本人不良化のため	1	0.1
父母の愛情欠如、特に本人も学校が嫌いの為	1	0.1
親類からの依頼により	8	1.0
本人が都会にあこがれて	1	0.1
手に職を得るため	1	0.1
他人に渡っていた家を買戻す資金作りに	1	0.1
本人の将来の自活の為と口べらしのため	2	0.3
家事行儀見習	2	0.3
働きたいと思つていたところ知人より話があつた	2	0.3
芸妓にしたいため (本人も希望す)	1	0.1
生活難と教育に対する無理解	1	0.1
親族会議の結果	1	0.1
雇主からの要望により	8	1.0
隣部落の周旋屋にだまされて	1	0.1
進学しようとして家出	1	0.1
当町の習慣により奉公に行く	1	0.1

親類の者が両親に無断で連れ去る	1	0.1
タイプ修業せるも年令満たずとの理由に就職困難により住込みする	1	0.1
その他の	1	0.1
不明	79	10.0
記入	102	12.9
小計	768	97.2
手離した事なし	22	2.8
合計	790	100.0

(ロ) 親元の動機と年少者の動機と異なるもの

親元の動機	世帯数	年少者の動機	世帯数
生活貧困のため	(28.0) 19	生活貧困のため	(23.5) 16
本人の希望によるもの	(20.6) 14	本人の希望によるもの	(29.5) 20
家庭の不和及び貧困のため	(7.4) 5	家庭の不和及び貧困のため	(7.4) 5
父母の愛情の欠除によるもの	(1.5) 1	父母の愛情の欠除によるもの	(1.5) 1
本人の不良化のため	(2.9) 2	本人の不良化のため	(2.9) 2
本人学校嫌い、生活貧困の為に口べらし	(2.9) 2	働きして衣類を整えるため	(2.9) 2
生活貧困の為に、働きして衣類を整えさせる	(2.9) 2	本人の学校嫌いとい口べらしの為	(2.9) 2
本人不良化、生活貧困のため	(1.5) 1	生活貧困の為に、本人が希望して	(4.4) 3
生活貧困、本人が希望して	(13.2) 9	不明	(13.2) 9
生活貧困及び父母の愛情欠除	(1.5) 1		
不明	(17.6) 12		
合計	(100.0) 68	合計	(100.0) 68

貧困のため（貧困による口べらし）である。然して更に、本人が希望してというものの中にも貧しさから抜け出るためにとか、或は親兄弟の困るのをみかねて本人が積極的に出たものもあるうし、友人兄弟にさそわれてというものにも同様のことがいえる。只、その動機が自動的であつたか又は他動的であつたかにより、このような表現のちがいがでてくるのであつて、前述の収入状況からおしても、年少者を手離した親元の大部分の動機が、直接間接に貧困によるものであることは容易に肯けるのである。そしてこれに、家庭の不和、不健全、親の愛情の欠除、無智、無理解、本人の学校嫌い、不良性等が加わり、更に年少者を取まく社会の封建性が、当然のこととして受入れているのであり、これらがたま／＼正規の幹旋機間の経路を経ず、親戚、友人、知人、縁故者等の幹旋をうけて就労する機会が多いため、親元及び年少者の貧困、無智に乗じた悪質仲介人の介在する虞なしとはいえないものが多いと思われる。

（六）年少者を親元より手離した形態

前述のような理由から年少者を手離した形態を、第一七表による四区分に分けてみると、就職形態のものが最も多く、七一・五％であり、養育、家出が各五・六％となつてゐる。その他というのは通学や施設収容、親戚の手伝等であり手離したことなしというのは、調査の結果、親元にいることが判明し非該当であつたものである。

（七）年少者の修学状況

年少者が親元を離れたときにどの程度の教育を受けていたものであるかについては、年少者の年令とも関連して考察する必要がある、まづ第一八表によれば、義務教育修了者は三九七名（四六・三％）であり、不就学

第17表 年少者を親元より手離した形態

世帯数、比率		世帯数	比 率
形 態 別			
就 職	597	71.5	
養 育	56	6.7	
家 出	43	5.1	
そ の 他	17	1.9	
不 明	123	14.8	
小 計	836	100.0	
手 離 した こと な し	22		
合 計	858		

第18表 年少者の修学状況

年少者数、比率		年少者数	比 率
親元を離れた ときの修学状況			
小 学 校 在 学 中	1	0.1	
小 学 校 中 退	31	3.6	
小 学 校 卒 業	85	9.9	
中 学 校 在 学 中	16	1.9	
中 学 校 中 退 (長 欠)	183	21.3	
中 学 校 卒 業	397	46.3	
中 不 就 学	20	2.3	
不 明	125	14.6	
計	858	100.0	

を含め、義務教育未修了者は三三六名(三九・一%)を数え、この中には小学校在学中、同中退、同卒業のみというのが一一七名もみられ不明は一二五名であつた。

これを次表の年令別年少者数に対比してみると、小学校卒業の該当年令までの者即ち十一、十二才のものは併せて僅かに一名に過ぎず前記一一七名との間に大きな開きをもつてゐる。このことは、中学校在学及び中退者合計数と当該年令十二才から十五才までの者の数との比較、中学校卒業生と十五才以上の者の数との比較についてもいえ、年少者達が義務教育すら満足に受けられず、精神的にも知的にも低い水準のまま親元を離れていることを端的に物語つてゐる。

なお、義務教育未修了のまま就業したもののうち現在就業後通学していることの判明しているものは一四名あつた。

二、年少者調査

年少者調査は、親元調査の際、親元から聴取可能な限り年少者の事項について調査を行い続いて雇用先調査（受入地調査）に移つてから、年少者に面接し、親元調査の際に聴取したことについて本人に確かめ、補記、訂正を行い更に年少者本人でなければ調査することできない雇用先の事項等について調査を行つたものである。しかも出身地調査の結果更に不当雇用関係にないことが明らかになつたり、年少者の行方や雇用先の所在地が不詳のため調査不能になつたもの等は出身地調査から雇用先調査の実施時にこれを除外したが、親元調査の際把握された事項については、除外の有無に拘らずなお一括して分析を行つた。従つて今後の表に現れる（ ）内の数字は特に（註）のない限り親元調査のみに留つたものであり、（ ）外数字は親元調査から雇用先調査まで一貫して行われたものであつて、今までのべてきた親元調査を行つたものはこの（ ）内及び（ ）外の数字を合算したものであることをお断りしておく。

（一）、性別、年令別年少者数

第一九表のとおり性別では女子が圧倒的に多く、男子の約三倍近くを占めている。年令的には一七才の一三六名を最高とし、一六、一五才と年令の低くなるにつれて少くなつてゐる。なお、一八才以上のものも含まれるが、これは年令が不明確であつたもの、年令超過ではあるが問題があると思われるもの等について調査されたものであ

第19表 性別・年令別・年少者数

男女別 年令別		男		女		計		比 率	
11	才	(-)	-	(1)	2	(1)	2	(0.3)	0.4
12	才	(2)	2	(3)	1	(5)	3	(1.4)	0.7
13	才	(7)	5	(19)	19	(26)	24	(7.2)	4.8
14	才	(15)	16	(35)	48	(50)	64	(13.8)	12.9
15	才	(25)	29	(40)	70	(65)	99	(18.0)	20.0
16	才	(10)	39	(65)	99	(75)	138	(20.7)	27.8
17	才	(22)	47	(70)	97	(92)	144	(25.3)	29.0
18才以上		(10)	4	(33)	18	(43)	22	(11.9)	4.4
不詳		(1)	-	(4)	-	(5)	-	(1.4)	-
合 計		(92)	142	(270)	354	(362)	496	(100.0)	100.0
比 率		(25.4)	28.8	(74.6)	71.2	(100.0)	100.0		

(註) () 外の数字は雇用先調査まで一貫して行れたもの

() 内 / 親元調査のみに留まりたるもので外数である

る。

そして再三のべるようにこれらの年少者は長欠及び動向把握の予備調査の段階において、把握されたものであり、必ずしも、これが直ちに不当雇用慣行の該当者と断定することはもちろんできない。然しながら前述したようにこれに該当する者を輩出しやすい社会、家庭環境の場におかれてゐる年少者にとつては、この時に適切な保護指導がなされることによつて後日に不幸の憾みを残すことなく育成されるものであり、こゝに本調査の意義がある訳である。なお、少数ではあるが第三部類型別事例の欄にもあげたように既に直接被害者となつていたものも発見され、直ちに関係機関の協力により救出され新しい人生の第一歩をふみ出したというの報告されている。

(二) 年少者の出身及び受入県

八五八名のうち県内に受入れられたものは五八四名(六八・一%)で、他県に受入れられたもの一六三名

第20表 年少者の出身及び受入県

受入県 出身県		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	合計
福岡	岡	146	12	30	11	3	2	3	(24.2) 207
佐賀	賀	-	155	14	-	-	1	-	(19.9) 170
長崎	崎	-	8	52	1	1	-	1	(7.8) 63
熊本	本	-	3	-	121	-	2	5	(15.4) 131
大分	分	-	1	-	-	25	-	-	(3.0) 26
宮崎	崎	-	-	-	-	-	58	2	(7.0) 60
鹿児島	島	-	-	-	-	-	2	27	(3.4) 29
小計		146	179	96	133	29	65	38	(80.2) 686
北海道		-	1	-	-	-	-	-	(0.1) 1
青森		-	-	1	-	-	-	-	(0.1) 1
東京		1	4	3	-	1	-	-	(1.0) 9
岐阜		-	-	-	-	-	1	-	(0.1) 1
静岡		-	1	1	-	-	-	-	(0.2) 2
愛知		-	4	4	-	-	2	-	(1.2) 10
滋賀		-	2	-	-	-	-	-	(0.2) 2
大阪		-	8	2	5	-	2	2	(2.2) 19
兵庫		1	-	-	-	1	2	1	(0.6) 5
岡山		-	-	1	-	-	-	-	(0.1) 1
広島		-	1	1	-	-	-	-	(0.2) 2
山口		1	1	-	1	-	-	-	(0.5) 4
高知		-	-	-	1	-	-	-	(0.1) 1
沖縄		-	-	-	-	-	-	3	(0.3) 3
該当外		22	39	5	-	10	9	8	(10.8) 93
不明		3	4	-	1	-	3	7	(2.1) 18
合計		(20.4) 175	(28.4) 244	(13.3) 114	(16.4) 141	(4.8) 41	(9.8) 84	(6.9) 59	(100.0) 858

(註) ○ □ 内は県内受入を示す

○ 該当外とは調査の結果、親元にいた非該当のものである

第21表 (イ) 仲介の有無

就職斡旋を受けた者	(52)	224人
就職斡旋されない者	(106)	256
不明	(204)	16
計	(362)	496

(ロ) 性別及び年令別仲介人数(延人員)

性別 年令別	男	女	性別不明	計	比率 %
20才未満	2	(2) 13	-	(2) 15	6.0
20才～29才	(5) 13	(4) 17	-	(9) 30	13.7
30才～39才	(2) 26	(5) 8	-	(7) 34	14.4
40才～49才	(8) 24	(4) 20	-	(12) 44	19.7
50才～59才	(5) 26	(1) 12	-	(6) 38	15.5
60才以上	(2) 20	(2) 9	-	(4) 29	11.6
年令不明	(3) 19	(2) 14	(1) 15	(6) 48	19.0
計	(25) 130	(20) 93	(1) 15	(46) 238	100.0
比率	54.5	39.8	5.6	100.0	

(註) ○()内の数字は親元調査のみに留つたものであり、外数である。()

外の数字は親元から雇用先まで一貫して行れたものである。

○比率は上記両者を合算したものについての比率である。

1. (三)

性別年令別仲介人

その他親元調査をした結果、年少者が親元地に居た非該当のもの九三名、受入県不明が一八名となつてゐる。

年少者の就業について仲介にたつたものの延人員は二八四名であり、仲介を受けた実年少者数は二七六名(総数の三二・一%)である。従つて一人当りの仲介人は平均一・〇人であるが、中には一人で数人を斡旋したものもある。仲介者を性別、年令別にみると男子が過半数を占め、残り五〇%弱は女子及び性別不明のものである。年令的には四十才台が最も多く、次で五十才台であるが、男女別にこれを見ると男子では四十才台に次いで多いのは三十才

台五十才台の順であり、女子では四十才台に次いで二十才台が多い。

仲介人と年少者との関係は、大部分のものが親戚、友人、知人等であり、いわゆる縁故紹介のもので当該年少者のため、或は家庭の窮乏を救うために就職先を斡旋しているといつたもので、特に悪質な常習者とみられるものは次にかゝげる仲介手数料との関連からみても数人とみて差支えないであろう。

2. 仲介手数料

仲介者二八四名中、親元又は年少者本人より謝礼金を出されたのは十二人（総数の四・二％）でこのなかの低額のもの、は、斡旋に対する当座の御礼心や煙草代、車賃程度のもので一応問題ないものと思われる。従つてま

とまつた金額の仲介手数料としてみられるのは五人で、その額は一人当り二千円又は三千円である。その他汽車賃名目のもの、現物によるものが各々一人ずつであつた。

(四)、就業の状態

1. 年少者の業務内容

義務教育さえも完全に履修出来ないという過程にあつては必然的に安易な誰にでも出来る業務に制限されざるを得ないのは当然である。しかも彼等の親元における当面の必要は

第22表 仲介人への謝礼（延人員）

人数、比率		年少者数	比 率
謝礼の内容			
仲介謝礼金	200円	3	1.1
	300	1	0.4
	500	3	1.1
	2,000	1	0.7
	3,000	3	1.1
小 計		(1) 11	4.2
旅 費（含弁当代）			
汽車賃 3,000円		1	0.4
現 物 謝 礼			
砂 糖		1	0.4
な し		(31) 161	67.6
不 明		(14) 64	27.5
合 計		(46) 238	100.0

第23表 年少者の業務内容

業 務 別			男		女		計		比 率
農	耕	(3)	26	(6)	27	(9)	53	10.7	
子	守	(1)	4	(23)	86	(24)	90	18.2	
工	員	(5)	30	(2)	14	(7)	44	8.9	
店	員	(8)	27	(17)	44	(25)	71	14.3	
旅館飲食店等女中(出前)			-	(11)	44	(11)	44	8.9	
芸 妓	及 び 女 給 見 習	-	-	(5)	8	(5)	8	1.6	
家 庭	女 中	-	-	(30)	68	(30)	68	13.7	
漁	業	(1)	3	-	-	(1)	3	0.6	
雑	役	(2)	6	(3)	5	(5)	11	2.2	
事 務	員	(1)	1	(1)	-	(2)	1	0.2	
坑 夫	(選炭夫)	(1)	-	(1)	1	(2)	1	0.2	
大 工	見 習	(3)	16	-	-	(3)	16	3.2	
看 護	婦 見 習	-	-	(3)	2	(3)	2	0.4	
自動車運転手, 車 掌			2	(1)	-	(1)	2	0.4	
女 中	兼 店 員	-	-	(1)	8	(1)	8	1.6	
美 容	見 習	-	-	(1)	6	(1)	6	1.2	
土 工	見 習 (石工)	(1)	2	-	-	(1)	2	0.4	
理 髪	見 習	-	3	-	9	-	12	2.4	
左 官	見 習	-	3	-	-	-	3	0.6	
ク リ ー ニ ン グ 業			4	-	-	-	4	0.8	
料 理	人 見 習	-	3	-	2	-	5	1.0	
洋 裁	見 習	-	-	-	1	-	1	0.2	
農 耕	と 子 守	-	-	-	1	-	1	0.2	
農 耕	と 女 中	-	-	-	1	-	1	0.2	
日 雇	人 夫	(1)	-	-	-	(1)	-	-	
不 明		(8)	12	(2)	27	(10)	39	7.9	
合 計		(35)	142	(107)	354	(142)	496	100.0	

(註) ○()内数字は親元調査のみ行われたもので外数である

○()外数字は親元から、雇用先調査まで一貫して調査したものである

「口べらし」による家計の軽減であり、一面家計補助の意義が附与されているのである。こゝには適職選定の余地はない。

四九六名の業務内容は第二〇表に示すとおり、農耕、子守、店員、家庭女中がその五六・九%を占め、彼等の将来における技能や経済的保障を予定させる業種は僅少な割合を示すに止つてゐることは上記のことを裏書きしてゐる。たゞしこれを男女別にみると、男子にあつては工員、農耕、店員に多く、女子にあつては子守、家庭女中、店員、旅館、飲食店等女中の順に多く、また総数においてもその七割以上を女子が占めてゐる。

蓋し、業務内容が示す通り男子にあつては農耕の作男、工員にあつては熟練工、店員においては注文取、お得意先の開拓者として比較的将来を約束されており、親元にあつても現在の或は将来の家計担当者としての望みがかけられてゐるに反し、女子にあつては親元の当面する家計負担除去に役立てられてゐるという傾向を示すものではなからうか。

2. 就業時期及び就業年数

就業時期は第二四表に示す通り、学校卒業期である三月以降四、五、六月に集中され、年の替りの一月、夏休みを経た九月が一つのやまをなしてゐる。就業年数は第二五表に示すとおり三ヶ月以上二年未満の層がその大部分を占めてゐる。

就業年令及び就業時期はこれら年少者の不当雇用防止の対策を講ずる上に重要な時期を示すものであるが、

第24表 就業時期

年要別	月別												計	不明	合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月不明	計	合計
昭和26年	-	(1)	-	-	1(2)	-	-	1	1	-	-	(1)	(1)	(6)	4
昭和27年	3	-	(1)	4(2)	9	1	-	2	2	3	-	1	-	(3)	27
昭和28年	(1)	8	1	8(4)	14	8	5	9	14(3)	6(2)	3(1)	10	-	(11)	100
昭和29年	(2)	36(1)	20(2)	41(13)	96(6)	33(7)	25(6)	15(2)	14(3)	17(2)	17	4(1)	5(1)	(46)	323
昭和30年	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
計	(11.0) (3) 50	(4.6) (2) 21	(11.6) (4) 53	(26.3) (19) 120	(10.7) (8) 49	(7.4) (7) 34	(4.6) (6) 21	(5.7) (2) 26	(7.4) (3) 34	(5.7) (5) 26	(1.5) (2) 7	(3.5) (3) 16	(2) (2) 7	(100.0) (66) 457	39
															496

第25表 就業年数

就業年月	年少者数	比率
3ヶ月未満	(12) 23	4.6
3ヶ月～6ヶ月	(9) 54	10.9
6ヶ月～9ヶ月	(22) 120	24.2
9ヶ月～1年	(2) 93	18.8
1年～1.5年	(6) 70	14.1
1.5年～2年	(4) 55	11.1
2年～2.5年	14	2.8
2.5年～3年	(3) 22	4.4
3年以上	(6) 6	1.2
不明	39	7.9
合計	(64) 496	100.0

3. 契約期間

このことは就業年度についてみても、過去に属する年度程その把握が困難になることが明らかにされているのであつて早期発見による対策措置が必要であることを示している。

契約期間の長短は人身拘束と関連して問題の所在を示すものであるが、第二六表は一年以上の契約期間の定めをしたもの三三・二%、一六五名となつており、更に期間の定めなきものは嫁入までの期間と漠然と定めているものが四七・三%であり、親元の事情を勘案すれば長期契約的色彩を濃厚に

第 26 表 契 約 期 間

契 約 期 間	年少者数	備 考 (受入地における状況)
1 年 未 満	(3.0) (6) 15	
1 年 ～ 2 年	(18.4) (22) 91	不定 2, なし 3, 10ヶ月 1, 3 年 1, 9 ヶ月 1,
2 〃 ～ 3 〃	(2.2) (1) 11	搬入するまで 1, なし 2,
3 〃 ～ 4 〃	(4.4) 22	4 年 1,
4 〃 ～ 5 〃	(2.6) (3) 13	3 年 1, なし 1,
5 〃 ～ 6 〃	(4.8) (3) 24	4 カ月 1, 免状がとれるまで 1,
6 〃 ～ 7 〃	(0.4) 2	なし 1,
7 〃 ～ 8 〃	(0.2) 1	
8 〃 ～ 9 〃	(2) - -	
9 〃 ～ 10 〃		
10 年 以 上	(0.2) 1	
期 間 定 め ず	(46.5) (60) 230	1 ヶ月 1, 1 年 4, 6 ヶ月 1, 搬入まで 1, 9 ヶ月 1, 1年1年きめる予定
一人立になるまで	(0.8) 4	学卒まで 1,
不 明	(16.5) 82	4 年 2, 5 ヶ月 1, 不定 4,
合 計	(100.0) (97) 496	

第 27 表 前 借 金 額

前 借 金 額	年少者数	備 考 (受入地における状況)		
1,000 円 未 満	(0.2) 1	10,000円 1,		
1,000以上～ 2,000未満	(1.0) (2) 5			
2,000〃 ～ 3,000〃	(2.0) (1) 10	1,500円 1, 5,000円 1, 5,000円必要に応じて 1,		
3,000〃 ～ 4,000〃	(1.8) 9	7,000円 1, 6,000円 1.		
4,000〃 ～ 5,000〃	(0.4) 2			
5,000〃 ～ 6,000〃	(2.6) (2) 13	7,000円 1,		
6,000〃 ～ 7,000〃	(1.6) (3) 8			
7,000〃 ～ 8,000〃	(0.4) 2			
8,000〃 ～ 9,000〃	(0.8) (1) 4			
9,000〃 ～10,000〃	(0.2) (1) 1	10,000円 1,		
10,000円 以 上	(7) (8.1) 40	金額別	人員	備 考
		10,000	18	8,000円 1,
		11,000	1	
		12,000	4	20,000円 1,
		13,000	3	
		14,000	1	
		15,000	5	10,000円 1,
		20,000	6	
		23,000	1	
		120,000	1	仕度金を合せて17万円 1
合 計	40			
受 取 ら な い	(72.4) (107) 359	汽 車 賃 だ け 1,		
金 額 不 明	(0.4) (2) 2			
不 明	(8.1) 40			
計	(100.0) (126) 496			

第 28 表 賃 金 及 支 払 形 態

賃 金 額 \ 支払形態	賃金のみ 固 定 給	実物給与 と 賃 金	実物与給 の 給 金	養育を かねて	不 明	計
日 収 50円 未 満	-	-	-	-	-	-
50円以上~100円未満	-	-	-	-	-	-
100 〃 ~150 〃	-	2	-	-	-	(0.4) 2
150 〃 ~200 〃	-	-	-	-	-	-
200 以 上	-	1	-	-	-	(0.2) 1
不 明	-	-	-	-	-	-
小 計	-	3	-	-	-	(0.6) 3
月 収 500円 未 満	(1) 2	(1) 20	-	-	-	(4.4) (1) 22
500円以上~1,000円未満	(3) 4	(2) 35	-	-	-	(7.8) (2) 39
1,000 〃 ~2,000 〃	(3) 17	(3) 85	-	-	-	(20.2) (3) 102
2,000 〃 ~3,000 〃	(10) 26	41	-	-	-	(13.3) 67
3,000 以 上	(5) 39	(1) 42	-	-	-	(16.1) (1) 81
毎 月 小 遣 程 度	1	8	-	-	-	(1.8) 9
不 明	-	4	-	-	-	(0.8) 4
小 計	(22) 89	(7) 235	-	-	-	(64.4) (7) 324
年 収 5,000円未満	(2) 1	3	-	-	-	(0.8) 4
5,000以上~10,000未満	-	9	-	-	-	(1.8) 9
10,000 〃 ~15,000 〃	-	6	-	-	-	(1.2) 6
15,000 〃 ~20,000 〃	-	7	-	-	-	(1.4) 7
20,000 〃 ~25,000 〃	1	8	-	-	-	(1.8) 9
25,000 〃 ~30,000 〃	-	4	-	-	-	(0.8) 4
30,000 〃 ~35,000 〃	-	4	-	-	-	(0.8) 4
35,000 〃 ~40,000 〃	-	1	-	-	-	(0.2) 1
小 計	(2) 2	42	-	-	-	(8.8) 44

支払形態		賃金額	賃金のみ 固定給	実物給与 と賃金	実物給与 のみ	養育をか ねて	不 明	計
その他 小 不 合	衣類		-	-	(3) 19	3	-	(4.4) 22
	身用品		-	-	5	-	-	(3) 22 (1.0) 5
	日用品		-	-	3	-	-	(0.6) 3 (2.4) 12
	その他		-	-	12	-	-	(2.5) 13 (0.4) 2
	小使銭		-	-	9	4	-	(0.2) 1 (11.5) 58
	1,000~2,000円 程度の衣類		-	-	-	2	-	(3) 58 (14.7) 74
	不明		-	-	-	1	-	(100.0) 74 (10) 508
	小計		-	-	(3) 48	10	-	(17.5) 87 (0.2) 1
	不明		-	-	-	-	74	(82.3) 408
	合計		(18.1) (24) 91	(55.7) (7) 280	(9.5) (3) 48	(2.0) 10	(14.7) 74	(100.0) 496
食事給与	有り		24	55	8	-	-	(17.5) 87 (0.2) 1
	無し		-	1	-	-	-	(82.3) 408
	不明		67	224	34	9	74	
合	計		(18.3) 91	(56.5) 280	(8.5) 42	(1.8) 9	(14.9) 74	(100.0) 496

有するものと断ぜざるを得ない。

4. 前 借 金

前借金を受取つたことが判明しているものは四九六名中、九七名、一九・九％であるが、外に親元調査のみに終つたものの中に一九名あり、計一一七名もの年少者の労働について前借金の授受が認められ、金額としては一万円以上のものが三割弱を占め、最高を示しており、前借金が人身拘束、強制労働に結びつく素地を示すと共に親元の経済的事情及び児童に対する私有物的観念の現われともみることができよう。

5. 賃金及び支払形態

既に述べてきた労働形態によつて明らかのように、こゝに収録された労働の内容が前近代的不合理性を随伴するものであり、労働条件の中心課題である賃金額の表示が非常に困難であることは第二八

第 29 表 (イ) 実 物 給 与 の 状 況

時 期	毎 月	盆	暮	不 定	その他	不 明	計
年 少 者 数	(1) 19	(6) 217	(3) 183	(5) 17	(1) 110	49	(16) 595
比 率	3.2	36.4	30.8	2.9	18.5	8.2	100.0

第 29 表 (ロ) 実 物 給 与 の 状 況

内 容	衣類 スカート ズボン ブラウス 作業衣類	身廻り 下駄・靴下 袋・ハナ ナ類	日用品 石鹼・ち りがみ類	小遣銭	その他	内容不明	計
年 少 者 数	(11) 250	(3) 91	20	(1) 20	36	(1) 34	(16) 451
比 率	55.5	20.2	4.4	4.4	8.0	7.5	100.0

表に示す通りである。

表によればいわゆる賃金のみが支給される場合にあつては、一応月給制がとられ月収二、〇〇〇円以上のものが大多数であるに反し、支払形態として最も多い実物給与と賃金との併給の場合にあつては、比較的多数の年給形態があり、月給制の場合にあつても二、〇〇〇円未満の小遣程度と認められるものが多いことを示している。盆暮に仕着としてなされるかゝる実物給与が多分に恩恵的色彩を伴うものであるのはいうまでもないのであつて実物給与のみ或は養育をかねてと表示されるものに到つては、単なる「口べらし」のための労力奉仕としてしか受取ることが出来ない。

下段に示す食事給与の有無の状況は不明と答えるものが多く判然とした結果を得ることが出来なかつたが、食事給与が賃金額に及ぼす影響を顧慮して調査したものであり、凡その傾向を推察するために収録したためである。

賃金よりの控除は賃金支給前になされるものが五一・六%もあるが、社会保険の控除は四二名、四%に過ぎない。不明として示される四三・七%の性格が如何なるものであらうか、問題の所在を暗示するものと云へよう。

第 30 表 控 除 (延 人 員)

控 除 時 期	資 金										支 給										資 金										支 給										後										計
名 目	食 費	社 保 会 費 (健康保険 厚生養 老年金)	税金 (市税 所得税 住民税)	前 借 元 前 借 金	組 合 費	部 屋 代	衣 類 等 の購入	送 迎 金	映 画 代	不 明	小 計	任 意 加 入	部 屋 代	寮 会 費	親 交 会 費	組 合 費	前 借 金 の部	治 療 費	給 与 料 前 借 金 の部	不 明	小 計	合 計																													
100円未満	-	21	1	-	1	-	-	-	-	-	23	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	3	(2.5) 26																												
100円以上 250円未満	-	13	-	-	-	-	-	-	1	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	(1.4) 15																												
250円以上 500円未満	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.4) 4																												
500円以上 1,000円未満	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	(0.3) 3																													
1,000円以上 1,500円未満	8	-	-	2	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1.0) 10																												
1,500円以上 2,000円未満	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.6) 6																												
2,000円以上 3,000円未満	(1)3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	(0.4) (1) 4																													
3,000円以上 4,000円未満	(1)5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	(1)6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.6) (1) 6																												
4,000円以上 4,500円未満	1	-	-	-	-	-	17,000 (1)	-	-	-	(1)1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.1) (1) 1																												
金額不明	2	8	1	-	1	1	-	-	-	(1)241 (1)241	13	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	(47.8) (2)498																													
延 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	215	215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	239	239	(43.5) 454																												
計	(2.6) (2) 27	(4.0) 42	(0.5) 5	(0.2) 2	(0.2) 2	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(43.7) (1)561	(51.6) (4)238	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1	(47.6) (1)493	(48.4) (1)504	(100.0) (5)1,012																													

第 31 表 家 庭 え の 送 金

定 期	年 少 者 数	不 定 期	年 少 者 数	備 考
毎 週 100 円	(0.6) 1	帰郷の時 500円未満 〃 1,000円以上~1,500円未満 〃 3,000 〃 ~3,500 〃	(2.3) 1 (4.7) 2 (2.3) 1 (1)	
現 月 500 円 未 満 500円以上~1,000円未満	(4.4) 7 (13.8) 22 (6)	〃 8,000 〃 ~8,500 〃 〃 家の者がとりにくる 500 〃 ~1,000 〃	(2.3) 1 (2.3) 1 (1)	
1,000 〃 ~1,500 〃	(15) (21.5) 34	〃 2,000 〃 ~2,500 〃	(1) (2.3) 1	
1,500 〃 ~2,000 〃	(11.4) 18 (4)	〃 5,000 〃 ~5,500 〃	(2.3) 1 (2.3)	
2,000 〃 ~2,500 〃	(11.4) 18 (7)	現在迄 100 〃 ~1,500 〃	(2.3) 1 (2.3)	
2,500 〃 ~3,000 〃	(2.5) 4 (1)	〃 2,000 〃 ~2,500 〃	(2.3) 1 (4.7)	
3,000 〃 ~3,500 〃	(6.9) 11 (2.5)	〃 3,000 〃 ~3,500 〃	(2.3) 2 (2.3)	
3,500 〃 ~4,000 〃	(2.5) 4 (2)	時々 1,000 〃 ~1,500 〃	(7.0) 8	
4,000 〃 ~4,500 〃	(0.6) 1	〃 1,500 〃 ~2,000 〃		

現 金 の み	4,500円以上～5,000円未満	(1)	-	年1回～2回 2,000円以上～2,500円未満	(4.7)	2
	5,000 ♪ ～ 5,500 ♪	(0.6)	1	♪ 10,000 ♪ ～ 15,000 ♪	(3.2)	1
	1 年 毎			年2回～3回 4,000 ♪ ～ 4,500 ♪	(4.7)	2
	5,000 円 未 満	(3)	5	年2, 3回 (1回につき) 1,000 ♪ ～ 1,500 ♪	(4.7)	2
	5,000円以上～5,500円未満	(2.5)	4	2～3ヶ月に1度 1,000 ♪ ～ 1,500 ♪	(4.7)	2
	5,500 ♪ ～ 6,000 ♪	(1.3)	2	4回～5回 1,000 ♪ ～ 1,500 ♪	(2.3)	1
	6,000 ♪ ～ 6,500 ♪	(0.6)	1	♪ 8,000円 以 上	(2.3)	1
	6,500 ♪ ～ 7,000 ♪	(2)	-	年に1回程度 6,000 ♪ ～ 6,500 ♪	(2.3)	1
	7,000 ♪ ～ 7,500 ♪	-	-	盆 暮 2,000 ♪ ～ 2,500 ♪	(2.3)	1
	7,500 ♪ ～ 8,000 ♪	-	-	盆だけ 1,000円未満	(2.3)	1
み	8,000 ♪ ～ 8,500 ♪	(0.6)	1	♪ 2,000 ♪	(2.3)	1
	8,500 ♪ ～ 9,000 ♪	-	-	正月, 盆, 暮 2,000 ♪	(4.7)	2
	9,000 ♪ ～ 9,500 ♪	-	-	金額不明, 時々送る	(2.3)	1
	9,500 ♪ ～ 10,000 ♪	(3.1)	-	本人の小遣錢を送る	(2.3)	1
	10,000 ♪ ～ 15,000 ♪	(2)	5	親 の 必要 な 時	(7.0)	3

現金	15,000円以上～20,000円未満	(2.5) 4	不明	(1)	(9.4) 4
	20,000円以上	(1.3) 2	正月, 益 6,500円以上～7,000円未満	(1)	-
	2 ヶ 月				
	1,000円以上～1,500円未満	(1.3) 2			
	年 2 回				
の	1,000円	(0.6) 1			
	6,000円	(0.6) 1			
	7,000円	(1.3) 2			
	金 額 不 明	(3) (4.4) 7			
み	計	(46) (99.4) 158		(10)	(97.7) 42
現金と現物					
益 基 果 子 (1,000円位のもの)		(0.6) 1	掛 金 (金 額) 不 明 学用品, 書籍		(2.3) 1
合 計		(46) (100.0) 159		(10)	(100.0) 43

6. 家庭への送金

第二十八表に示すが如き賃金でしかもその上に、年少者はなおそれらの親元へ送金している。

第三一表によれば四九六名中二〇二名は多少とも何等かの形に於て送金をしてをり、送金形態は毎月現金送金するものが、送金者の七五・六%で最高を示し、この中にあつて更に五〇〇円、四〇〇〇円の層に集中されていることをみることができる。

家庭の貧困が彼等をそうさせる原因であるとしても現象的には彼等がそれに耐え得る所以のものは彼等が其処において充分に喰べることが出来るという事実が、封建的な親孝行の形となつて現れるのではなからうか。

7. 労働時間、休憩及び休日

労働時間及び休憩休日については、調査結果をできるだけ実態的に集録することとした。

次表に示すとおり、労働時間の大部分が、一日十二時間以上であり、しかも深夜、早朝に亘るものが多いことが指摘される。農耕において午前六時から午後七時迄十三時間の拘束の下に働くものが六人いた。朝の四時半から午後の十時までする子守とはなにをするのであらうか。午前二時から夜二時まで働く工員がいるのであらうか。旅館、飲食店等女中でも同じような者が多い。

休憩はどうであらうか、調査の結果は次の通りである。

一時間以上の休憩があるもの	一三八名
一時間未満のもの	二二名
休憩時間が不確定のもの	一五八名

不明と答えたもの

一五七名

なしと回答されたもの

二一名

計

四九六名

四九六名中一日一時間以上の休憩が与えられているものは全体の二八％に過ぎず、残りの三五八名については明確な休憩時間がなく、あつても一時間未満の休憩としての意義を有しないものであることが判明した。特に定まつていない、随意或は不明と回答された三二％については、休憩時間があつたとしても果して完全に労働から解放されているものであるか否か極めて疑問である。

休日についてはどうか、調査の結果は次のとおりである。

週一日以上のもの

七二

月四回以上のもの

六

月四回以下のもの

一八五

盆暮、祭日等

三三

不定のもの

六九

不明のもの

一〇八

なし

二三

計

四九六

第 32 表 拘 束 時 間

業務	労働時間	年少者数	業務	労働時間	年少者数
農	5 時 ~ 7 時	1	工	5 時 ~ 2 時	1
	5.5 ~ 6	1		6.5 ~ 5.5	1
	6 ~ 5	1		7 ~ 4	1
	6 ~ 6	2		7 ~ 6	3
	6 ~ 7	6		7 ~ 9	1
	6 ~ 8	2		7.5 ~ 9.40分	1
	6 ~ 9	1		7.5 ~ 9	2
	6 ~ 10	1		8 ~ 8.45分	1
	6.5 ~ 5	1		8 ~ 5	12
	6.5 ~ 6	2		8 ~ 8	(1) 1
	6.5 ~ 7	2		8.5 ~ 5	1
	6.5 ~ 10	1		8.5 ~ 5.5	1
	7 ~ 5	1		9 ~ 5	1
	7 ~ 6	(1) 2		9 ~ 6	2
	7 ~ 7	1		10 ~ 8	1
	7 ~ 8	1		夜中1.00 ~ 屋11.5	2
	7.5 ~ 6	1		早番の時 4~1.5 }	
	8 ~ 4	1		おそ番の時 1.5~10.5 }	1
	8 ~ 5	5		〃 5~1.45分 }	2
耕	8 ~ 6	4		〃 1.45分~10.5 }	
	冬7 ~ 7 }	1		〃 4.5~1.5 }	1
	夏6 ~ 9 }	1		〃 1.5~10.5 }	1
	家族と同様	1		〃 5.5~2 }	1
	つていない	2		〃 2~10.5 }	1
	定ないし	3		〃 3~1.5 }	1
	な不明	9		〃 1.5~0時 }	1
	小計	(1) 53		不 定 明 計	3
				不 小	3
				不 小	(2) 44
子	4.5時 ~ 10 時	1	店	5 時 ~ 5 時	1
	5 ~ 9	1		5 ~ 8	1
	6 ~ 6	1		6 ~ 9	1
	6 ~ 7	2		6 ~ 10	2
	6 ~ 8	4		6.5 ~ 7	1
	6 ~ 10	2		6.5 ~ 9.5	1
	6.5 ~ 4.5	1		6.5 ~ 10	1
	6.5 ~ 9	1		7 ~ 5	1
	7 ~ 5	4		7 ~ 7	1
	7 ~ 6	4		7 ~ 9	1
守	7 ~ 7	2	員	7 ~ 10	1
	7 ~ 8	1		8 ~ 3	1
	8 ~ 5	3		8 ~ 4.5	1
	10 ~ 8	1		8 ~ 5	(1) 4
	自家 族 同 様	5		8 ~ 5.5	1
	特に定めないし	(3) 11		8 ~ 6	2
	な不明	21		8 ~ 8	1
	小計	(4) 24		8 ~ 9	1
		90		8 ~ 10	2
		6~6			
		夏5.5~8			
		(1)			

業務	労働時間	年少者数	業務	労働時間	年少者数
店員	8 時～10.5時	1	芸妓及女給見習	午後4時～10 時	1
	8 ～11	3		午後7 ～12	1
	8.5 ～10	1		午前10 ～1	1
	9 ～6	3		午後4.5～午前0時	1
	9 ～6.5	1		午後6 ～午前1	1
	9 ～8	1		定めていない	1
	9 ～9	1		不計	2
	9 ～10	3		不計	8
	9 ～11	2			
	9.5 ～10	1	家庭	5 時～6 時	2
	10 ～10	3		5 ～9	1
	10 ～10.5	3		5 ～10	3
	10.5 ～10	1		5 ～11	1
	11 ～10	2		5 ～11.5	1
	12 ～11	1		5.5 ～7	2
	夜12 ～朝10.5	1		5.5 ～10	2
	後1 時～夕6時	1		6 ～5	1
	交代8時間	1		6 ～8	4
	不計	16		6 ～9	1
		71		6 ～10	2
		(4) 10～11時		6.5 ～7	1
		(1)		6.5 ～9.5	1
		8.5～3.5		6.5 ～10	2
		(1)		7 ～5	1
旅館飲食店等	午前6時～午前2時	1	女中	7 ～6	(1) 1
	午前6 ～午前3	1		7 ～7	1
	午前6 ～午後6	1		7 ～8	2
	午前6 ～午後12	2		7 ～9	1
	7 ～9	1		7 ～10	3
	7.5 ～6	1		8 ～4.5	1
	7.5 ～11	1		8 ～7	1
	8 ～7	1		8 ～8	1
	8 ～10	1		8 ～10	1
	8 ～11	1		8 ～11	2
	9 ～11	2		9 ～12	1
	9 ～12	2		9.5 ～11.5	1
	7.5 ～8	1		10 ～10	1
	10 ～午前3.5	1		雇主と同様生活	6
	10 ～8	1		定めていない	(3) 2
				不計	16
	10 時～10 時	2		不計	(4) 68
	10 ～11	1	漁業	午後6時より船出し翌朝帰港あとは自由	1
	10 ～12	2		不計	2
	11 ～11	2		不計	3
	自定っていない	1	雑役	5.5時～11 時	1
	不計	3		6 ～9	1
		15		6 ～10	1
		(1) 9時～0時		7 ～5	1
		(1)		8 ～5	1

業務	労働時間	年少者数	業務	労働時間	年少者数
	8 時～11 時 9 時～11 時 10 時～5 明計 不小	1 1 1 3 11	理髪見習	8 時～7 時 8 時～7.5 8 時～9 9 時～7 9 時～7.5 10 時～7.5 小計	1 1 1 1 3 2 12
事務員	不小	(1) 8時～5時 (1)	左官見習	7 時～6 時 家族同様(無理ではない) 不小	1 1 1 3
坑(選炭夫)	7 時～4 時 小計	(2) 8時～4時 (1) 8時～5時 (1)	クリーニング	9 時～5 時 不小	1 3 4
大工見習	7 時～5 時 7 時～5.5 7 時～6 8 時～5 8 時～6.5 不小	(1) 2 5 2 5 1 1 16	料理人見習	7 時～8 時 8 時～12 時 9 時～9 10 時～10 不小	1 1 1 1 5
看護婦見習	6.5 時～5 時 9 時～4 計 小	(1) 1 1 2 8時～5時 (1)	洋裁見習	不小	1 1
自動車運転	7 時～6 時 不小	1 1 2	農耕及子守	7 時～8 時 小計	1 1
女中兼見習	6 時～6 時 6 時～10 6 時～11 6.5 時～10 8 時～10 本人が気がねして家族 と同じに働く 不小	2 1 1 1 1 1 1 1 1 8	家庭女中	8 時～5 時 小計	1 1
美容見習	8 時～6 時 9 時～7 9 時～7.5 9 時～9 9 時～10 小計	1 1 2 1 1 6	不	5.5 時～10 時 7 時～4 8 時～3.5 8 時～4.5 8 時～5 8 時～6 9 時～5 9.5 時～10.5 10 時～10.5 朝は不定夜は11時迄 1ヶ月に2、3日しか 働かない 時間に拘束されない 特に定っていない 不小	1 1 1 8 1 3 1 1 1 1 1 1 1 17 39
土工見習(石工)	8 時～5 時 小計	2 2	明		(2) 39
理髪見習	6 時～9 時 7.5 時～10 8 時～6	1 1 1	合計		(23) 496

(1)休 憩 第 33 表 休 憩 及 び 休 日

業務	休 憩 時 間	年少者数	業務	休 憩 時 間	年少者数
農 耕	1 日に30分 ク 1 時間半 ク 1 時間半 ク 2 時間 ク 3 時間 食事時間位 自定めない 明計	(1) 5 1 7 7 4 2 2 10 15 53	旅女 館中 ・(出前) 飲食店・	1 日に 1 時間 暇な時にない 定ついていない 明計	2 10 8 5 19 (1) 44 1時間 (1)
		(1) 10 15 53	芸女 給見習	自 由 不 定 小 明計	2 2 4 8
子 守	1 日に1 時間 ク 1 時間半 ク 2 時間 ク 2 時間半 自家家族同様 子供を守りながら 特に定ついていない 明計	(1) 3 4 10 1 7 9 5 22 3 26 90	家 庭 女 中	1 日に 1 時間 ク 2 ク ク 3 ク 雇主と同様生活 客のいない時 随分意し な定ついてない 明計	2 5 4 5 5 2 12 6 11 21 68
		(4) 26 90	漁 業	帰港後は自由 不 明計	1 2 3
工 員	1 日に 30分 ク 45分 ク 1 時間 ク 1 時間10分 適 1 時間 不 定 小 明計	(1) 4 5 22 3 2 1 1 6 44 (2) 2時間 (1)	雑 役	1 日に 1 時間 ク 1 時間半 ク 5 時間 暇な時にない 定ついてない 明計	3 1 1 2 2 2 11
		(2) 4 11 1 10 4 1 1 1 1 2 1 9 5 20 7	事 務 員 (選 族 夫)	不 明計	1 1 (1) 1時間 (1)
店 員	1 日に 30分 ク 1 時間 ク 1 時間15分 ク 2 時間 ク 3 時間 ク 3 時間半 ク 4 時間 食事中だけ 自交替に休む 午前中休む 定ついてない 明計	(2) 4 11 1 10 4 1 1 1 1 2 1 9 5 20 7	大 工 見 習	1 日に 30分 ク 1 時間 ク 1 時間半 不 明計	3 10 1 2 16
		(31) 9 5 20 7			(2) 1 (2) 1

業務	休 憩 時 間	年少者数	業務	休 憩 時 間	年少者数
看護婦見習	1 日に 1 時間 きまらない計 小	(1) 1 (1) 2	洋裁見習	不 明	1
運転手・車掌 自動車	別 に な い 明 計 不 小	1 1 1 1 2 2	農子 耕及守	不 定	1
女中兼店員	1 日に 1 時間 2 ク 定つてない 適宜(仕事が連続的で) 暇自不 小 な 時 由 明 計	1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 8	農家 耕及女中	1 日に 3 時間	1
美容見習	不 定	6	不 明	1 日に 40分 1 2 ク な 暇をみて休憩 不 小 明 計	(1) 1 4 3 1 2 28 9
土工見習 (石工)	1 日に 1 時間 1 時間半 小 計	1 1 1 2			
理髪見習	1 日に 1 時間 客のない時休息なし 忙しい時意明計 随不 小	2 6 1 1 1 1 2 12			
左官見習	定めてない明計 不 小	1 2 2 3			
クリーニング業	1 日に 1 時間 不 小 明 計	1 3 3 4			
料理人見習	1 日に 2 時間 不 小 定 明 計	1 3 3 1 5			
			合 計		(16) 496

(2) 休 日

業務	休	日	年少者数	業務	休	日	年少者数
農	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 6 (1) 6 (1) 2 (1) 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 6 1 1 1 1 1 3 15 53 (3)	店員	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 11 (2) 12 (2) 24 5 5 1 1 2 2 3 3 13 13 (5) 71
耕	1 週に 2 日 〃 1 日 〃 1 日 〃 2 日 〃 3 日 2 月に 2～3日 月 1 日 〃 1 日 〃 2 日 〃 3 日 祭行事の時のみ 村公休のみ 盆暮の時 適々あり 時々に定めてない 特し不明計 な不明計		(1) 6 (1) 6 (1) 4 (1) 10 5 日 2 (1) 1 (1) 1 (1) 2 13 2 3 3 3 3 2 2 (1) 17 11 11 14 14 90 90 年50日 (1)	旅館・飲食店等女中(出前)	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 2 6 6 11 11 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 7 7 9 9 (1) 44
子	1 週に 2 日 〃 1 日 〃 1 日 〃 2 日 〃 3 日 2 月に 2～3日 月 1 日 〃 1 日 〃 2 日 〃 3 日 祭行事の時のみ 村公休のみ 盆暮の時 適々あり 時々に定めてない 特し不明計 な不明計		(1) 6 (1) 6 (1) 4 (1) 10 5 日 2 (1) 1 (1) 1 (1) 2 13 2 3 3 3 3 2 2 (1) 17 11 11 14 14 90 90 年50日 (1)	芸女給見習	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 2 2 2 2 2 1 1 3 3 8 8
守	1 週に 2 日 〃 1 日 〃 1 日 〃 2 日 〃 3 日 2 月に 2～3日 月 1 日 〃 1 日 〃 2 日 〃 3 日 祭行事の時のみ 村公休のみ 盆暮の時 適々あり 時々に定めてない 特し不明計 な不明計		(1) 6 (1) 6 (1) 4 (1) 10 5 日 2 (1) 1 (1) 1 (1) 2 13 2 3 3 3 3 2 2 (1) 17 11 11 14 14 90 90 年50日 (1)	家庭女中	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 2 11 11 11 11 6 6 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 7 7 (1) 1 (4) 7 (2) 5 21 21 (7) 68
工	1 週に 1 日 1 月に 1 日 〃 2 日 〃 3 日 祭日、その他適宜に (こゝ2,3ヵ月殆どな し)定めてない 不明計		(1) 23 1 1 12 12 3 3 3 3 1 1 (1) 1 3 3 (2) 44	漁業	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 1 2 2 3 3
員	1 週に 1 日 1 月に 1 日 〃 2 日 〃 3 日 祭日、その他適宜に (こゝ2,3ヵ月殆どな し)定めてない 不明計		(1) 23 1 1 12 12 3 3 3 3 1 1 (1) 1 3 3 (2) 44	雑役	1 週に 1 日 月 1 日 〃 2 日 〃 3 日 〃 5 日 〃 2日～3日 〃 2日～5日 3 月に 4 月 2日 農閑期は休む 農繁期の休む 農家の休む 盆暮の休む 雨の日に休む 随てない 定不明計		(1) 1 3 3 1 1

業務	休 日	年少者数	業務	休 日	年少者数
雑役	盆, 正月のみ 不 小 明計	1 4 (1) 11	理髪見習	1 週に 1 日 1 月に 2 日 小 3 計	8 2 2 2 12
事務員	1 週に 1 日 小 計	(2) 1 (2) 1	左官見習	一般の村の公休日に 休む降りに休む 雨不 小 明計	1 1 1 3
坑夫(選炭夫)	1 週に 1 日 小 計	(1) 1 (2) 1 不定 (1)	クング業	1 月に 2 日 不 小 明計	3 1 4
大工見習	1 週に 1 日 1 月に 2 日 クグ年に 3 日 雨天仕事のない日 特になし明計	(1) 4 2 1 1 1 1 4 1 (1) 16	料理人見習	1 月に 1 日 クグ不 小 2 明計	2 1 2 5
看護婦見習	1 月に 1 日 クグ不 小 2 計	1 1 (2) 2 2週に1日 1週に1日	洋裁見習	不 小 明計	1 1
自動車・車掌	暇な時自由 不 小 明計	1 1 1 2	農耕及子守	(子守しながら近所の) (母の所に行く程度) 不 小 定計	1 1
女中兼店員	月に 2 日 (1週間1日ではない) 盆, 暮, 祭, 運動会の時に 自定めてない明計	2 1 1 1 1 1 2 8	家庭女中	1 月に 3 日 小 計	1 1
美容見習	1 週に 2 日 1 月に 2 計	3 3 6	不	1 週に 1 日 1 月に 1 日 クグに 2 日 自由にとれるの日に随 雨の日又は他の休閑期 時節句, 盆其の他 不 小 明計	(1) 1 (1) 10 (1) 5 (1) 1 1 2 1 1 1 3 15 39
土工見習	雨天の日に休む 小 計	2 2	明		(4) 39
			合 計		(35) 496

右の結果については休憩と同様のことが云えるのであるが、基準法の線とは遙かに遠いものであることは一見して看取されるところである。

このような労働時間、休憩、休日の示すところのものは、近代の意味における労働であるよりも、肉体的消耗のみが彼等の存在を許容しているのだということが云えるのではなからうか。

8. 宿舍の状況

(1) 宿舍の場所

これら年少者の宿舍の場所はどうであらうか第三四表によれば六三・九%は雇主と同一棟にある。そこには雇主の眼があり、雇主家族に対する遠慮、服従、業務外の雑用があることが予測される。雇主の別棟にある場合であつても、工場内の宿泊施設は寄宿舎その他の別棟の安全衛生施設は充分であらうが、これらの事業規模、業態或は年少者の労働状態から推測されるところのものは、危惧の念を抱かせるに充分のものである。

(2) 居室の状況

居室の状況について見るならば、雇主と一緒にする場合に三畳に五人の場合、八畳に十五人の場合があり、雇主自体の経営規模内容の貧困を物語るのが相当程度看取され、数十畳の部屋に何人というに到つては果してこれら年少者の部屋が定まつているのであるかどうか非常に疑わしいと云わざるを得ない。

第 34 表 宿 舎 の 場 所

宿 舎 の 場 所		年 少 者 数	比 率
雇主と同一棟（母屋内・店内・居宅内）		(12) 317	63.9
雇主と別棟	工 場 内	(1) 11	2.2
	寄 宿 舎	10	2.0
	そ の 他 の 別 棟	(3) 36	7.3
	小 計	(4) 57	11.5
不 明		(3) 122	24.6
合 計		(19) 496	100.0

9.

私生活の拘束

雇人のみの場合にあつては比較的この間の状況は整備されているものと考えられるが、五〇畳に、七人という場合にあつては果してそれが宿泊施設としての意義を有するものであるか、否かについては疑問の存するところであつて、おそらく十畳以上の場合にあつては、宿泊施設というよりも営業場所、作業場の総面積として把握することがより実態に近いのではなからうか。

労働基準法その他労働法の規定する概念からいえば、これら年少者の労働時間、宿舍の状況、その他労働条件はすでに自由という觀念から程遠いものである。

第三六表によれば四九六名中、何等かの形で面会の自由が拘束されると答えるものは回答があつた四〇二名中一六％弱、外出については三九一名中三八％弱となつており通信については三九六名中四％に留る。

右の結果は、当該年少者の主観的判断によつたものであるので基準法に規定する私生活の自由と必ずしも同一觀念に属

第 35 表 居 室 の 畳 数

畳 数		2畳	3畳	4畳	4.5畳	5畳	6畳	8畳	9畳	10畳	11~15畳	16~20畳	21畳以上	不明	計
同居人員															
雇 主 家 族 と 一 緒	1 人	3	22	6	9	1	27	9	-	-	-	-	-	3	80
	2 人	1	6	4	11	-	37	11	-	-	2	-	-	1	73
	3 人	-	1	1	7	1	20	11	-	-	1	-	1	3	46
	4 人	-	-	-	3	2	16	8	-	2	-	2	-	1	34
	5 人	-	1	-	-	-	2	1	1	-	2	1	1	2	11
	6 人	-	-	-	-	-	4	1	-	4	1	6	5	2	23
	7 人	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	3	3	-	9
	8 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2	8
	9 人	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	-	4
	10 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	4
	10人以上	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	2	-	5
計		4	30	11	30	4	108	43	2	7	9	16	18	15	297
雇 主 家 族 と 一 緒	1 人	1	1		2		1	1							6
	2 人		1		2		5	1							9
	3 人						8								8
	4 人				2		2	1	1		1	1			8
	5 人							1							1
	6 人												1		1
	7 人									2	4		1		7
	8 人						1			1		1	3		6
	9 人											1			1
	10 人										1		1		2
	10人以上												2		2
計		1	2		6		17	4	1	3	6	3	8		51
不 明		2	3		5	1	14	8		4	6	2	4	99	148
合 計		7	35	11	41	5	139	55	3	14	21	21	30	114	496

第 36 表 私 生 活 の 拘 束

面 会		年 少 者 数	
拘 束	あ り	(2)	61
拘 束	な し (自 由)	(21)	314
不 明	ありと単純に記入しあるもの	(6)	2
	なしと単純に記入しあるもの	(2)	14
	不 明	(2)	11
無	記 入	(325)	94
計		(362)	496
外 出		年 少 者 数	
拘 束	あ り	(11)	144
拘 束	な し (自 由)	(23)	225
不 明	ありと単純に記入しあるもの		3
	なしと単純に記入しあるもの	(2)	13
	不 明	(1)	1
無	記 入	(325)	105
計		(362)	496
通 信		年 少 者 数	
拘 束	あ り		9
拘 束	な し (自 由)	(25)他に(9)298他に54	
不 明	ありと単純に記入しあるもの	(1)	8
	なしと単純に記入しあるもの		22
	不 明	(1)	5
無	記 入	(290)	100
計		(362)	496

第 37 表 帰

郷

有		無	
理	由	理	由
計		計	
	222		3
正	月に	11	帰つても寝る部屋なし
盆	月盆祭	11	
と	と正	2	生活困難の為少しでもかせぎたい
盆	と正	45	
墓	と墓	9	家庭不和の為
盆	と墓	5	
田	と墓	1	
休	と墓	2	
	と墓	1	
	と墓	6	
月	1	3	
月	2	2	
休	3	1	
休	利	10	
休	又	2	
作	の暇	2	
業	の繁	4	
農	の序	3	
仕	事	5	
親	から	1	
特	別の		
家	への	4	
家	に用	7	
着	物洋	9	
取	り洗	1	
自	由に	18	
近	接	27	
家	族に	11	
親	の安	5	
親	の病	2	
親	を安	2	
家	人の	1	
遊	びに	3	
所	要の時	1	
養	生	1	
肉	親	3	
親	の死	2	

第 38 表 帰 郷 希 望

有		無	
理 由	実数	理 由	実数
計	36	計	80
帰 り 度 い (理由不明)	3	継 父 だ か ら	2
他 に 移 り 度 い	2	家 庭 不 和 だ か ら	2
仕事がつまらない、嫌だ	2	帰つても寝る室もなし継父も喜ばない	1
仕 事 が 多 く 辛 い	4	家に人間が余っている	2
雇主がやかましいから	1	帰つても面白くない	1
母の意志で決定されるから (かえれぬ)	1	家では食事がとれない	2
母に扶養能力がない	1	家 計 を 助 け る 為	1
家計が苦しいからかえれない	1	親元より衣食住が自由である	6
帰りたいけれどあきらめている	1	家に帰つても生活が苦しいから	21
前 借 さ え な け れ ば	1	弟 妹 が 働 け る ま で	1
何んとかして帰りたい (旅費もない)	1	帰つても仕方がない	5
家庭に女手がないから	1	家らしい家庭がない	1
親 を 看 護 し た い	1	帰つても又売られるから	1
両親の家庭が一番良い	6	父親が前借ばかりしているから	1
家計が苦しくても家が良い	4	遊 ん で は い ら れ な い	1
親 を 少 し で も 助 け た い	2	親の医療費を早く稼ぎ度いから	1
稼高が乏しく仲々帰れない	1	当分働いて居れば良いと思うから	4
学 校 に 入 る 為	2	そんなに帰り度くない	10
裁 縫 が 習 い た い	1	現 在 が 面 白 い	3
		帰 る 旅 費 も な い	1
		一人前になる迄つとめあげる	4
		仕事を習得し早く独立したい	4
		学校や手習が出来るから	2
		身 廻 品 を 整 え る 為	1
		雇先で家族同様だから	3
		雇主に理解があるから	2

するもののみではないが、業態、規模、彼等が雇用されるに到つた経路、親元の状況を勘案すれば、主観的に感ずる拘束であつても実質的な拘束を意味する結果になるという点に注意しなければならない。

(五) 帰郷の有無及びその時期

年少者の雇用先に来てから帰郷したことがあるかどうかについての調査結果は

有りと答えているもの	三三一人	六六・七%
無しと	九六人	一九・四%
不明のもの	六九人	一三・九%
計	四九六人	一〇〇・〇%

となつており「有り」と答えているものゝ中その時期や帰つた時の用務を調査したものが第三七表である。

この表によれば盆と正月及び何れか一方に帰るものが六九名で最高を示し、近接地のため自由に帰れる或は単に自由にと答えているものが四五名となつている。盆と正月或は祭の際帰ることが出来るという事実を以てそれが雇主の恩恵的配慮を当該年少者及びその親元に示すものであると断言するのは余りに主観的でありすぎるとしても、前記の親元への送金形態においてみられたように給与の一部或は現物給与の何がしを持ち帰ることは封建的感觉に支配される親元へ雇主の恩恵を感じさせる何物かがあるのではないだらうか。

(六) 帰郷希望の有無及びその理由

しからは年少者自身は帰郷について如何なる希望をもつてゐるであらうか。調査の結果は、次のとおりである。

希望がありと答えるもの	一三三人	三六・八%
希望なしと答えたもの	二六八人	五四・〇%
不明	九五人	一九・二%
計	四九六人	一〇〇・〇%

帰郷の有無について六六・七%のものが「あり」と答えたにもかゝらず今後帰ることを希望するものは三六・八%に減少している。その理由は第三八表の通りである。

家に帰つても生活が苦しいから(二十一名)そんなに帰りたくない(一〇名)等、家庭の困窮が原因と見られるものが大部分である。

帰りたいと答える一三三人は、まだしも幸ひである。帰りたい理由としては両親のいる家庭が一番よい(六名)家計が苦しくとも家がよい(四名)と答える年少者に年少者らしい願ひがある。しかし帰りたい理由の中に帰りたくない理由とうらはらな帰りたいが家計が苦しい、前借金さえなければ帰りたいがあきらめていると答えるものがあり、更には帰りたいというよりは辞めたいという部類に属する仕事嫌だ、仕事がつらい、他に移りたいと答えるものがあるということは家計が貧困である程彼等を諦めとスサダ生活の淵え運んで行く要素となるものである。

(七) 業務上つらいこと

この項目について回答を得られた結果は第三九表の通りであり、これを分析すると次の如くである。

第 39 表 業務上つらいと感ず

区 分		農	耕	工	員	店	員
項	目						
	計			3		6	9
	農事労働を一手に引受けている	1				-	-
	大百姓で一人当りの労働が多い	1				-	-
	馬 耕 が 辛 い	1				-	-
	寒い時、早番の起床が辛い	-				1	-
	朝 3 時からの仕事始が辛い	-				1	-
	要領よい同僚に負ける	-				1	-
	水を扱うのが冷たくて辛い	-				1	-
	お 腹 が す く	-				1	-
	勤務時間が長い	-				1	-
	睡眠不足(長時間勤務だから)	-				-	1
	夜遅くまで起きていなければならない	-				-	1
	雑用が多い(一つだけやりたい)	-				-	2
	立っている事が辛い	-				-	1
	客扱いでやさしくすればつけあがる	-				-	1
	玉の数を偽る(パチンコ)	-				-	1
	客扱いでひどく扱えば恐ろしい	-				-	1
	雇用主の妻(ヒステリー)に打たれる	-				-	1
	朝早く晩遅くまでの仕事で辛い	-				-	-
	時間、休日が不定期である	-				-	-
	午前 3 時迄客の相手をする(一般に夜遅く)	-				-	-
	炊事の下働一切で辛い、冬は辛い	-				-	-
	前 借 金 が 苦 に な る	-				-	-
	身体がつかれる	-				-	-
	病気になるそうである	-				-	-
	客によつて辛いことがある	-				-	-
	雇 主 が 辛 く 当 る	-				-	-
	自 由 が な い	-				-	-
	身体が小さく仕事がきつい	-				-	-
	子供を背負つての炊事が辛い	-				-	-
	食事量をとやかく言われる	-				-	-
	金の紛失を疑われ不当に苦しむ	-				-	-
	雇主の子供の泣声で寝られない	-				-	-

労働そのものをつらいとしているもの

一二名

労働時間の長いことを原因としているもの

一八名

雇主及その家族との関係に起因するもの

七名

その他の事由によるもの

七名

この結果によつてみれば辛いと答えられる最大の理由が労働時間に原因するものが最も多く、ついで労働そのものの形態によつて来る疲労感、過度労働を原因とするものが多いことを示している。

(八) 将来の希望

このような労働形態の下にあつて年少者は如何なる将来の希望を持つていたのであらうか。

男女二一六名から得られた結果は曩に年少者の業務内容の際に触れた男女別傾向の相違をかなり刻明に示している。即ち男子にあつては、それ／＼の業務において将来の独立を志望しているに反し、女子にあつては漠然とした希望である場合が多くその置かれてゐる立場の相違を示している。これら年少者は何故このような労働形態の下で働かねばならないのであらうか、辛いと訴えるものがある、諦めているものがある、積極的に独立を希望する者も消極的に現状を否認する者も新しい世代を形造る人達である。

彼等が何故このようにして働かねばならないのか、たゞ貧困な家庭があるという事実と、かゝる封建的労働形態が打切られねばならないものがあるということが解明されたゞけである。

第 40 表 将来の希望事項 (男子)

職種及び希望項目	人員	職種及び希望項目	人員
(農 耕)		良い主人だから独立させて貰いたい	1
教 員 に な り た い	1	自 転 車 屋 に な り た い	2
農 業 で 独 立 す る こ と	10	豆 腐 の 製 造 を や り た い	1
将 来 作 男 と し て 過 す	1	勉 強 を し た い	2
立 派 な 百 姓 に な り た い	1	パ ン 製 造 を 覚 え た い	1
競 馬 の 騎 手 に な り た い	1	(雑 役)	
家 の 耕 作 反 別 を ふ や し た い	1	映 写 技 師 に な り た い	1
(子 守)		固 定 し た 職 が ほ し い	1
成 人 し た ら 定 職 に 就 き た い	1	パ ン 製 造 を 覚 え た い	1
親 の 生 活 が よ く な つ た ら 帰 つ	1	(事 務 員)	
て 働 き た い		事 務 員 に な り た い	1
(工 員)		(車 掌)	
都 会 で く ら し た い	2	自 動 車 運 転 手	1
一 人 前 の 職 人 に な る こ と	4	(土 工)	
ベ ア リ ン グ 工	1	石	1
置 職 人	1	自 動 車 運 転 手	1
菓 子 屋	3	(理 髪)	
旋 盤 工	1	理 髪 店 を 持 ち た い	1
現 職 で 精 進 (不 具 者)	1	理 容 師 に な り た い	1
菓 子 製 造 工	2	(大 工)	
家 具 職 人	1	大 工 職 人 に な り た い	14
板 金 工	1	(左 官)	
機 械 技 師	1	左	官 2
自 動 車 修 理 工	4	(ク リ ー ニ ン グ)	
ガ ラ ス 職 人	1	ク リ ー ニ ン グ 職 人 に な り た い	2
電 気 技 術 者	1	(不 明)	
造 船 工	1	農 業 の 手 伝	1
(店 員)		一 人 前 の 看 板 職 人 に な り た い	1
商 人 に な り た い	2	一 人 前 の 職 人 に な る こ と	1
一 人 前 の 職 人 に な る こ と	1	何 ん で も 良 い か ら 早 く 自 分 で	1
海 上 保 安 隊 志 願	1	仕 事 を し た い	1
う どん 製 造 工 場 を つ く り た い	1	一 人 前 の 鍛 冶 職 に な り た い	1
自 転 車 工	1	何 か 職 に つ き た い	1
		計	89

第 41 表 将 来 の 希 望 事 項 (女 子)

希望項目	業 務 別														計		
計	農耕	子守	工員	店員	旅館飲食店等	女中	芸妓	及家	家庭	雑役	看護婦	女中兼見習	美容見習	理髪人見習	料理人見習	不明	計
国の母が呼ばない限り留つてもよい	15	10	6	16	19		5	27	1	1	5	6	8	1	8		127
家事	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
裁縫	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
弟達を早く学校を卒えさせたい	1	4	2	4	1	-	-	6	1	-	1	-	-	-	-	-	20
広い住居いへでみんなで働きたい	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
生涯を通じて一人で働いて行く	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
仕事の出来る様になるまでつとめる	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
女としての儀を受けたい	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
よき農婦となりたい	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4
助力製ササの技を身につけたい	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
親孝行して父親の病気を早く治したい(その外家で孝行したい)	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
事務系統の所に就職したい	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
自分の子供にこの思いをさせたくない	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
しばらくいたい(嫁に行く迄、或は2, 3年)	1	-	-	2	4	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	10

家庭に入りたい	-	1	-	1	1	-	1	-	-	1	6
外の職に就きたい	-	2	-	1	-	1	-	-	-	1	5
いつまでもいたい	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	3
まじめにまとめあげたい	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	3
貯金した	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2
当地で結婚して一生を過ごしたい	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
看護婦になりたい	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	2
母の許で働きたい	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	3
家の手伝をして18になつたら会社 つとめをしたい	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2
家に席りたい(借金を返したり、 身の廻り品を整えたい)	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	4
バー美容師になりたい	-	-	-	1	1	-	-	-	6	-	8
編	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
人絹会社に入りたい	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
勤めている店位ものを経営したい	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
手に技術をつけたい	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2
通勤出来る処に行きたい	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2
学問がないから現在の外仕方がない	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
貯金が出来ない、将来が心配だ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1

希望項目	業	務	別
父が就職す迄働きたい	-	-	-
飲食店の営業	-	-	-
髪結になりたい	-	-	-
生花や舞踊の特技を習得したい	-	-	-
検番で働きたい	-	-	-
この仕事をつづけて孝行をしたい	-	-	-
よい芸者になりたい	-	-	-
中学校に行きたい(学校に行きたい)	-	-	-
理髪業をやりたい	-	-	-
写真技術を覚えたい	-	-	-
寄宿舎のあるところで働きたい	-	-	-
早く出たいがあてがない	-	-	-
百姓奉公にかわりたい	-	-	-
早く本屋になりたい	-	-	-
クリーニング店を覚えたい	-	-	-
理容師になりたい	-	-	-

第 42 表 雇 用 先 の 業 種

八四

上十人未満のものが一二・一％でこの両者を合せて八八・七％を占めている。

労働基準法適用事業場に働く年少者で十人未満の事業場に働いている者は年少労働者総数の約三分の一に過ぎないので、この調査の対象となつた年少者の場合零細企業に雇われる者が極めて多いという特徴がみられる。このことは前の雇用先の業種とも関連するもので、農業、遊技場、飲食店、料理店等の業種が約半数に及んで

おり、その他の業種も殆んどが家族労働的な業種である。したがつて雇用される年少者も、農耕手伝、子守、家庭女中、旅館飲食店女中、店員等から大工見習、美容見習、理髪見習、左官見習等の業種に就いている。

家庭貧困の子女の多くが近代的工業とか大企業方面への就職が比較的少くて、このような零細企業、個人企業、家族労働的業務に多く流れていく原因は大企業や近代的工業方面では家庭貧困の子女を採用するのを嫌うということにもあるであろうが

第43表 規模別雇用先数

規 模 別	雇用先数
5 人 未 満	328
5人以上～ 10人未満	52
10 〃 ～ 30 〃	25
30 〃 ～ 50 〃	8
50 〃 ～ 100 〃	6
100 〃 ～ 以 上	6
不 明	3
計	428

それ以前の問題として、かかる家庭では家計の貧困に迫られて労働条件とか企業や本人の将来性というようなことを考える余裕さえもなく、最も手近かな方法で早急に働きに出さなければならないというところに最も大きな原因があるものと考えられる。

雇用先における雇用労働者数は十八才以上の者を含めて四、九七八名で、男子一、六三二名（三二・八％）女子三、三〇二名（六六・三％）となつており、女子は男子の約二倍に当つている。この性別構成を十五才以

第 45 表 年 令 別、男 女 別 雇 用 労 働 者 数

男 女 別					男	女	性別不明	計	比 率 (%)
年 令 別									
満 15才未満	満	12	才	未	2	4	3	9	0.2
	満		12	才	2	1	—	3	0.1
	満		13	才	2	16	1	19	0.4
	満		14	才	20	25	—	45	0.9
	小			計	26	46	4	76	1.6
満 15才以上 18才未満	満	15	才		77	126	1	204	4.1
	満	16	才		211	478	2	691	13.9
	満	17	才		134	684	6	824	16.5
	小			計	422	1,288	9	1,719	34.5
満18才未満であるが年令不明					1	13	2	16	0.3
満 18 才 以 上					1,183	1,955	29	3,167	63.6
合 計					1,632	3,302	44	4,978	100.0
比 率					% 32.8	% 66.3	% 0.9	% 100.0	

上十八才未満の者についてみると、女子は男子の三倍強となつてゐる。

年令別にみると十五才未満は七六名で一・六%、十五才以上十八才未満は一、七三五名で三・四・八%、十八才以上三、一六七名で六三・六%となつてゐる。

(二)、雇 用 経 路

年少者の雇用経路をみると第四六表のとおり公共職業安定所の紹介によるものが五三・三%を占めて最も多く、縁故紹介一三・五%、直接募集九・二%、仲介人の仲介によるもの三・五%、その他一三・四%及び不明の七・一%となつてゐる。前年行つた東北地方の調査では公共職業安定所を通じて就職した者は僅かに一二・七%に過ぎず、縁故紹介及び仲介人の仲介によるものが合せて六九・六%を占めていたのと比較すると今回の調査では公共職業安定所を通

第 46 表 雇 用 経 路

人数、比率		年少者数	比 率
雇用経路			
公共職業安定所		966	53.3%
縁 故 紹 介		243	13.5%
直 接 募 集		167	9.2%
仲 介 人		64	3.5%
そ の 他		243	13.4%
不 明		128	7.1%
計		1,811	100.0%

六〇八名であるが、これはたまたま九州出身の年少者一名が紡織関係の大企業に雇われており、その事業場に多数の年少者が働いていたことによるものである。九州地区では長崎県の一八七名が最も多く、佐賀県の六三名、熊本県の一二八名、宮崎県の一六六名の順になつてゐる。受入地では岐阜県が前と同じ理由によつても多く、愛知、東京、福岡がこれにつづいている。

(四) 親元への前貸金

四二八の雇用先のうち親元に前貸金を出しているものは五三で一二・一％に当る。前貸金の金額は最低千円から最高三万五千円に及んでおり、一万円を出している雇用主の数が最も多く、つづいて五千円となつてゐる。雇用先からの前貸金は親元調査の前借金と一致すべきものであるが、親元調査では前借金の最高は十二万円

じた者が多く、縁故紹介や仲介人の仲介によるものが少いことが目立つてゐる。公共職業安定所を利用する者が多いことはそれだけ正常な雇用の場におかれる者が多くなることであるのでこの傾向は喜ばしいものである。

なお、年少者数の一、八一一名は親元調査から引続いて雇用先調査まで行つた四九六名の年少者とこれらの年少者の雇用先に就職してゐた他の年少者をも含めて調査した数である

(三) 出身地、受入地別年少者数

雇用先における全年少者の出身地で最も多いのは岐阜県の

の 出 身 地

岐阜	静岡	愛知	滋賀	大阪	岡山	広島	山口	高知	小計	合 計
-	-	-	-	3	-	-	1	-	4	(4.8) 89
2	1	22	1	14	-	-	1	-	54	(9.0)163
-	25	72	6	1	1	1	-	-	106	(10.3)187
3	-	-	-	22	-	-	-	1	26	(7.1)128
11	-	-	-	1	-	-	-	-	13	(1.4) 25
70	-	15	-	-	-	-	-	-	85	(7.0)126
10	-	26	-	16	-	-	1	-	54	(4.9) 88
96	26	135	7	57	1	1	3	1	342	(44.5)806
45	-	-	-	-	-	-	-	-	45	(2.4) 45
10	-	1	-	-	-	-	-	-	11	(0.6) 11
-	-	8	-	-	-	-	-	-	8	(0.4) 8
1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	(0.1) 1
-	-	7	-	-	-	-	-	-	7	(0.4) 7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	138	(7.6)138
25	-	5	-	-	-	-	-	-	30	(1.7) 30
5	-	31	-	-	-	-	-	-	36	(2.0) 36
595	-	13	-	-	-	-	-	-	608	(33.5)608
-	8	-	-	-	-	-	-	-	8	(0.4) 8
6	-	30	-	-	-	-	-	-	36	(2.0) 36
1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	(0.1) 2
5	-	-	-	-	-	-	-	-	5	(0.3) 5
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	(0.1) 1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.1) 2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.9) 16
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.1) 1
3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	(0.2) 4
2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	(0.1) 2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.2) 3
-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	(0.2) 3
-	-	-	-	7	-	-	-	-	7	(0.4) 8
698	8	95	-	12	-	-	-	-	951	(53.8)975
-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	(1.7) 30
(43.6)	(1.9)	(12.7)	(0.4)	(4.0)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(71.6)	(100.0)
794	34	230	7	72	1	1	3	1	1,296	1,811

第 47 表 雇 用 年 少 者

受入 出身地		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	小計	青森	東京
福岡	岡	85	-	-	-	-	-	-	85	-	-
佐賀	賀	11	94	3	1	-	-	-	109	-	13
長崎	崎	34	9	36	-	2	-	-	81	-	-
熊本	本	6	-	1	89	6	-	-	102	-	-
大分	分	2	-	-	-	10	-	-	12	-	1
宮崎	崎	-	-	-	-	8	33	-	41	-	-
鹿児島	島	6	-	-	1	17	1	-	34	1	-
小 計		139	103	40	91	43	34	14	464	1	14
秋山	田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山福	形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城	島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木	城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京	木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	138
新潟	京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野	潟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜	野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡	阜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知	岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重	知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀	重	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪	賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫	阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山	庫	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-
島根	山	-	-	-	-	16	-	-	16	-	-
広島	根	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
山口	島	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
徳島	口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川	島	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-
高知	川	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
小 計		-	-	-	-	24	-	-	24	-	138
不 明		12	4	3	4	-	4	-	27	-	-
合 計		(8.3) 151	(5.9) 107	(2.4) 43	(5.2) 95	(3.7) 67	(2.1) 38	(0.8) 14	(28.4) 515	(0.1) 1	(8.4) 152

第48表 親元への前貸金

前 貸 金	雇用先数
1,000円	(0.7) 3
1,500〃	(0.2) 1
2,000〃	(0.7) 3
3,000〃	(0.2) 1
4,000〃	(0.2) 1
5,000〃	(2.1) 9
6,000〃	(0.9) 4
7,000〃	(0.2) 1
8,000〃	(0.7) 3
9,000〃	(0.2) 1
10,000〃	(2.6) 11
12,000〃	(0.7) 3
13,000〃	(0.5) 2
15,000〃	(0.2) 1
16,000〃	(0.2) 1
20,000〃	(0.7) 3
23,000〃	(0.2) 1
25,000〃	(0.2) 1
35,000〃	(0.2) 1
金 額 不 明	(0.5) 2
な し	(59.5) 254
不 明	(28.4) 121
合 計	(100.0) 428

雇 用 先 数	仲 介 手数料 円
1	200
2	300
2	500
1	2,000
1	3,000
1	現 物 (砂糖)
8	計

という高額のものもあり、前借金を受けた件数も雇用先調査で把握されたものよりもはるかに多い。これは雇用先調査において前貸金の有無が不明であるというものが二八・四％にも達していることからみても前貸金の有無を確実に把握することがなかなか困難であることによる。

次に雇用先から仲介人に謝礼（仲介手数料）を出しているものは左のとおりである。

四、雇用先調査の際に把握された者の状況

すでに述べたとおり親元調査の行われた年少者は八五八名で、そのうち四九六名についてさらに雇用先調査が行われたのであるが、この雇用先調査の際において、四九六名以外に雇用されていた年少者で、一応調査を要する者として対象になった年少者が二八名あつた。もちろん、この二八名の者が必ずしも不当雇用関係にあるというのではない。

この二八名の者の年令別、男女別、出身、受入地別、業務内容別数は第四九表(1)(2)(3)のとおりである。

親元の職業は表(4)のとおりで、農業の九名、炭坑夫の八名が多く、その他一、二名ずつ分散している。

就業年月及び就業年数をみると昭和二九年に就業した者が約八〇%で最も多く、従つて就業年数も一年未満の者が殆んどである。(表(5)(6))

就業経路では縁故関係によるものが最も多くその他一名乃至三名ずつ分散している。(表(7))

仲介手数料のあつたものは二八名中二名で、二〇名の者は仲介手数料なしであるが、六名については不明となつてゐる。(表(8))

契約期間については期間のきまつていないものが二八名中の一名を占めて最も多いが、契約期間四年が一名、五年が三名あり、不明が九名となつてゐる。(表(9))

前借金についてみると二八名中二五名は前借金なく、二名が二、〇〇〇～三、〇〇〇円程度の前借金があつた。

(表(10))

賃金は月三、〇〇〇円以上のものが二八名中一名で、残りの大部分は三、〇〇〇円以下で、中には実物給与の
みというものもみられる。(表⑩)

実物給与の状況は表⑫⑬のとおりである。

第 49 表

その他の年少者調査

1) 性別年令別年少者数

性 別 年令別	男		女		計
15才	-		3	(10.7)	3
16才	3		9	(42.9)	12
17才	6		7	(46.4)	13
計	(32.1)	9	(67.9)	19	(100.0) 28

2) 年少者の出身及び受入地

出身地 受入地	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 宮城 徳島 不明										計
福 岡	6	3	2	1	1	-	-	-	-	1	(50.0) 14
佐 賀	-	4	-	-	-	-	-	-	-	1	(17.8) 5
長 崎	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	(3.6) 1
熊 本	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	(10.6) 3
大 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮 崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	(7.2) 2
静 岡	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	(3.6) 1
大 阪	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	(7.2) 2
計	(21.4) 6	(25.0) 7	(10.6) 3	(17.8) 5	(3.6) 1	-	(7.2) 2	(3.6) 1	(3.6) 1	(7.2) 2	(100.0) 28

(3) 少年者の業務内容

職業別	性別		計
	男	女	
農 耕	-	1	(3.6) 1
工 員	2	-	(7.1) 2
店 員	-	6	(21.5) 6
旅館飲食店等女中(出前)	-	1	(3.6) 1
家 庭 女 中	-	3	(10.7) 3
看 護 婦 見 習	-	2	(7.1) 2
美 容 見 習	-	1	(3.6) 1
理 髪 見 習	2	-	(7.1) 2
左 官 見 習	1	-	(3.6) 1
そ の 他	2	1	(10.7) 3
不 明	2	4	(21.4) 6
計	(32.1) 9	(67.9) 19	(100.0) 28

4) 親 元 の 職 業

職 業	年 少 者 数	
無 職	(7.1)	2
古 物 商	(3.6)	1
炭 坑 夫	(28.5)	8
農 業 職	(32.1)	9
靴 職	(3.6)	1
雑 貨 商	(3.6)	1
日 雇 工	(7.1)	2
大 漁 業	(3.6)	1
理 髪 業	(3.6)	1
不 明	(3.6)	1
計	(100.0)	28

5) 就 業 年 月

昭和26年 月別	年 月												計	年度 不明	合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計		
27月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3.7) 1	-	-
28月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(11.1) 3	-	-
29月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(77.8) 21	-	-
30月	2	-	-	3	5	-	-	-	2	6	3	1	(7.4) 2	-	-
計	(7.4) 2	(3.7) 1	(11.1) 3	(18.5) 5	(7.4) 2	-	-	(3.7) 1	(11.1) 3	(22.3) 6	(11.1) 3	(3.7) 1	(100.0) 27	1	28

7) 就 業 経 路

経 路	年少者数
募集人又は仲介人	(7.2) 2
縁 故	(39.3) 11
雇用先の直接募集	(7.2) 2
学 校 幹 旋	(10.6) 2
そ 雇用先と知人	(10.6) 3
の 雇用先と親戚	(7.2) 2
他 雇用先が連れて 行つた	(3.6) 1
そ の 他 だ け に	(10.7) 3
不 明	(3.6) 1
計	(100.0) 28

6) 就 業 年 数

経 験 年 数	年少者数
3 ヶ 月 未 満	(14.3) 4
3 以 上 ~ 6	(35.7) 10
6 ヶ ~ 9	(7.2) 2
9 ヶ ~ 1年	(21.4) 6
1 ヶ ~ 1.5	(3.6) 1
1.5 ヶ ~ 2	(10.6) 3
3 ヶ 以 上	(3.6) 1
不 詳	(3.6) 1
計	(100.0) 28

9) 契 約 期 間

契 約 期 間	年少者数
1 年	-
2 ヶ	(3.6) 1
3 ヶ	-
4 ヶ	(3.6) 1
5 ヶ	(10.7) 3
看護婦合格迄	(10.7) 3
な し	(39.3) 11
不 明	(32.1) 9
計	(100.0) 28

8) 仲 介 手 数 料

手 数 料 の 内 容	年少者数
手 数 料 有 り 菓 子	(3.6) 1
不 明	(3.6) 1
小 計	(7.2) 2
手 数 料 な し	(71.4) 20
不 明	(21.4) 6
合 計	(100.0) 28

10) 前 借 金 別

前 借 金 別		年 少 者 数	
前あ	2,090 円	(3.6)	1
借	3,000 円	(3.6)	1
金り	小 計	(7.2)	2
前 借 金 な し		(89.2)	25
不 明		(3.6)	1
合 計		(100.0)	28

11) 現金給与実物給与及び支払形態

支 払 形 態		賃金のみ 固 定 給	実物給 と賃金	実物給 とのみ	計	不 明	合 計
賃 金 別							
月 収	月収 500円未満	-	2	-	(7.7) 2	-	-
	500以上～1,000	-	2	-	(7.7) 2	-	-
	1,000 円 ～2,000	3	3	-	(23.1) 6	-	-
	2,000 円 ～3,000	1	3	-	(15.4) 4	-	-
	3,000 円	10	1	-	(42.3) 11	-	-
	小 計	14	11	-	(96.2) 25	-	-
その他	衣 類	-	-	1	(3.8) 1	-	-
合	計	(53.7) 14	(42.5) 11	(3.8) 1	(100.0) 26	2	28
食 事 給 与	有	5	-	1	6	-	(21.4) 6
	な し	-	-	-	-	-	-
	不 明	9	11	-	20	2	(78.6) 22
	計	(50.0) 14	(39.3) 11	(3.6) 1	(92.9) 26	(7.1) 2	(100.0) 28

12) 実物給与の状況

時 期	盆	暮	その他	不明	計
年少者数	(21.4) 3	(28.6) 4	(7.1) 1	(42.9) 6	(100.0) 14

13) 実物給与の状況

内 容	衣 類	身廻り品	日用品	計
年少者数	(84.6) 11	(7.7) 1	(7.7) 1	(100.0) 13

第三部 類型別事例

昭和二十七年二月十四日の次官會議の決定をみた「いわゆる人身売買対策要綱」（附録参照）には近代の意味における「いわゆる人身売買」の概念を明らかにしているが、これはそれまでに潜在していたこの種事件が、戦後の社会的、経済的混乱により急速に問題化され、他方諸法律、諸制度の改廃制定後、各行政官庁間の綜合調整、緊密化による綜合的具體策が実現強化されねばならないという要請から、青少年問題協議会がこの問題を取り上げることに決定した際に先決問題としてこれを協議決定したものである。

即ち、ここにいう「いわゆる人身売買（労働関係官庁で称する不当雇用慣行）」とは

「児童をして①福祉に反するような労務、または②不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として③金銭、財物その他を給付することを内容とする契約または、これを④あつせんする行為」と解されている。そして①と③、②と③、および①および②と③とが各々結びつくもの等を内容とする契約に④の行為が加つた場合が、最も典型的な事例とされている。

さて、この実態調査は、序説においても述べているように、未だ表面化していないものを把握することに努めたため、たま／＼この典型的な事例に該当するものは、東北地方同様ごく小数に止り、不当雇用慣行以前の問題として、重要な示唆を与える事例が大多数を占めているという点で、多くの問題を我々に提供したものだといえよう。

それだけに、調査された実態は全くその一つ一つにその特殊性と、個々の色彩が強く現れているので一律に分析集計するだけではその実態を把握する上において不十分であるのでこゝに次のような段階に分類し、各類型に従つてできるだけ多くの事例をあげこれらの実態に触れてみることにする。

類型別分類

I	不当雇用慣行に該当するもの	19件
II	一応合法的な形をとつているが実態はいわゆる不当雇用慣行の場におかれているものと推定されるもの	38件
III	児童福祉法、学校教育法、労働基準法等の關係法規に違反しているもの（現在既に帰宅したが、不当に雇用されていたものを含む）	373件
IV	その他のもの（養育、非該当を含む）	428件

I 不当雇用慣行に該当するもの

事例 (一)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
M. H	17	女	売春	一七万円	定めなし	飲食店主 仲介料 男五三才 三、〇〇〇円	不良化 家出	熊本県 高知県	中学校卒業 十五才より就業

父と長兄はそれ／＼お寺の住職でしかも長兄は児童福祉社司として活動しているという家庭環境の中にH子は五人兄弟の第三女として生れた。

姉は現在既に嫁いでおり、親元は三人家族（一名死亡）が月収八、〇〇〇円、その社会的地位からしても兄が兄

童福祉司をしているという事実からいわゆる人身売買的要素を汲み取ることは困難である。

しかし、H子がかゝる境涯に落入つた遠因は案外このような真面目な或る面から云えば厳格に過ぎる家庭環境にあつたのではないかと予測される。

H子は十才の折同じく天草郡下の農家に養女として生まれ、入籍したのであるが、本人が百姓を嫌い実父の許に帰つて中学を卒業し美容師の見習をしていたが、十六・七才で外交的性格を帯びた彼女は真面目な家族と意見が合はず不良性さえ備えて面白半分に家を飛び出している。

H子が売春婦になつた経路は、いわゆる人身売買ケースの典型である。家出後、一年半位は熊本市内の特飲店を転々としていたが、良い働き口があるからと六十四才位の男に勧誘され、四国から働く女を探しに来ていたという掲記の募集人と共に高知県のV店に行つてゐる。

仲介手数料は三、〇〇〇円となつてゐるが、附帯費用が外に使われているのではないかという疑は極めて濃い。

H子は収入を唯一の頼りとして県下市町で四回も店を換えているが、前借金は累増するばかりであつた、高知県のV店に来るときの前借金は身仕度その他に要する費用として六万円であつたが隣接市のM店にいた業婦に稼高が多いからという話をきき自ら希望してM店にいつた。この際、M店主が本人を受出すに要した金品は十二万円である。

このM店においても人づての話を信頼し、少しでも前借金を返したいという考えから他町へ一度移りその結果が思わしくないということを理由にし、またM店へ戻つた。この間彼女の前借金は合計実に十七万円に達しているのである。

H子は若し警察による保護がなかつたら終生の売春婦をして終るのではなかつたらうか。契約期間の定めがない

ということ、この前借金を前にして定めても仕方がないということと同じである。

出来たら足を洗いたい、技術をつけて正業につきたいと希望する彼女はM店にあつて最も稼ぎのよい娘であつた。稼高一ヶ月二万円位というのはそれを裏打するものであらうか。賃金は稼高の切半となつており、外にチップによる収入が五、〇〇〇円前後とあるので本人の収入は一応一万五千円であるが、衣類その他身廻品、諸雑費、食費の全てが本人負担となつており、前借金は解消するよりも増すばかりであつたと記述されている。

接客時間は午後四時より十時半までとしてあり、H子は身体がつかれ病氣になりそうだつたと調査員に回答している。

居室は八畳に四人同居、面会、外出、通信等に対する拘束はなかつたようである。

H子は既に中学在校中から都会生活に憧れ特飲店を転々として移動し、学校長、父兄の補導を受けたことがあり売春婦となつてからもむしろ、始めの中は面白半分に働いて売子として歌も歌い客扱いも上手いといわれ、美人だつたことを自慢していたようであり、不健康な生活の結果身体が疲れる、病氣になるのではないだろうかという心配が出て来たときはどうにもならない前借金がかさんでいたというのが実情のようである。

H子はこのような二年七ヶ月間の暗澹たる生活の中で将来を考え、母に「迎えたのむ」の電報を打つて帰宅保護されることになつたのである。

事例 (二)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	強制	機	出身地	備考
W. S.	16	女	接客婦	四万円		姉の夫	強	制	鹿児島	中学二年中退

W子之父は白痴、母はその夫と十人の子をしながら正式に結婚せず、W子もその兄弟、姉妹も皆私生児として戸籍簿に登録されているという家庭の第七女である。

六人の姉たちは皆料理飲食店に勤めた経験のあるものばかりであり、無知無能な両親、特に母親は生活困難のためには子供を犠牲にしてその日を送ることを何等社会悪として感ずるところなく、母親としての愛情に欠けている。W子は中学二年のとき料亭に行き暫くしてつれ帰られ、学校へ出たが途中で止めている。彼女の姉達にしても正規に学業をおえたものとは思われず、現に姉S子は子供がありながらいかにわしい料亭に時折出入りしているのとことで、母親同様かゝる社会悪に染まりきつていとみることが出来る。

彼女が料亭に出るようになったのは掲記のとおり長女H子及びその夫の強制によるものである。長女H子は現在第二回の刑に服役中（犯罪内容不明）であるが第一回の刑を終えて帰つた際、W子に家の加勢をせよとだまし県内某地方に売り四万円の前借は母に渡さずH子夫婦が着服している。W子は其の後、他地方にくら替えさせられたが更に其処を出て目下行方不明とあるが、姉達の口裏から察するに県内にあつて親元と連絡をとつているものと推測される。W子もまた動機如何に拘らず、姉達と同じような経路の中に埋没し、保護の手が加わらない限り周旋屋を

頼つて点々と同業店を歩くのではなからうか。

W子は目下行方不明であり労働状況については不明であるが、かゝる白痴的乱脈を極めた家庭にあつては母より子へ、姉より妹へと転落の途が開拓されて行くものであることを本調査は物語っている。

事例 (三)

氏名	K. M.
年齢	19
性別	女
業務内容	接客婦 (売春)
前借金	八五、〇〇〇円
契約期間	不明
仲介人	周旋業 仲介料 六、〇〇〇円
動機	貧困 愛情欠如
出身地	熊本県
備考	中学中退

K子は中学卒業の年の二月、巡回舞踊団が興業に來た際両親の話で入団させられ、約一年半を過した後飲食店勤めを契機とし、以後苦界を転々としている。

受入地調査によれば現在の店に出る際の前借金は八万五千円、周旋屋の手を経ている仲介手数料は二、〇〇〇円である。

賃金は稼高の歩合制であり月平均一万円うち衣装費食費は支給前に控除される。暗衣代は一揃一七、〇〇〇円、雇主が立替払で給料から適当に差引くといつてゐるが、外に食費三、〇〇〇円が計上されており、前借金の返済は困難な実状にある。

K子の兄弟は現在六名、長兄は行方不明、次兄は農業作男、長女、次女共行方不明であるが恐らく同様経路を経

ているのではなからうか、親元は父(五十一才)母及び中風の祖母の四人家族、田二反五畝、畑四畝の小作百姓で十坪の家屋が唯一の不動産である。

このような状況下で両親が如何に真面目に働いたとしても生活の困窮は救いようのないものゝように見受けられる。子供への愛情や監護の欠如はK子の場合のように性格のすさんだ頽廃的女性を育む原因となつてゐる。

K子は帰郷希望の有無について調査員に帰郷を希望せずと回答してゐる。

事例(四)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
E. A.	17	女	接客婦 (売春)	二万三千円	定めなし	父の知人	家計補助	長崎県 佐賀県	中学卒 就業六ヶ月

七人兄弟の長女であるE子は家計を助けることが子のつとめと思ひ働くことにしたと就業の動機を語つてゐる。親元の家族は父母兄弟の九人で父は造船所職工だが給料の遅欠配で月収平均二、〇〇〇円、長兄は会社員で五、〇〇〇円、母は日傭日給一五〇円と併せて一万円前後が総収入であるが、家計困難はE子をかゝる業婦としての途え追ひやり、更に父親(四六才)が雇主に借金をなしE子の前借金が嵩むということになつてゐる。

出身地調査者の所見は「貧困なれども本人並に父母共性格温良」と語つてゐるが、雇用先調査によると、「本人は『小学校六年生の時、既に性交渉をもち、中学修学校、佐世保市でパンパンとなり、その後長崎市、佐賀市久保

町等の特飲を転々としていたが、二九年二月一寸働いた当店が住みよい』といつて、父親と共に執拗な申入れをして二九年十月就業した。

雇主は『父親の品行が悪くむづかしい人物なので関係になることを嫌つて、雇入れることを拒み続けたが遂に承知した』と述べている。経験談、体格等を綜合して年令は十八才を超えているとの申出が確かと思われる。父親を助けているのだとほころかに申しのべるあたり知性を疑つたが、雇主は親孝行者だとほめていた。親元調査の際の調査者所見とあまりにも喰い違ふ点に父親の性悪が裏書きされしているとみてよい。雇用主も娘を喰い物にしていると親をのゝしつていた』というのがむしろ真相をついたものであらう。

前借金は前の雇用先で前借していた夜二三、〇〇〇円を現在主が立替え、更に父親が催促して無理に持つてゆくので現在の店で一万円、併せて二三、〇〇〇円である。

給金は稼高を雇主と切半し一ヶ月五・六〇〇〇円から最高一万円で寝具だけは賃与されているが、食費、税金、部屋代等は一括支給前に控除され、前借金、病氣療養費等は支給後に控除される。

労働時間は夜六時頃から一時頃まで、風は自由時間であり勿論休憩休日の定めはない。

居室は四畳半に三人となつてゐるが、実際に寝るのは客室である。

親元からは祭日、盆等に帰してほしいという申出があるが、本人は気の向いた時に帰るといつている。面会、外出通信は自由であることはこの調査事例に共通して見られる点である。

E子は業婦としての生活に何等の疑念をもたず、父親の催促に応じて金を渡す外、小さい妹弟達に学用品、書籍等を送ることをむしろ自負しているのではなからうか。帰郷希望の有無については「親を助けて働きたい」将来の

希望としては「この仕事を続けて孝行したい。」業務上つらいことがあるかとの問に対しては「客によつてつらいこともあるが、客次第で、仕事がつらいとは思わない」と答えている。

事例 (五)

氏名	Y. V.
年令	15
性別	女
業務内容	接客婦 (売春)
前借金	詳細不明 三、四万円
契約期間	定めなし
仲介人	周旋人 仲介料不明
動機	家計補助
出身地	長崎県 青森県
備考	中学一年退学 一年六ヶ月就業

Y子の親元は七人家族で父は日傭稼をして月収平均七、〇〇〇円、外に収入は全然ない状態である。

このような状態のもとにあつてY子は十三才の折父より親のためと思つて行つてくれとすゝめられ、父はまた周旋人の口車にのり、遥々と青森を売られていつた。無知という前に自分の娘を私有物視する觀念が如何に根強くこれらの階層の中に残っているかを多くの事例は示している。

このように周旋人の口裏を信じて行つたので前借金、仲介手数料については一切不明であるが、親元を離れるとき、父親は前借金二万円を受取つたということが調査されており其後の分を加えて三、四万円になるのではないだらうかというのが調査員の推定である。

・給料は最初親元を離れる時の契約では毎月三千円は送金出来るということだつたが、離郷以来調査まで一年半の間に四回に分け一万四千元を送金したゞけだといつてゐる。受入地にあつて実際支給される額は、歩合制の月二回払、米兵を取る数により異なるが平均月一万二千元乃至三千円であるにも拘らず、衣類購入のための前借金は毎月三、

四千円宛支給前に控除されている。

拘束時間は午前十時から夜一時までで客のいないときや忙しくない時は交替で休むことになっており、休日は月二回の十日、二四日となつてゐるが、實際は稼高との關係で休んでいないようである。居室は別に定めなく客室を使用している。

私生活についてもこの事例にあつては拘束が認められ、特に通信については母危篤の電信にも何等返事がなく、手紙を度々したが恐らく本人の手に渡つていないのではなからうかと親元では語つてゐる。外出は許可制で面会のみが自由と回答されている。Y子は年令的にもまだ将来の希望を持つてゐず、この項に対する回答としては当初別になしと答えていた。

調査による発見後、青森少年鑑別所の保護を受け親元が迎えに來られない状態であつたので、その後青森婦人少年室が引き取り、保護を与えたところ更正の道を見出し結髪の技術を修得したいという希望をもつようになったので長崎婦人少年室と連絡速く希望が達せられるよう手配の上、帰郷している。なお、前借金は青森室長と雇主の話し合により棒引になつた。

事例(六)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
F. S.	17	女	接客婦 (売春)	八万円	不定	無職 四十三才女 仲介料不明	芸妓見習	長崎県	小学三年修了 一五才より就業

八人兄弟の長女であるF子は生来芸事を好む性質であつたので芸妓にする目的でT子方に預けられ、其後親元の生活困窮により現在の特飲店に勤めるようになったものである。

F子の実父は死亡し、現在親元には義父と母及び兄弟の六人が居る。親元の収入は母及び義父が鮮魚行商を営み月収七千円、次兄は船員になつてゐるが、毎月二千円を送金している。長兄は土工であるが送金の事実はない。

当初神戸市のT子方に出た際の前借金は仲介人を通じて二万円であつたが、その後その返済に困り、母親が仲介人に他の仕事を依頼し現在の特飲店に紹介されたものである。母親はF子が年少者であることの念を押したが現業主は自分の因戚が警察に關係あるから心配ないといつて引取り、神戸迄母及び業主、F子の旅費として五万円、外に五万円の前借をなし、前業主に対する前借金の返済をした。

現業主は他にも数名の年少者に売春行為をさせていたもので現在営業停止処分をうけているが、なお、内密に営業している模様であり、裁判の際の費用はすべて子の前借に加えられ、現在迄の前借合計は十五万程になつてゐるとの話である。

仲介料は調査表に把握されていないが、再度の仲介とも業として行ふ仲介人によつてゐるものと推定され、なにがしかの金員が払われたものであらうことは疑ひない。

F子に関する調査は親元調査の結果しか判明しないので労働形態に関しては一際不明であるが、通信は雇主に禁止されているためか全然なく、前記裁判の際には、業主に智慧づけられたためか生母に全然恩はない。家に帰る意思はないと云ひ張り裁判所から帰郷をすゝめられても応じないといつた状況であつた。

義父は正直そうな人であり母親は貧しさのためとはいへ年少の子をこの様な境遇に迫ひ込んだことを非常に悔い

て一日も早く呼び戻したいといつてゐる。

事例 (七)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲 介 人	動 機	出身地	備 考
R. T.	17	女	接客婦 (売 春)	七万五千元	不 明	前 店 主	家 出	長 崎 県	中学校卒 就業二年

親元は七人家族、兄弟六人の第二女、親元の収入父(四十五才)鉄道員二万円、兄日雇土工七千元、姉職工五千元合せて三万二千元の収入があり、親元の条件は中位の家庭と思われる。

R子は中学在学中より家出の習性あり、卒業の年の夏家出し福岡市の飲食店に働いていたが、同店主某女より誘拐され、前借金七万五千元で長崎県下に姉の戸籍謄本を利用して売られている。この際本人が受取つたのは五千元のみで七万円は前記某女が横領せるものである。

この事実が判明し裁判所立会の下に兄が親元を連れ戻したのであるが、亦家出し其の後の状況は不明である。

この事例は本人の意思に基いて行われたものであつて経済的背景から推しても親元が介在してゐるものとは考えられないが、就業中家庭より物品、金銭を持ち出しているとの報告をみれば、両親の保護指導に欠くところがあるのではないかと思われる。

R子の行方等については目下婦人少年室が各警察に依頼調査中である。

事例 (八)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
C. C.	19	女	接客婦	あり 金額不明	定めなし	父	着物を作るため	鹿児島	中学卒業 就業三年

親元は父（五五才）母、第一人、妹二人の五人兄弟の次女である。父はシユロのミノ作りをしているが、この仕事のない時は色々の仕事を見附けて収入を得て平均月収七千円、母は他家の手伝で平均千円、合せて八千円となっているが業態から推して収入は不安定であらう。

C子は始め、姉の勤めていた特飲店に樓主の依頼で子守に行き其の後接客婦となつたもので、現在迄三年間に四ヶ所勤め先をかえている。父に知らせずに移つたので契約内容の詳細は不明であるが、親元で調査し得たところは月収手取は一、九〇〇円位、前借金は着物、必要に応じて金銭となつており金額不明であるが相当の前借金があることは予測される。

C子から家庭への送金はなく帰宅の折土産物を持つて来る程度であるが、父の語では本人もこれから一生懸命働いて家にも送金するといつてゐるので、困窮した家計を助けてもらうため当分働いてもらふつもりであるといつてゐる。

父は、女子四名を売春仲介をしたかどで懲役一年執行猶予二年の判決をつけ現在執行猶予期間であり、調査員に對してはこれからは真面目になつて氣をつけてやつて行きますと答えているが、C子の場合には父親が仲介人で、や

がて自らもその中に落ちたという事例である。

事例 (九)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	件介人	動機	出身地	備考
P. A.	16	女	(接客婦 売春)	第一回 三万円 第二回 七万円 第三回 七万四千円	不明	あり	家出	大分県 長崎県	小学校中退

T子の親元は父、継母、弟妹三人の五人家族、実母は離別しているが愛情のない人であつた由、この辺に性格の歪んだ原因があるのではなからうか。

父は農地の開墾に従事し現在開墾地は五反で月収は平均四、六〇〇円でこの家庭は生活保護を受けている。

就業の動機は都会生活への憧れである。一四才で家出した折、熊本市のバス停留所で三十二、三才の男と二八、九才位の女に私が職を探してあげましようかと誘われ、市内某特飲に連れてゆかれたが一週間位して亦他店へ連れてゆかれた。この業が嫌で郷里の友達のとこに逃げ帰つたところ父親がその友達と謀り天草の特飲に自分が二万、その友達と称するものに一万円、計三万円で売り二、三日働いたら逃げて帰れ、その際にこの二万円をやるというたが結局五ヶ月位其処で働き、次には島原に仲介人を通じて七万円、更に丸山に七万四千円で周旋され、こゝでは警察の調べを受け友達が郷里に帰れといつて二千元くれたので逃げ帰つてゐる。

この経過をみれば父親が、悪質な仲介者に踊らされている疑は濃厚であり、T子自身も人工流産を一回行い性格的にもスサンでゐるので、また出てゆく恐れがあるので、生活保護も受けていることであり今後の補導が望まれる。

事例 (十)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
R. Z.	15	女	手農 伝業	二万円	二年	なし	生活困窮	熊本県	中学一年中退 就業一年九月

R子の家は鍛冶屋の父と継母、第三人の五人家族で月収平均は三、〇〇〇円であるが、兄弟は亡実母の子三人、継母の子三人の六人で中三人は現在親元を出ているが親元への送金その他については不明である。

父親に職業がそうさせたのか豊で人は善良さうだが継母との年令はかなりの開きがある。継母は年に似ず荒つばい感じの人であり、異母兄妹との一寸複雑な家族構成である。

年のいつた(五八才)父親のやせ腕一つでは少々負担が過ぎるのは仕儀ないことであらう。母は子守の外何もせず、家庭内職でもあれ子供の義務教育位は卒えさすことが出来たのではなからうか。

現雇用主は亡母の従弟で生活困窮のため使つて呉れと頼まれたといつてゐる。R子は当初養育を主として他家へいつていたのであるが、中学校に行くようになり、手伝働きが出来ようになつたので、遠縁に当る現在の農家に農業手伝いとして借金返済のため来たのではなからうか。こゝには幼時の「ロべらし」成育してからの家計補助のため拘束労働という慣行をみることが出来る。

契約期間は親元では二年といつてゐるが、雇用先では一年といつており一致しない。賃金は年額二万五千円で親元で入用な時に渡すことになつており、雇用先では契約の時二万円を親元に渡したといつてゐるが親元では一万二

千円といつておりこれも一致しない。推測するにこれは実物給与について、親元では簡単服、下駄等をもらつたとしているが、雇用先では作業衣程度といつているところから、それ以外の仕着せを前賃金の中に入れていふことにやるのではなからうか。

従つて契約期間は一年或は二年といつても実質的意味をなさないものであつて、親元の入用に伴つて増加する前借金と共に雇用期間がずる／＼延長される危険性は極めて大きい。

労働時間は午前七時より午後六時まで、拘束十一時間、休憩は昼食時一時間半位となつてゐるが、雇用されている年少者にとつては雇用先家族と共にあつて休憩時間中と雖も充分に精神的緊張感から解放されるものとはみがたく就寝時以外に完全な解放を認めることはかゝる労働形態にあつては困難である。休日は月一回となつてゐる。

居室は母家に雇用主家族と同屋六畳に三人になつてゐる。

面会、外出、通信等の私生活は縁故関係でもあり自由が拘束されていないが、帰郷希望の有無については、特別に歸りたがつていないと記述されているのは複雑な家庭状況を反映しているものであらう。

Ⅱ 一 応合法的な形をとっているが実態はいわゆる不当雇用慣行の場に置かれているもの、又は雇用先調査が不能でその把握が困難であるが、実態は不当雇用慣行の場におかれていると推定されるもの

事例 (一)

氏名	年令性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
H. G.	15 女	和服仕立及び家事手伝い (芸妓)	扶養料名目 一万五千円	養子縁組	知人の男二人 仲介料なし	貧困及び家族関係複雑のため	熊本 福岡	中学一年中退

年少者本人は誰の子か不明であり、養母が結婚前に他より貰いうけ（それまで育てゝいた者と本人との関係も又他人である）養父（農業）のところに嫁ぐとき連れ子として連れてきたものであるが、養父、養父の孫、養母の四人家族という複雑な家族関係と貧困を解消するために三年前、仲介人の助言幹旋により除籍され、新制中学一年中退のまゝ芸妓の和服仕立業をしている現在の養家と養子縁組をした。出身地調査によればこの際今までの養家に扶養料名目で一万五千円が支払れているが受入地の養母はこれを否定している。現在の年少者の業務内容は、風間裁縫及び家事に従事し、夜は芸妓として酒席に出ている模様で、調査員の再三の調査訪問に対して家族の者同様に扱っているというのみで宿泊や外出という口実をもうけて、本人に会わせず、他にも同様な年少者が一人居て、出身地両調査員とも実態に不当雇用慣行的要素が濃厚であるとして釈然としないものを抱いている。

事例 (二)

T. M.	名氏
15	令年
女	別性
作 女	業務内容
二万円	前借金
一年	契約期間
直接募集	仲介人
生活困難	動 機
福 熊 岡 本	受出身 入地地
小学校のみ卒業	備 考

家族構成は現在祖父母、父母、妹二人、本人の七人家族で、他に姉四人がいるが親元を離れ、何れも居所不明状態である。父母は漁業を営むも収入不定で、もとより前記姉達よりの仕送りも全然なく、生活の逼迫と娘に対する私有物観より、たま／＼二年半前親元地（天草）に労働者の募集にきた雇用主（仲介人もいた模様なるも不確定）と貸金年間三万五千円、（一部前借金）一年の契約を結び、娘を作女として就業せしめた。

従つて小学校のみの学業で打切られた本人は、その後通学はおろか一年毎の契約更新で、毎年一月十五日より二週間程帰郷するだけで現在迄既に二年六ヶ月間を経過している。この間、前借金と労働力の提供は相殺されつゝもなお、現在二万円の前借が残つていゝという実態である。

事例 (三)

T. T.	氏名
17	年令性別
女	業務内容
特殊料理店 中	前借金
四万円	契約期間
定めず	仲介人
母親が直接 売ったもの	動 機
母親の雇主に 対する借金返 済のため	受出身 入地地
福 岡	備 考
小学校五年修了	

母一人、子一人の家庭で、母は日雇により月六千五百円程の収入を得ていたが、生活の困窮から本人は小学校五年以後修学しておらず、母親の親交ある雇主にもしばしば、金銭上の援助をうけ、頼母子講等の借金の保証人となつて貰う等生活上の面倒を仰いでいた。かくして、本人十六才の時、母親が他にこしらえた借金四万円の返済に困り、従来よりの関係もあつて雇主主に借りこれを弁済したが、その恩義感から年少者をして雇主主の経営する料理店の女中の仕事を手伝わせるようになったもの。これに対し、雇主主と本人との関係は、契約という程のものではなくかつて未成年者の使用の件では苦勞をしたので充分注意して使つており、母親は時々小使錢を与え、且つその口べらしを加勢してやつてゐるということで恩惠的であり、母親ももとより之に満足してゐるが、この高額の借金返済は今後の本人の働き如何にかかつてゐるのみならず、この業態の特殊性からかえつてこれが累積するおそれのあることは想像に難くない。

事例(四)

H. N.	氏名	年齢性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
17	女	接客婦	六千円	定めず	雇主の養子	貧困	長崎福岡	小学校二年修了のみ 多子家族	

父、弟二人、妹二人、結婚の姉夫婦、その子、及び年少者の九人家族で、母は離別した。父はぜんそくを患い収入なく、僅に姉むこが日雇によつて得る月六千円で大家族が糊口をしのいでいた。昭和二五年三月より要保護世帯として月三千九百円(生活、住宅、教育の各扶助)の給付をうけ現在に至つてゐる。その上炭界の不況で、同居の

姉も働きに出たが共に現金の収入は殆んどなくなり無職にひとしく、生活はいよく最低の困窮を極める状態となつた。この様な家計状態であるから、本人も名目は小学校だけは卒業したとはいつても実質的には二年位迄しか行つておらず智能は無知に等しい有様なので、家計の補助に使われていた雇主の養子である仲介人とは年少者が佐賀の旅館で働いている時に知り合い接客女中として月二千円支給の契約で離郷し、その際仲介人より親元に六千円の前借金が支払われている。その後の受入地の調査によれば、本人は姉の名前を使つて来ており、住民登録もされておらず雇主の夫は現在、他の不当雇用慣行事犯の取調を受けつゝあり、当該年少者の賃金は一銭も本人の手に入らず、毎月長崎から父親が受けとつて帰つてゐる。そして当人は休憩、休日も殆んどない長時間労働で全く家庭の犠牲となつて働いていることが明らかにされた。

事例 (五)

R. K.	氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
17	女	旅館炊事婦	二千五百円	定めず	女(農業)他人、仲介料雇用主より千円	雇主の募集	宮崎	中学三年中退		

父は戦死し、その遺族年金四万一千五百円と二反ばかりの田畑がこの家庭を維持する収入であり、(月約六千円位)親元地では母弟等の三人暮しであるが、兄、弟、本人の三人が出稼ぎに出ている。然も弟は行方不明で、親元への仕送り等期待もできず、前記の兄以外の他に既に結婚して家庭をもつてゐる今一人の炭鋸夫の兄も、自分の家族四人の生活に手一ぱいで親元を援助する余裕もない。この時炊事婦を必要として仲介人が親元に來り、月二千五

百円で（母方に二千元送金、本人に五百円支給）就業することをすゝめ特に契約期間を定めず雇用先に同行したものである。この引渡のとき、旅館主と仲介人の間で千円の収受が行われるのを見たが親元では謝礼はしていない。年少者の就職後親元では賃金として一万円の仕送りを受けた他、三回に亘り五千円の前借を受け、本人の意志の無に拘らず現状の奉公を続けることを望んでいる。

事例（六）

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
F. Y.	17	女	貸席雑役	有（額不明）	定めず	不明	多子家族による貧困及び義父の変質性から	佐賀長崎	新制中学卒業

実父の死亡後実母が義父との結婚により、年少者は母の連れ子として（戸籍上は入籍せず）義父方に入り、新制中学までは義父の扶養で卒業した。義父は船大工をして僅か月五千円の収入しかなく、年少者の義弟妹五人を含めた八人の大家族であるため常に生活は困窮し、且つ前科七犯の義父の非行はたえず、別居の祖父や、妻にもひどく当り、年少者が親元を出される時実母は一時家出別居の状態にあつた。年少者本人に対しても実子との差別が甚しく、打つ、けるなどの暴行があり、年少者の肢体不自由の原因も義父の仕業であるといわれている。そして前記の実母の家出中、年少者を貸席業に売つて前借金をとり（金額不明）、近所のうわさによればこれによつて裁判所の料金の支払もすませ、旧正月を迎えたという。その後年少者の就業先が廃業のため、本人は一時親元に帰郷したが近く又県内某市に出されるということで、従来の義父のやり方からみて、本人を食い物にするおそれが充分にあり

民生委員等の関係機関とも連絡をとりつゝ、嚴重に監視中であるという。

事例 (七)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
K. K.	17	男	作男	二万円	十ヶ月	なし	貧困 口べらしのた	宮崎	長欠勝ちで新制中学卒業

親元は父母弟妹の六人家族で、年少者及び兄の二人が口べらしのために外に出されている訳であるが、一家の収入は、父親が怠惰で失業対策の日雇は朝が早いからと断わり、月に僅か十日位の就労のため二千七百円位しか入らず、母親が薪取りで二千円を補うも食うや食わすの有様である。親元を調査した調査員の所見によれば、寒中であるに拘らず、こわれかゝつた家はすきまだらけで板片や炭俵で囲つてあり、子供も親も全くボロ／＼の衣類をまとい慘澹たるものであつたという。以前この家庭には教育扶助もあつたが、全額生活費に使いこみ、今は又二人の子供も長欠を続けているため、遂にこれも打切られたということで、子供の中には盗癖があるものもある。生活がこの状態であるから口べらしと収入を図る手段として長欠勝ち乍ら中学を卒業した年少者を卒業と同時に農家の作男として十ヶ月間二万五千円と、作業衣類、地下足袋等の実物給与の契約で働きに出した。この際手付金として二千円を受取つたが、その後生活費として必要な都度度々受取りに行き、調査当時既に之が二万円となり、この先も親自身は満足に就労をせず、年少者の労務の提供と引換に賃金をうけとつて行くことが続けられて行くであろうことが想像される。雇用先の調査によれば、年少者は両親から受けた感じとは全く異り、雇用主も感心する程、真面目

によく働く子であつたという。そして、お父さんは体が弱く余り働けないから自分が働いてお金をやるのだと言
い、小遣い等も殆んど使わず、家の加勢をすることに生甲斐を感じており、幸いに雇用先で、比較的理解を以て家
族同様の待遇で扱われているのはせめてものことであるが、帰つても仕方がないという諦めをもち、親子ともに当
該悪慣行を何等疑問視していないところに、この問題が簡単に解決しない困難さを痛感させられる。

事例 (ハ)

氏名	年令	性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
M. H.	17	女	接客料 理店 婦	不 明	不 明	友人の接客婦 らしい	仲介人の勧誘 によつたもの と思われる	宮崎 鹿兒島	欠席勝ちで中学卒業

運転手をしていた父は六年前事故で死亡し、姉二人とも女学校を卒業できた程比較的楽な生活を営んでいた年少
者の家庭もこれを転機として経済的にやゝ不如意となり、兄も中学校を中退して自動車助手等にもなつたが、さ
りと家屋敷もあり、年少者をむりに働かせる程の暮しでもなかつたという。然し、当人は肺浸潤の自宅療養中、料
理店の友人宅へ出入りするうち、この友人にさそわれるまゝに家出をして就職したらしいということで、就業先は
不明で知人が某飲食店で働くのをみたという噂さ等もあり、調査員の種々の努力にも拘らず遂に行方を把握出来な
かつた。なお、本人は離郷後三ヶ月目位に一度帰宅し、冬物を持つて某市に行くとのみ答えて再度家出したもので
母親は半ば諦め、半ば案じつゝ娘の帰宅を待つてゐる。調査員の所見によれば在学中も校舎のすぐ近くに住み欠席
勝ちでありながら、問題児として冷く放任されたのではないかと思われ、遂に友人を特飲街へ世話するという噂が

ある前記仲介人にだまされて安易に転落していったもので、母親、教師を含めた周囲の暖かい愛情による指導措置が痛感される。

事例 (九)

氏名	年令性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
M. K.	14 女	子農 守家	一 万 円	十ヶ月	炭鉱夫及びその老婆の老妾の仲介料五〇〇円	口べらしと現金収入を図るため	佐 賀	中学一年中退

年少者を頭とした八人兄弟の多子家族で、父は豆腐の製造販売を営み月約一万七千五百円程度の収入しかないため、この大家族を養い切れず、遂に中学一年在学中の当該年少者を農家子守兼作女として十ヶ月一万円（三食付住込）の契約で手離した。この際幹旋に入つた仲介人は親戚関係にあり、老婆は俗に世話好き婆さんと呼ばれる女で、共に年少者の実家の生活難を見かねての幹旋であつたようである。前借は親元地の調査によれば全然受けとらないということであつたが、これは噓言で雇用主よりの聴取により最初六千円を渡して引取つたところ、二ヶ月程して残り四千円の催促があつたので、更に父親に渡したということが明らかにつた。調査員が本人に面接したところ家に帰つても家の苦しさや身にしみてつらいと答え、業務上の苦勞の質問に対してははら／＼と落涙するのみで答え得なかつたという。

この年少者の答えや前述のところでもふれたように全く貧しさの故にやむをえず出稼ぎに出した様で変質的な親や愛情の欠除した親とはその態度も異なり、調査員に対しても手離すときは夫婦して一夜泣きあかしたと涙をこぼ

し乍ら苦衷を語つたという。そして一年の契約が満了したら引取り、学校えやるように努力することを約束するといふつも、当該調査が行われることにより雇用主に迷惑がかゝらないかと心配顔で、食べさせて貰つてゐるという恩義感の方が、子供に義務教育をさせないでいるという義務感より強いのであるという調査員の所見であつた。幸いにその後間もなく本人の契約期間も終り、雇用主の理解と学校等関係機関の協力により親元に復帰して通学が開始され、教育扶助の適用等についても取計らわれつゝあるということである。

事例 (十)

S. A.	氏名	年令性別	業務内容	前借金	契約期間	仲介人	動機	出身地	備考
18	女	特 飲 店 （推定）	不 明	不 明	S某及び父親 （詳細不明）	非行の父親が 連れ出した	鹿兒島 福岡	小学校卒業 就業時十五才	

出身地調査によれば年少者の実父は本人の乳児期に満洲に飛び出し、その後年少者と姉は母の手一つで育てられその成長が楽しみにされていたところ、年少者小学校卒業の年に突然実父帰郷し、本人を手なづけ中学にも出さず不良化させたという。その後一時紡績会社に勤めた本人が退職時に持ち帰つた所持金等一切をとり上げ、十五才の時実母に無断で親子揃つて出奔し、福岡方面に住み、出身地で妊娠させ実父の子を出産させ、その子は熊本方面の人に渡し更に年少者を打つけるの暴行の末、仲介人と共謀して特飲街に売つたとのことである。出郷後、実父は福岡の炭鉱で働いてゐるという噂で、父親は勿論、本人からも一通の便りもなく、実母は月僅か五五〇円の生活保護を受けつゝ病身で姉の許に世話になつてゐる。年少者が行方不明のため、確実なことは不明であるが、把握しえ

を限りにおいての父親の非行と悲惨な実態は言うべき言葉を知らないという調査員の所見であつた。

■ 児童福祉法、学校教育法、労働基準法等関係法規に部分的に違反しているもの（現在既に帰宅したが、不当雇
用されていたものを含む）

事例（一）

氏名	年齢	性別	業務内容	動機	契約期間	修学状況	出身地	備考
M. S.	15	女	飲食店女中 (子守)	貧困で家には食へる ことも着ることも不自由 なため	なし	中学卒	宮崎県	

家族は父母兄弟合せて十人で、同居している家族は七人である。父母はいずれも日雇をしており月収は合せて八千円で、この他にM子とその姉（姉も年令者で飲食店の女中）から年に五千円の送金がある。

M子は叔父の紹介で同じ町内の飲食店に女中兼子守として雇われたもので月給一、五〇〇円であるが、この地方の慣習として年払いである。仕事は主として子守であるが、それが済むと食堂や台所の片付けをするので朝の六時から夜の十二時まで働かされており、休日も一年のうち盆とかお正月位のもので同じ町内におりながら、家に帰つたのは盆とお正月だけである。外出は子供を連れてなら出られるが一人では出られない。調査員の質問に対して「時間が長いのでつらい。家にいたいと思うが、貧乏なのでお嫁に行くまで働きたい」と答えている。

事例 (一)

氏名	年令	性別	業務内容	動機	契約期間	修学状況	出身地	備考
I. T.	13	女	農家の子守	生活難のため	一年	中学一年退	熊本県	

父母共に九人家族で七人の子供のうち六人迄奉公に出し、父母の許にはI子のみ一人しか残っていたが生活は貧困を極めていた。父はボン焼を営んでいるが、調査員の質問に対して収入額をどうしても答えない。六人の子供からは別に仕送りもないらしい。I子は中学一年で中退して農家に子守に出されたのであるが、その時父親が一五、〇〇〇円の前借金を受取っており、本人は父親から小遣を貰う程度である。調査のときは契約期間が終つて帰宅しておつたが「いずれどこかに出さなければなりません」と語っていたということで、父親は子供の前借をあてにしているようである。義務教育未修了であるので、学校と児童委員とで登校させるように進めてもその甲斐がないといふことである。

事例 (二)

氏名	年令	性別	業務内容	動機	契約期間	修学状況	出身地	備考
T. M.	15	男	家具製作見習	家具製作の技術を身につけさせるため	五年	中卒	福岡県	

五人家族で作付面積八反七畝の農家である。知人の紹介で中学卒業後家具製作見習として就職したものであるが、契約期間は五年の長期であり一人前になるまでの間食事だけが支給され賃金は支払われないという徒弟制度的雇用である。親としては技術を習得できるというだけで最良の道を選んだという満足感をもっている。雇用先はこの他にも多数の年少者を技能者養成として雇っているが、労働基準法違反（労働時間）として労働基準監督署の手入れを受けたこともあつて年少者の労働条件には注意を要するものがある。

事例(四)

氏名	年令	性別	業務内容	動機	契約期間	修学状況	出身地	備考
M. H.	11	女	子守	貧困により養育依頼	なし	小学校四年修了その後不修学	佐賀県	

父は病没、母は劇場（毎日は開場されない）のお茶子として働いているが月収は一、三〇〇円程度である。M子の他に一七才、一八才、二〇才、二二才の四人の兄弟がいるが全部別居しており、この兄弟たちから実家への送金もない。M子は小学校四年修了で昭和二十八年七月から同市内の農家に養育を兼ねて子守として働いていた。必要な衣類など雇用主から支給されるが、賃金は支払われない。調査に当つた婦人少年室協助員は児童委員福祉事務所児童保護司等に連絡して雇用主及び母親等について調査した結果、母親に扶養の能力がないために、現在の雇用先においてまき通学させることに雇用先の確約を得、右関係者の指導と監視のもとにしばらく見護ることとした。

事例 (五)

I. S.	氏名
14	年齢
男	性別
金物店 小僧	業務内容
貧困のところに継父が来て虐待されるため	動機
なし	契約期間
中学三年 (欠席)	修学状況
宮崎県	出身地
	備考

実父は死亡し、その後継父が来て漁業を営んでいるが生活は極めて貧困である。

継父が来てから虐待されるので、このことを知人が現在の雇用主に話したら同情して引取ったものである。当初月五〇〇円の賃金を支給され三月後一、〇〇〇円になつたが、午前中学校に通学させることになつたために五〇〇円となる。継父は、もつと収入の多いところを望んで土佐の漁船に乗せるつもりだつたが、雇用主の暖い温情のおかげで実行に移らずに済んだものである。

I は雇用主が学校にやつてくれることを非常に喜んでおり、授業が終ると雇用先に帰つて一生懸命に仕事をし、夜は勉学に余念がないという。

雇用主は賃金の他に学用品や四季の衣服なども与えており、仕事の内容も年少者にとつて妥当なものであり休日も毎週一回と定まつているので、現在の環境はIにとつても不足のないものである。以上のような状態からみて現在不当雇用の要件は一つも存在しないものと認められる。

IV その他

この分類に属するものは調査の結果親元に同居していることが判明したものと、かつて一時就職したことがあ

るが、不当雇用の疑いのなかつたもの等で現状では不当雇用の分類からは除外されるものである。しかし、その家庭状況、家庭環境などからみて将来不当雇用の場におかれるおそれの懸念されるような状態におかれているものがある。例えば、現在は親元に同居しているが、赤食洗うが如き状態でそのまゝの状態は長く続かないと思われるもの、あるいは父親が競輪、競馬などに凝つて家計を顧りみず、子女のことなどに全く無関心であるものなど、不当雇用の発生の原因となるような条件を蔵しているのがかなりみられるのである。二、三の事例を掲げることとする。

事例 (一)

年少者、T・S 男 一四才

十人家族で父は農業、兄は炭坑の坑内夫で働いている。

Tは中学二年の五月迄登校していたが、その後登校しない。現在両親の元に同居しているが、両親共に子供の教育に理解なく、今まで地方事務所、学校から再三登校を進めたが家の手伝をさせて親は競輪、競艇に行つており、学校の先生が登校をすすめて行くと棒を振り廻して暴れ廻るという状況で手の施しようがないということである。

事例 (二)

年少者 K・Y 女 一四才

現在母と兄弟七人同居しており、父は大阪方面に働きに出たまま音信不通で送金も全くない。毎日母親と子供と一緒に海に貝を採りに行つたりあるいは石炭を拾いに行つたりして一日平均七〇円位の収入を得ている。家は

海岸のそばに魚箱で作った小屋の二畳敷位のところに七人家族がふとん一枚もない生活を送っている。

事例 (三)

年少者 K・H 男 一三才

同居家族六人、父は竹細工を業としており、月収は四、〇〇〇円程度、年少者Kは現在中学校一年であるが毎年一学期位出席してあとは登校しない。中学三年の姉も長欠している。

住む家がなく、お宮に住み家族一同栄養失調にかかっている。父親が妙な宗教的信念をもっていて、今によくなると思っているらしい。近所の人々が同情して生活保護を受けるようにすすめても失礼であると怒る様な状態である。年少者Kは近所の手伝いに行ったり、家事手伝いをしているが家を出たくてたまらないらしいということである。

第四部 措置その他

一、調査過程における措置について

当該調査の対象となつた年少者のなかには直ちに具体的な措置を要するものを始めとして現状維持のまゝ労働条件その他について改善指導を要するもので、いろいろこれが措置を必要とするものが浮び上つて来ている。

本調査が意図したこれら年少者の実態はこれが対策措置が如何にして如何なる方法でなされなければならないものであるかを示すものであるといえよう。

このような意味でこの調査実施の際婦人少年室を中心として各関係機関の協力のもとにとられた処置或は過去に救出された際の措置について報告のあつたものについて述べれば次の通りである。

(一)、不当雇用慣行が解消したもの

本調査が端緒になり、関係機関が協力して調査が続行されているものは相当数報告されているが、現在迄に解決されたものゝ事例は次の如くである。

1. 十五才 女 接客婦

父に売られて九州から東北迄行つた彼女は本調査により発見され少年鑑別所の保護を受けることになり、所管婦人少年室では親元に連絡をとつたが、迎え不能ということであつたので、鑑別所の保護期間が切れると共に室長が引取つて一週間家族の一員として生活を共にした結果苦界の悪風がしみ込んでいた彼女も素直な明るい童心の娘に帰り結髪の技術を習得したいと意気込みを示すようになってゐる。

一方当室長は親元や婦人少年室に連絡し、帰郷後彼女の希望にかなう業につけるよう手配し、車掌に特別の配意を頼んで故郷に帰つた。

前借金は室長の努力により解消棒引になつてゐる。

2. 十七才 女 接客婦

前借金の累増と肉体の消耗に将来を苦慮した彼女は親元に「迎え頼む」と電信している。この報を受けた父は警察に家出少女保護願を出し、警察の力により捜査救出され、嚴重に違法性を説かれた雇主はもう一人の年少者も解雇し、前借金請求も取止めている。

彼女は本人の不良性の故にかゝる業婦としての途を選んだのであつて、親元はしつかりしているので、本人の更生のみによつて問題は解消している。

兄は身許引受書を次の如く書いている。

「この度家出して当市M料理店で働いて御署で保護されていた私の妹の身柄を受けました。

つきましては直ちに本人をつれて本籍地に帰り家族の者と話合の上、今後の処置並びに監督をいたして、再びこの様なことのない様に致します。若し今後御署に於て当人に御用の節は連絡下されば出来る限りのことをいたします。」

(二) 不当雇用の疑いあるものに対する措置

調査によつては真相を究明することが不可能であつたが不当雇用慣行が行われているのではないかという疑の濃いと思われるものゝ措置状況は年少者が行方不明の場合には、警察に調査依頼中というものが大部分である。年少者が親元に帰っている場合には本件の再発を防ぐために親元の年少者の善導が望まれるところである。

十七才 女 貸席業雇人

前科七犯の義夫が家計困難の故を以て貸席業という非常に不当雇用慣行の疑の濃い業務に従事させていた彼

女は、雇用主の療業により調査の際は帰郷していた。

前科のある父、夫に愛情のない母といった家庭環境は彼女の前途に多分に危懼を感じさせるものがあり、調査に当つた室では、父親に彼女の将来について充分な注意をすると共に、役場、民生委員、協助員にも連絡、今後の保護観察を手配した。

(三) 関係法規の一部に違反するものは是正について

この項では学校教育法に違反するものが大部分であるが、この是正措置についての報告は多くの示唆に富む事例がみられる。

1. 十四才 女 農家子守

仲介人を経て前借金一万円というこの場合は不当雇用としての疑も濃いのであるが、子沢山の母はどうしても一人前に育てることが出来なかつた苦衷を語っている。

親元では調査によりこのことが明るみに出て雇用先に迷惑をかけることを恐れ、また父親は一年間の契約が切れたら学校に出すことを約束してくれたが、雇用先において交渉した結果、雇主が復校させることを承知し、前借の期限も丁度切れるところであつたので、親元に帰り中学に復校している。

雇主は親元に帰したら今度は悪質な特飲の方へ行く危険があると反対し、最初はうちとけなかつたが、彼女の将来のため、雇主が両親によく話して先々も相談にのり、通学を見届けたいと調査担当者に協力してくれることを約した。婦人少年室では本人を勇気づけると共に教育扶助下附について関係方面に交渉中である。

2. 十四才 男 金物屋小僧

継父の虐待に同情して現在雇主が引取つたのであるが、継父は給料を毎月前借して行くといつた具合で中学校側の再来呼び出し、訪問にも応ぜず全く無関心で話にならないといつた状態であつたので雇用先に相談し、働きながら一日二時間ずつ登校することが出来るようになり、以来いかに業務の繁忙の日でも欠席せず登校してゐる。

学用品代は雇主が負担し、月給五〇〇円で四人の子を学校へやるという雇主の善行に継父も前非を悔いてゐるようである。

3. 十四才 女 子守

中学二年の折長欠していた彼女は是非学校に行きたいと泣いて家庭訪問をした先生に訴えていたが、父は理解をもちつゝも家計困難のため従兄等の同情にすぎり、子守にやつたが雇用先では間もなく赤ちゃんが死亡すし、学校からいわれるので家へ帰し、いも等をわけてやるようにしているといつてゐる。

親元へ帰つた彼女は長欠のため恥しがつたが学校の先生のすゝめで其の後復校した。

4. 十四才 女 炊事、子守

雇主は親元の生活難に同情して雇用したが、中学校の方から三回も訪問され、年少者保護についても聞かされ解雇している。爾来、父兄、雇主、皆が自覺して始め恥ずかしがつていた彼女も今では喜んで通学している。特に彼女の部落は従来かゝる慣習の多かつたところで部落全体の教育啓発になつたと調査員は報告している。

5. 一六才 女 家事手伝

「ロベらし」が主目的とされて中学二年の時、子守に出された彼女は雇用先から学校迄一時間半もかゝると

いう状態で学校のすゝめにもかゝらず学業を放棄している。調査員の修学のすゝめにも、親元、本人、雇主とも無関心であり、本人は通学時間を苦にし所在地にある小学校に青年講座でもあれば補修したいといつてゐる。

(四)、その他労働条件等の保護是正措置について

調査の結果によればその労働時間、賃金等の労働条件について労働基準法が規定するものとはおよそ縁遠いもののみであり、これが一片の助言、勧告により是正されるものとは思われず、これら年少労働者の労働条件の保護は正については絶えざる指導を必要とする。

調査報告の大部分はこのことを訴えているのであるが、これが具体的措置がなされたものとしての例はなく単に問題を提示し勧告するに止まつている。

十五才 男 自動車修理工

貧困家庭に育ち中学卒業と同時に自動車修理工場を勤めた彼は自動車整備士の免許をとることを希望している。幸に雇用主もその氣になつて手をとつて教えているが、近代的労働関係の成立をみない町工場であつてみれば労働時間、休日等についての明確な定めはなく、旧来の徒弟制度的支配従属関係が濃厚で年少者及び雇主双方が熱心であるだけに健全な発育が阻害されるおそれが充分にみうけられた。

(五)、親里制度の適用されたもの

この措置は或は一部関係法規違反の是正されたものとして述べるのを至当とするかも知れないが、報告文面からは不当雇用の疑も見受けられ、里親制度が適用された例として分離したものである。

十一才 女 子守

貧困のため「口べらし」をかねた養育依頼として小学四年の時から子守として現雇用先に来り爾来学校に出ることなく酷使されていた。親元の母（父なし）は養育能力なく、県福祉課吏員を調査員が同道、里親制度を説明しても理解せず里子に出すことを嫌つていた。

一方雇主の方では今迄を反省して、学校に出すことを確約したので一時、協助員、児童委員、福祉課員が協力して補導看視し、その間市当局に連絡して里親委託の決定をみたものである。

二、福岡県警察提供参考資料

8	7	6	5	4	● 3	2	1	年 令	
17	17	16	17	17	16	16	17才	令 父	家 庭 職 業
無	無		坑 夫	坑 夫	無	会社員		母	取 得 金
選炭婦		人 夫	無	無	無			前借金世料本人	
11,000	12,000	15,000	15,000	6,000	1,500				
						3,000	3,000		
兄弟三人出稼に 出ているが援助が 無い	母親と死別、父 病気で生活貧困	家庭貧困	炭坑不況で生活 困窮	家族多く貧困	貧困、姑も料理 店に働いている	子供多く生活困 難、本人の派手好 み	両親無く監督不 十分でわがままな 生活をして小遣 金に困っている	家庭環境より来 た転落原因	
家の生活費援助	母親の死後、特 に父の生活援助に た	両親の生活費を 援助する意味で	家庭貧困のため 金を送りたいから	飲食店に女中を 勤められた友人に	家庭貧しく店員で 働いたが思う様に 金が動揺中、友人に すすめられ	右 同	虚栄心	被害者の心理的 機	
料理店の女中とし て働くうちに主と 強制的に客をとり まわされた	周旋人より欺され て料理店に入つた もの	家出し金に窮し て料理店に入つた もの	友人より欺され て	料理店に働いてい た友人に世話され た	年が若いので料理 店に入れば売れる と友人に勧められ た	右 同	パチンコ店では忙 しく収入も少なく さつていたところへ 周旋人にだまされ た	被害者に対する 他動的動機	
右 同	ピンコ店員	店家事手 員伝	選炭 婦手 伝	選女 炭 婦中	選員 炭 婦	右 同	員 パチンコ 店	の転 職落 歴前	
					○	○	○	身柄の措置 保護機関 者渡渡他	
○	○	○	○	○					

17	16	15	14*	13	12	11	10	9
16	17	17	16	17	17	17	16	17
無	兄炭坑夫	農 業	農 業	醬油小売	坑 夫	坑 夫		農 業
無		農 業	農 業	無	家政婦	坑 夫	農 業	農 業
35,000		15,000		10,000	5,000	60,000	11,000	4,000
8,000		15,000				55,000		
27,000				10,000	5,000	5,000		
貧 困	両親なく家族が冷い	右 同	実父母の放任	家庭生活に對する不満で家出	厳格すぎる父親への反撥	く家庭生活の円満を欠	貧農で出稼を思い立つたもの	貧農、家庭環境悪い
前借金返済のため	楽な生活を好む	右同	右同	好奇心	虚栄心	詐欺目的	女中に嫁に行き度いと思つていられた人にするため	家庭が嫌になつて進める時、周旋人のため
家出中 知人の甘言を信じ	な し	右 同	男 友 達 の 甘 言 を 信	友人にすすめられ	周旋人にすすめられ	男 友 達 の 甘 言 を 信	周旋人より女中に世話すると欺され	風水害により貧困父親が病氣になつて友人に勧められて
右同	右同	右同	無 職	事 務 員	女子店員 日雇人 夫員中守	食料品店員 会社事務員	農 業	家事手伝
○	○	○	○	○	○	○	○	○

26	25	24	23	22	21	20	19	18
17	17	16	13	16	17	16	16	17
人 夫	人 夫	大 工			人 夫	農 業	服役中	
			農 業	農 業				無
29,800	65,000	35,000	80,000	135,000	5,000		4,000	20,000
	60,000	33,000	30,000	70,000			3,000	
29,800	5,000	2,000	50,000	65,000	5,000		1,000	20,000
父姉母の叱育に七才で死別、父姉や父の叱言が多かる。	実母の無教養	家庭の放任	右 同	あるため実母の道徳心低級で	姉二人従業婦、実母は妾をしている怠慢な家庭		兄弟姉妹うち一人は前科者、服役中暮している	母の不義の子生計困難
父及姉に對し強出、反抗心を抱きえらぶ。	右 同	右 同	本人の不良性	右 同	家庭の犠牲	都会に憧れて	金銭収入の多いところを求めて	近所の娘が特飲店に働いている
家出したるも生活に困つて	情夫に欺されて	知人に欺されて	右 同	母親に頼まれ、周旋人に欺されて	姉二人(従業婦)の前借金がかさみ	右 同	なし	母に頼まれて
パン屋店員	売 春 婦	家事手伝 飲食店女中	農 業 家事手伝	家事手伝		家事手伝	右 同	右 同
○	○	○	○	○	○	○	○	○

35	34	33	32	31	30	29	28	27
17	16	15	16	17	16	16	16	17
農 業	採炭夫				人 夫	植木職人	不具者	工 員
	無	人 夫	無	無				
6,000	15,000	9,000	30,000	25,000		45,000	40,000	10,000
		4,000		12,000		15,000		
6,000	15,000	5,000	30,000	13,000		25,000	40,000	10,000
農業を嫌つて	実父の怠惰	実父の病死 母の放任	実父の病死 母の放任	無理な結婚をさせた ため実父が借財を残 したため父が逃亡した 情婦と逃げた	両親に死別、他人に 養育され貧困がいや になり家を出た	悪友と交り不良とな り家を出た	十四才で母と生別、 父は不具者で変態を 父あり、不具者で性 迫るので家出に性交を 性	十才で実母死亡、継 母来り実家庭内の紛 争絶えず家出
家出金銭に窮して	家計補助	家庭への仕送りと 情夫への犠牲	家庭の犠牲	結婚を嫌い	卒業間もなく友人 と情交し、特飲店 に働く	虚栄心強く女給の 服装に憧れて	実父より性交を請 求され嫌気がさし 反抗心を持ち家出	家庭の無理解反感 を募り家出自活の道 をえらぶ
自ら進んで	実父の強制	情夫の命策要求に よる	実父が残した借財 三万円の返済の為	周旋人の甘言を信 じ	右 同	特飲店に働く友人 の甘言を信じて	右 同	右 同
女子農 中守業	子 守	女人 中夫	舞踊団員	人子 夫守	子 守	家事手伝	員 パチンコ店	
			○		○	○		
	○	○		○			○	○
○								

44	43	42	41	40	39	38	37	36
17	17	17	17	17	17	15	16	17
	船員	製缶	人夫		刑務所職員	無		
農業	船員			人夫		あんま	風呂たき	
55,000	10,000	16,000	15,000	25,000	33,000	30,000		40,000
35,000				10,000				
20,000	10,000	16,000	15,000	15,000	33,000	30,000		40,000
家庭極貧の為	家庭の放任	父の無智、借金苦	父の無智借金苦 蕩	母の放任	両親の放任	実父の怠惰	家庭の貧困	家庭不和
右 同	父、母の犠牲	右 同	父の犠牲	家庭の犠牲	情夫の犠牲	実父の犠牲	義父の仕打ちを憎み	右 同
家庭の犠牲	保護者が海上生活を している為監督 不十分の為	右 同	母の緩慢な監督の 隙に乗じ不良者と 同棲する	継母で酷に取扱わ れた為	情夫の甘言を信じ	実父の甘言を信じ	周旋人の甘言を信 じ	右 同
女 給中	女子 中守	右 同	右 同	女 中給	女 バチンコ店給	子 守	ピンゴ店員	家事手伝
○	○	○	○	○	○	○	○	○

53	52	51	50	49	48	47	46	45
17	16	16	16	17	16	13	17	17
			日 雇	氷菓子			人 夫	
無		古衣行商	無	氷菓子	無 職	商 業		人 夫
20,000	30,000	7,000	25,000	80,000	10,000	10,000	35,000	35,000
3,000	5,000		20,000		10,000	10,000	25,000	
17,000	35,000	7,000	5,000	80,000			10,000	35,000
五人家族で父は死亡 生活扶助を受けてい る極貧	両親、親なく兄は行方 不明、妹二人と姉の嫁 入先に同居中	家庭は母と弟の三人 で早熟都会への憧れが による	実姉が従業婦 実父の怠惰	借金返済に失敗 商売に失敗	家庭の愛情欠除	変え現情夫を次々と 博にふけり家庭の愛 情欠除	実父の怠情による 家出	家庭極貧の為 監督緩慢
家計補助	妹への犠牲	娘心の躊躇な生活 への憧れ	実姉の派手な生活 に憧れ、実父への 反感	家庭の犠牲	右 同	右 同	借金返済	家庭の犠牲
家計の補助	周旋人の甘言を信	生来の早熟	不良の甘言を信じ	継父の甘言を信じ 女中として勤めて いたが八万円の借 金がかさんで	右 同	周旋人の甘言を信	情夫より金が出来 たら結婚するとい う甘言を信じ	父の無智による 監督不行届
女 中	員パチンコ店	女 給	給カフエー女中		右 同	員パチンコ店		右 同
○	○	○	○		○		○	
						○		○

62	61	60	59	58	57	56	55	54
15	17	17	14	17	16	17	17	17
無	無	無	炭坑夫	農 業			坑 夫	
	無	無	無	農 業	旅館女中	日雇人夫	無	日雇人夫
30,000	50,000	30,000	10,000	30,000		60,000	30,000	40,000
21,000								
4,000	50,000	30,000	10,000	20,000		60,000	30,000	40,000
家庭の放任	両親の怠惰	自由放任による	養母の強制的なすめにより仕方なく	が家庭貧困の上に、姉が病気になるまで、養母の手一本に育ち	母の手に一本に育ち	父が長年病気で借金がかさみ、死に生計困難で借金	父は前科三犯で職につかず、賭博にふけり怠惰	両親の放任、養育能力なし
周旋人の詐言と家庭の犠牲	右 同	貧困家庭への犠牲	養母の一方的なすめにより断われず	家族を助ける為	本人は女中で働くと、他の女客をとり多額の金を得たので金欲しさ	やむを得ず家庭の犠牲となる	夫への犠牲	本人は女中で働くと、他の女客をとり多額の金を得たので金欲しさ
周旋人の甘言による	実父への勧誘による	両親の生活苦を見るにねて	養母の強制的なすめにより	生活苦と妹の医療費を得るため、自発的に	女中で稼働中、同僚が客をとり多額の金を取ると見て、うらやみ転落	父が肺病を患い、家族が多額の生活費に困り、借金返済のため、女中に進められた	夫の甘言を信じ、夫の保釈金を得る為	両親の監督不十分、男友達に欺かれて
家事手伝	家事手伝	パチンコ店員	女子中守	農炭婦業	女家中事	女中	ビンゴ店員	人夫
○	○	○	○	○	○	○	○	○
							○	

71	70	69	68	67	66	65	64	63
12	14	16	16	17	17	16	17	16
日 雇		坑内夫	無	職 工		煉瓦 工場主	大 工	
	選炭婦		無	無	日雇人夫	無	無	無
			30,000	30,000	25,000	70,000	10,000	30,000
				1,500	25,000			
						70,000	70,000	30,000
右 同	右 同	父母の怠情	父母は掘立小屋に住 み、極貧の為	義父は印刷工、家計 困難、義子に対する 理解あり	実母が少女を無理に 結婚させた為結婚を 嫌つて家出した	放任盲目的 恋愛に基づく	両親の放任	実母の無理解
右 同	右 同	家庭生活の犠牲	虚栄心によるもの と、叔父の勧誘に よる	義父と同居する事 を嫌ひ虚栄心によ る	情夫への義理たて	情夫への犠牲	虚栄心と好色	家庭への犠牲
父の怠情	周旋人の甘言によ る	父の勧誘	虚栄心 叔父の勧誘	虚栄の為	右 同	情夫の甘言を信じ	な し	両親の苦衷
			子女 守中	従女 業 婦中	飲食店女中 料理店女中	家事手伝	女 中	員パチンコ店
	○			○		○		○
○					○			
		○	○				○	

80	79	78	77	76	75	74	73	72
17	16	13	16	17	17	17	17	10
荷馬車 ひき	無	牛乳配達		漁業	農業	古物商	人夫	同右
無	女中		無		農業	無		
25,000	1,500		60,000			80,000		
5,000				2,000	2,000	40,000		
20,000	1,500		60,000			40,000		
欲計は父は 困は賃病 難仕事と となりなり、 衣が生	父の怠惰	た弟幼者情に のから少家庭を をいより庭を作 ひもち派のら ねや出し手れた くみを云父好 れわれ母きで家 除は前母が	小学四年で父死亡 に育てられた父 者家庭の愛情欠夫は繼 者家庭の愛情欠夫は繼 情をより庭を作られた父 家庭の愛情欠夫は前母が	家計補助の為	に会恵半 窮にまれ農 してれず半 家年漁 出頃で 、生活より 、生活都	際附家庭放 惡近の任、 に不良生活 に少女と そ交	中日養母 附雇は 近の夫され の少家 年と庭 と性困 交父	右 同
	父の犠牲 好奇心	家庭を嫌い	なし	り世社 転話会的 落人のに の甘言無 に智の為	虚栄心強く 都会に憧れて	で虚栄心強く 落着なし変 態性	家熟不良 出都少 、会年 、転憧と 落れ無 断交 早	右 同
家庭の貧困により	悪友に誘われて	なし	繼母の甘言を信じ	右 同	をこいと家 以ろ思庭 つ周旋人困 て特人、勤 款店がいた に甘言と	周旋人に欺された	周勤家 旋運める 人にう料 にれて理 欺て周屋 された人	右 同
食料品店員	家事手伝		右 同	家事手伝	農業手伝	右 同	家事手伝	子 守
○	○	○	○			○	○	
				○	○			○

89	88	87	86	85	84	83	82	81
17	17	16	17	17	17	16	16	17
人 夫	無	無	製紙業	漁 業	無		同 右	農 業
人 夫	農 業	坑 夫		無	無	同 右	同 右	農 業
55,000	2,000							4,000
10,000		3,000						
45,000								4,000
母の薄性による怠惰	実父母の怠惰 病 氣	家庭内の性生活放 慢	養父が老年で病弱 な為	土地慣習と貧困	継父の怠惰 養子と実子の偏愛	実母の怠惰	実父母の怠惰	家庭貧困 衣類新調のため 借金返済の為
実母の犠牲	実父母への犠牲と 自暴自棄	出性への憧れの為家	右 同	衣料代と家への仕 送りの為	衣料並びに実母に 仕送りの為	実母への犠牲	実父母への犠牲	
家庭の貧困による	友の甘言に誘われ	雇主の甘言に誘わ れ	知人の世話により 承知して転落	な し	周旋人の世話によ り承知して転落			店主より借金の返 れが早いと勧めら
女子守、女 工中	子守、女給 飲食店女給	人土 夫方	食・堂 女中	員パ チンコ店	離婚後転落婦	右 同	農自 業宅	女家主手 1事女手 給中依
			○	○				
○	○	○						
					○	○	○	○

註

この資料は福岡県で、予備調査時警察当局が、調査対象者として婦人少年室に連絡した以後に、更に、あらたに把握し、調査されたものの概要について資料の提供をうけたもので該当者は全員女子である。

94	93	92	91	90
17	17	16	17	17
炭坑夫	左官	鉄屑拾		農業
			無	農業
		60,000	30,000	45,000
		3,000	20,000	7,000
		67,000	10,000	38,000
家族多く炭坑不況により家庭貧困	実姉も従業婦えの前借返済の為	実父は怠惰で生活扶助を受け母は病氣入院治療費を得る為	家庭の放任	義母に対する不満
炭坑不況の内容をよく知つて居り自分一人居なくなれば楽になると思つて	ひどい蓄膿症若干低能	実父の怠惰若干低能	恋人の冷淡な態度に悲観、会社閉鎖により失業	生来の淫乱
附近のものの派手な服装と華美な生活の模様に陶醉家庭の貧しさを思い無断家出	周旋人の甘言による	実父の怠惰により犠牲になつたものと思料される	周旋人の甘言により	情夫の甘言を信じ
子方、飲食店給仕、土方、人夫	飲食店給仕	パンゴ店員、従業員、従業婦	会社給仕、女工員	農業
○	○	○	○	○

三、九州地方における地方的特殊雇用慣行について

一、下男（でかん）下女（おごちよ）の慣習——やちど制度——

宮崎県都城市北諸郡地方は一月十三日に下男、下女が一年分の賃金を貰い（前借金と差引して）殆どが又他家に一年間の契約で雇われて行く慣習が今も続いている。

起源等くわしい事はよく分らないが相当古くから伝わるもので、昔小作人が地主に上納米を収める代りに子供も地主宅にやり、それで差引にして貰つていたものらしくつい最近までは「世話ばあさん」と称する人を通じて雇われていたが、現在はこの種の仲介人はかけをひそめて本人と雇用主、親と雇用主、近所の人の世話といったものになりつゝあるが、第三者が入つた方が取り決めが円滑に行くとの考えから近所に依頼する者もあり、この場合大体二百円程度の謝礼をしており悪質な仲介者は少いと思われる。

現在六十才台の人の話によると、当時米四俵から八俵位であつたという事であるが、現在も大差なく、一万五千円から二万五千円位が普通で最低一万二千円、最高三万円というのも稀にはある。（但し食事付）

この賃金は年少者と雇用主との取り決めではなく、主に親と雇用主との取決めであり相場も大体決つてゐる。

雇われてゆく時に一年間の賃金の一割程度を手付金として親が受け取り、以後親が入用の度に雇用主から借り、又年少者自身も衣類を作る等で借り、一年経つて計算すると大して残つていないというのが普通の様である。下男下女に出す家は殆ど貧困家庭であり、子供の働きに依存しているからである。

中には農業技術の習得のために出しているものもあるが、こういう家庭では子供が独立した時の準備として貯金又は田畑を買つておく等という処置がなされている。

大体に見て貧農の「口べらし」といつた感がある。都城北諸地方は宮崎県の南部に当り鹿児島県との境で県内でも最も封建性の強い所といわれており「親孝行」「家の為に働く」という意味で美德とされており賃金を子供に直接渡さず親が受け取る事が当然でむしろ家庭教育の良さと思われる等旧態依然で、この慣習の打破が望まれるものである。

二、下男、下女慣行及び糸満制度

(一) 下男、下女の雇用慣行について

鹿児島県では農家の下男、下女は一年づきの契約で一月十三日がかわりとなつてゐる。一年中でお休みの日は村のお祭り、お盆、お彼岸位のものであとは朝五時頃から夜は十時頃まで家族と同じに労働する。賃金は一年下男で三万六千位、下女で一万二千位で契約され、その給料は年二回位にもらうものが最も多く、それによつて肥料代にあてたりして貧農の農業経営は、これ等の子供達の身代によつてまかなわれているといつてよい。

(二) 糸満について（大島の風習）

糸満とは沖縄本島にある部落の名である。

この部落は特殊の部落でポルトガルや、南方の混血児が多く、殆んどが漁業（くりぶねに乗り、南方まで行きめぐりで魚や真珠をとる）で生活してをり夫のとつた来た魚を妻に売る。妻はそれを行商などにより売りさばき利じゆんは妻のものになる。従つて夫婦の財布が別々でお互いに相手の財布の中を知らないという様な面白い部落である。

くりぶねに乗り組む子供が不足するため奄美大島や沖縄の貧乏人の子供達を二万円位で買いと、それに泳ぎやもぐり等を教えこむ。

満期は、大体満二十才位で十才と十二、三才の小さい子供の頃から売られるものが多い。

大島では泣く子に「糸満に売るよ」といえば、泣き止む位恐ろしい所とされている。

名瀬市に沖縄人ばかりの小部落があり、漁業を主として居り、誰言うともなくその部落を糸満と呼ぶ様になった。

子供達の売買もこの糸満部落と沖縄の糸満部落との間になされているものが多い。

三、佐賀県多久地方の風習

佐賀県多久市西多久の風習として、相当の家庭でも二男、三男は竹細工、左官に弟子入りしたり、女子はやはり耕地少く家計の苦しいところから見習女中として働き、何かを身につけ一人前になる習慣があり、山が多い農家地帯として普通の慣習となつてゐる。

四、天草地方の不当雇用慣行

(1) 天草地方の不当雇用慣行の経緯

天草は島内事情からして田畑が少なく従つて農家は零細的経済からして生活程度低く又家業以外に他に就職がないため明治初年時代から長崎、福岡、熊本方面に義務教育卒業と同時に婦女子は女中又は百姓奉公に出稼して

いたが特に牛深、高浜、崎津方面からは異国（支那等）に渡り遊女として働きその収益を実家の生計費に仕送りしていたので親からは孝行娘として賞められその数は二〇〇名以上と推定されていた。その後大正九年（全国的米騒動事件）昭和五年（五・一五事件）の二回に亘る大不況の波により農漁村の経済事情は極度に疲弊し、生活はどん底に陥りたるため出稼の婦女は益々増加し特に遊楽街の遊女として周旋人の手を経て特飲街に身売りされ身売代金は親元に送り家計を支えている事情であつた。

(2) 周旋人と身売代金等の状況

大正八年頃はこの遊女は天草郡内から周旋人三〇名の手を経て大阪、京都、山口、長崎、佐世保、久留米、八幡、門司、熊本方面の特飲街に従業婦として一〇〇名以上働いていたが、この女達の身売代金は五年雇用契約で二十五才以下は一、五〇〇円～二、五〇〇円で身売され周旋料として樓主、女側より身売代金の一割をとつていた。昭和十六年頃は三、〇〇〇円～四、〇〇〇円となり終戦後は一人当り二一〇、〇〇〇円～三〇〇、〇〇〇円にはねあがり、この身代の支払契約は稼高の四分～六分の返済契約で雇用期間は自由となつてゐる。

現在ではこれら遊女は郡内で五〇名と推定されている。遊女の転落原因の主なる者は家庭の貧困、自暴自棄、周旋人の甘言等であると思われる。

この周旋人は終戦前は公然と法律に依つて認められ、周旋人営業鑑札が警察官庁より下附されいてその手数料は五分と規定されていたが、終戦後公娼廃止により営業禁止されたのでこの種の営業者は地下に潜り密かに樓主と結んで遊女を売買し、今なお本渡管内で五、六名が暗躍している如く思われる。

(3) 検挙状況

罪種別	年度別		備考
	二六年度	二七年度	
児童福祉法 職業安定法 労働基準法 営利誘拐 淫行勧誘 計	件数	二六年度	()内は児童福祉法の内数である
	人員	二七年度	
	件数	二八年度	
	人員	二九年度	
	件数	三〇年度	
	人員	三一年度	
	件数	三二年度	
	人員	三三年度	
	件数	三四年度	
	人員	三五年度	

(以上本渡警察署提供のもの)

附

錄

一、いわゆる人身売買対策要綱

一 いわゆる人身売買対策について

(昭和二七・二・一四次官會議決定)

いわゆる人身売買なる事実が、今日なお減少せざる傾向に鑑み、政府は、差当り、中央青少年問題協議会の決定せる左記対策を基本とし、関係府省一層緊密な連携を保ち、具体的措置を講ずるものとする。

なお関係法令の整備、生活の安定等根本的対策についても今後十分な検討、研究を続けるものとする。

記

一、青少年を擁する要保護家庭について、適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産内職のあつ旋等によりその生活の安定を図ること。

二、職業安定機能を強化し、青少年に対する職業のあつ旋を積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

三、児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

四、関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

五、いわゆる人身売買として発見された青少年の措置については、その福祉に即し、保護の徹底化に努めること。

一 いわゆる人身売買事件対策要綱

一、趣 旨

個人の尊厳と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新発足しようとしているわが国に、いわゆる人身売買という非人道的事実がいまだに存するということは、まことに恥すべきことであり、その絶滅を図ることは、国家の重大な問題と云わねばならぬ。

古くからこどもの「身売り」と云われ、一部において長い伝統を有し、慣習とまでなっているいわゆる人身売買は、その由つて起る原因が極めて複雑且つ根深いものがあり、簡単に断定することはできないが、断じて放任されておかるべきことでなく、われわれは、次代を背負つて立つ青少年を雇い入れて業をなし、売買の仲介をして利をむさぼり、青少年の人権と福祉とを全く無視した非人間的な行為を心から憎むと同時に憤りさを覚えるのである。国民の一部にかかることを生ぜざるを得ない社会的、経済的条件の存することに目をおおうことなく、根本的にそれらの除去に努めることは、政府および国民の責任であることを痛感する。

従来政府も国民も、これについてそれぞれの分野において協力し続けてきたことを認めるに吝さかでないが、これが絶滅を期するには、政府は云うまでもなく関係者は一段と力をあわせ、国民の理解と協力をえて長期にわたる努力を必要とするのである。現在の状況において、かかることを最小限度にいくいとめるため、応分の尽力をするとは、青少年の不良化防止、保護指導を目的とする本協議会の使命の一つであると信ずる。

ここに差当り、現状の下において取りうべき対策の基本を定めて関係者による強力な実施を期待するとともに、民間団体の積極的な活動を望むものである。

二、ここでいわれる人身売買の意味

(省略)

三、「人身売買」の関係法規

(省略)

四、対 策

一の趣旨に従い、差当り関係各省庁は、関係者とともに左の基本方針にそい、地方青少年問題協議会を通じ、国民の理解と協力をえて有効適切かつ強力な方法により、いわゆる人身売買の撲滅に当るものとする。

1、要保護家庭について適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつせん等によりその生活の安定を図ること。

2、職業安定機能の強化に努力し、職業のあつせんを積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

3、児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

4、関係諸機関の連絡を更に強化し、厳重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

5、発見された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

総審青第二十二号

昭和二十七年二月十二日

中央少年問題協議会委員長 保

利

茂

内閣総理大臣 吉

田

茂 殿

いわゆる人身売買対策に関する意見について

いわゆる人身売買が、今日依然として行われていることは、まことに憂慮すべきことであり、これが絶滅を図ることは、重要な問題であると云わねばなりません。

本協議会は、これが重要性を痛感し、審議の結果別紙「いわゆる人身売買対策要綱」を決定いたしました。

よつて政府におかれましては、右要綱の趣意により、有効適切な施策の樹立実施に努力されるよう中央青少年問題協議会令（昭和二十五年政令第百号）第一条第二項の規定により意見を提出いたします。

総審青第二二三号

昭和二十七年二月十四日

内閣官房長官 保

利

茂

（各関係機関）

殿

いわゆる人身売買について（依頼）

標記について中央青少年問題協議会委員長から意見の具申があり、別紙のとおり二月十四日の次官会議で決定をみましたので、これが実施に関し貴庁においても御協力方お願いいたします。

一、通 知

(1) 厚生省発見第一五号

昭和二十七年二月十九日

各都道府県知事殿

厚生事務次官 官

崎

太

一

所謂児童の人身売買事件の対策について

標記については、昭和二十四年五月十四日厚生省発見第四五号都道府県知事宛厚生次官法務行政長官、労働次官、文部次官連名通知「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されたる児童の保護について」によつて通知されており、かねてから、御配慮を煩わしているところであるが、最近の社会情勢は、所謂人身売買を益々増加させ、それについて根本的な対策を講ずることは緊急の課題であるので、今回、中央青少年問題協議会において、別紙のとおり、所謂人身売買の定義とその基本的な対策要綱が定められ、二月十四日の次官会議において決定され、その線に沿つて関係各省がそれぞれ具体的対策を講ずることになった。ついては、貴都道府県におかれても、左記により、益々人身売買の対策に関する活動を促進されるよう御配慮を願いたい。特に本件については、市町村長と緊密な連絡の下に、充分その協力を得るよう配慮せられたい。

なお、関係各省も夫々の関係機関に対して、前記の基本対策要綱に沿つた具体的対策を通知しているから、都道府県青少年問題協議会を利用してこれら諸機関と緊密な連絡を保ち、総合的効果の達成に遺憾なきを期せられた

50

記

第一、定義、本通知で「人身売買」とは、中央青少年問題協議会で決定された如く、次のとおりであること。

「児童をしてその福祉に反するような労務又は不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として財物その他の物を給付することを内容とする契約又はこれを斡旋する行為」

第二、児童福祉思想の昂揚

人身売買の発生を未然に防止するためには、一方では家庭の貧困をなくして生活の安定を図ることが必要であるが、他方では、児童の人権を尊重する思想の啓蒙が必要であるから、人権尊重、児童福祉思想については、特に昨年五月五日に制定された児童憲章の普及宣伝等を中心として、特に左記の点について啓蒙を図るよう努めること。

一、児童を独立の人格者として扱い、児童の基本的人権を尊重するという思想の啓蒙を図り、従つて、子供を親の所有物の如く勝手に処分するような封建的遺制を根絶するように努めること。

二、児童を心身ともに健全に育成するためには、原則として、両親の家庭のもとで、且つ正しい愛情と知識と技術を以つて、育てなければならぬこと等の児童福祉の思想を普及徹底せしめること。

第三、要保護家庭の生活安定

家庭が貧困であるため 子を売る例がすくなくないことに鑑み人身売買の発生を未然に防止するためには、家庭の生活の安定を図ることが最も効果的であるから、社会福祉関係機関は、特に左の点に留意し要保護家庭の生活

の援護、社会的自立の促進等に遺憾なきを期することが必要であること。

一、児童養育困難者の積極的相談

単に家庭が貧困であるという理由だけでその児童をその家庭から引き離して他へ出すことは、児童の福祉にとつて最善でないから、経済的理由等で児童をどうしても手許で養育することが困難になつた場合には、すみやかに当該地区担当の児童委員、市町村、福祉事務所又は児童相談所に進んで相談するように、予め一般の啓発指導に努めておくこと。

二、児童を家庭においたままでの生活保護法の適用等

前項の相談があつたとき、又は必要があると認められるときは、実情を調査し、保護の要件に該当する限り適切な生活保護法の適用その他のあらゆる指導援助をなすこと。その際、できるだけ家庭から児童をひきはなすことなく児童を家庭においたまま、生活保護法の適用等をなすように努めること。

三、保護受託者制度の活用

適当な職業に直ちには就けない児童について、その将来の自立を促進するため、保護受託者制度の活用を図るものとし、当該家庭等から保護受託者の許へ通勤し又は保護受託者の許へ同居して、独立自活に必要な指導を受けさせる等の措置を考慮すること。

第四、職業安定機能の強化

児童が人身売買的コースを辿る危険に立つことを防止するためには、予め、正規の過程によつて正常の職業に就くことができるようにすることが必要であるから、児童福祉機関は職業安定機関に協力して、児童の職業安定に

努めること。

一、職業安定所への通報

家庭の状況その他から判断してすみやかに職業を斡旋しなければ人身売買的コースを辿る虞のある児童については、福祉事務所長又は児童相談所長は公共職業安定所長に対し、職業斡旋を依頼すること。その際児童相談所長は必要な調査をなし、特に家庭の状況、児童の職業斡旋を必要とする理由、児童の希望就職先等を明記した書類（別紙様式）を添付すること。

二、職業安定所の積極的斡旋

前項の通知を受けた公共職業安定所長は、別途労働省通知により、すみやかに相談に応じ、当該児童に即応した迅速な職業紹介を行うことになつてゐること。

第五、監督取締

人身売買のケース又は人身売買に発展する虞のあるケースがすでに発生している場合においては、これを可及的すみやかに発見し、第六の保護指導の具体的措置の迅速な適用を促すことが必要であるから、児童福祉関係機関においては特に次の方法に留意して迅速な発見に努めること。

一、児童委員、社会福祉主事、児童福祉司等の調査活動の促進

児童委員、社会福祉主事又は、児童福祉司は絶えず担当区域内の実情の把握に留意し人身売買的ケースを迅速に発見するように努めること。実情の把握に当つては、児童の受入地においては、一定季節等に労力を求める特定の漁村地区、農村地区、又は特殊飲食店街地区その他従来他人の児童を引きとつて養育雇用する慣行のあ

る地区等について、特に注意を払い、また、児童の出身地においては生活困窮、問題家庭等で、その虞の予想されるものその他従来児童を他人の家庭に手放して養育雇用を依頼する慣行のあつた家庭並びに予想される仲介人の言動等について予め注意を払うように努めること。

二、同居届の励行

市町村長が中心となり、必要あるときに児童委員を協力させて、他人の児童を預り養育又は雇用する者について、児童福祉法第三十条による同居児童の届出を励行させ、人身売買的ケースの発見の端緒に資すること。このため市町村の児童福祉の係は、寄留制度、世帯台帳制度、住民登録制度等の担当係と連絡を密にし、住民登録法による児童の転入届等がなされる場合等には同時に児童福祉法による同居届を提出させるように努めると。

三、学校からの連絡

学校において、その児童、生徒、学生等につき、不就学、長期欠席、問題行為等の事由があつて人身売買がすで行われた疑があり、又は行われる虞があると認められるときはすみやかに、福祉事務所又は児童相談所へ連絡することになっているから、平素から進んで連絡を密にするように努めること。

学校からの連絡を受けた福祉事務所又は児童相談所は、直ちに実情を調査し、必要な措置を講ずること。この場合すでに児童が他の都道府県に売買されたと認めるときは、都道府県知事を経由して、当該児童に現に所在する他の都道府県知事に連絡すること。

右の連絡を受けた都道府県知事は、関係福祉事務所又は児童相談所をして必要な調査をなさしめ、すみやか

に第六の具体的措置をとるようにすること。

第六、保護指導の具体的措置

右第五により発見された児童については、一方において、必要に応じ、使用者仲介者等成人の取締について警察、検察庁、労働基準局へ連絡することになるが、他方当該児童については、保護の万全を期すること。特に、児童が発見された現在地（又は受入地）と児童の親の所在地（又は出身地）とが都道府県の地域をまたがることが多いから、関係都道府県間の緊密な連絡に留意する必要があること。この場合の取扱については、原則として児童の所在地の都道府県知事が具体的な保護の方法を決定すべきものであること。なお警察、検察庁、労働基準局等で人身売買事件として、使用主、仲介人等成人の刑事事件を取り扱うとき、当該事件に関する児童の保護については、福祉事務所又は児童相談所へ連絡することになっているから、右の連絡を受けたときは、その児童の現在地の都道府県知事が、その児童の保護についての責任をもち、必要な措置等をとるべきものであること。

一、親元復帰の原則

売買された児童の保護については、親元へ復帰させることが原則であること。この場合において当該ケースが二都道府県間の地域にまたがっているときは、児童の現在地の都道府県知事は、児童の出身地の都道府県知事に連絡し親元の家庭の現在の生活状況、児童を親元へ帰すことが過当であるか否か等について調査すること。

児童を親元へ復帰させる場合、児童の身柄を引き取るために、親元の家庭から直接引取に出向くことができないときは、原則として当該親元の所在地の都道府県の責任において、引取の措置を講じること。

児童が親元に引取られた場合においては、同時に、出身地都道府県知事は、当該児童又はその保護者を社会

福祉主事又は児童福祉司に指導させること等により、親元復帰後の児童の保護指導に努めるとともに、当該家庭につき生活保護法の適用その他の生活援護に努めるものとし、必要あるときは、右第四の取扱による職業紹介等の措置による保護受託者への委託措置に努めること。

二、児童福祉施設、里親、保護受託者等の活用

児童を親元へ復帰させることがどうしても困難又は不適當であると認められるときは、児童福祉施設、里親又は保護受託者へ現在の職場等から引き離して、入所又は委託の措置をとること。

この場合、原則として、児童の出身地の都道府県知事が、これらの入所又は委託の措置の責任を負うこと。

三、児童を現在地に置くこと。

児童を現在の職場等でそのままひきつゞいて保護することが他の措置をとるより児童の福祉にとつて一層適當であると明らかに認められるときは、社会福祉主事又は児童福祉司の過当な措置監督によりその養育又は雇用を継続させること。この場合、児童の現在地（職場等の所在地）の都道府県知事の責任において行うこと。

なおこの方法が許されるのは「人身売買」の定義にも鑑みて極めて少数の場合に限られるべきであつて、例えば、契約期間が長すぎる等の場合に、実情によつて取られ得るものであるに過ぎないこと。

この方法による場合は、特に次の諸点に注意すること。

- (イ) 法第三十条による同居児童の届出がなされていないものについては、すみやかに提出させること。
- (ロ) 労働又は養育の条件、労働契約等が違法又は不適當であるときは、これを合法且つ過当なものに改めさせること。この場合、必要に応じ、労働基準監督署等と連絡をとること。

(イ) 義務教育年齢にある児童で不就学又は長期欠席のものについては、必ず就学させるようにすること。

(ニ) その職場等の使用主等が保護受託者として適格のものであるときは、法による保護受託者として登録させこれに児童を委託するものとする。

別紙様式

要 就 職 者 緊 急 通

氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生 満 歳
現 住 所	方
家 庭 の 状 況	詳記を要するときは別紙を添付すること。
就職を必要とする理由	詳記を要するときは別紙を添付すること。
本人に適すると思われる職業	

昭和 年 月 日

長 ⑦

(2) 労働省収婦第三号

昭和二十七年二月二十日

労働事務次官

各都道府県労働基準局長
同知事殿

いわゆる人身売買対策について（通達）

いわゆる人身売買事件については、従来も労働者保護の立場から各関係機関との協力のもとに、その防止、取締り及び保護措置に当つて来たが、特に、最近関係諸機関の努力にも拘らず、依然として、その跡を絶たないのみか、この種事件の悪化及び増加が各方面の関心を呼び憂慮されているところである。

中央青少年問題協議会においても、その強力な総合対策樹立の必要を痛感し、昨年来努力してきたところであるが、今回別紙「いわゆる人身売買対策について」の通り、去る二月十四日の次官会議で、その決定を各関係官庁は別紙（参考）右協議会の基本方針に基き、それぞれの出先機関に対し、具体的方針を指示することになった。

よつて貴職におかれても左記事項に留意し、これが対策実施については積極的な協力体制のもとに、本問題解決に万遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、労働基準監督機関の実施事項

1、啓蒙宣伝

(イ) 公共職業安定所、婦人少年局地方職員室、検察庁、警察署、市町村役場、学校、社会福祉事務所、児童相談所、児童委員（民生委員）、地方青少年問題協議会、社会福祉協議会、婦人団体、青年団体等と緊密な連絡を保ち、あらゆる機会を通じて、本問題の啓蒙、宣伝を図ると共に、これら各機関、団体等協力して、本問題の解決を強力に推進するよう努めること。

(ロ) 新聞社、放送局、映画館、駅等に啓蒙宣伝文書の掲載又は、放送を依頼すると共に、学校の協力を得て、社会科等を利用して、生徒児童を通じてこの啓蒙宣伝を推進すること。

2、監督実施

(イ) 都道府県労働基準局並に労働基準監督署は、労働基準法第五条、第六条、第十四条―第十七条、第五十六条、第五十八条、第五十九等の人身拘束的違反につき嚴重に監督を実施すること。

特に悪質な仲介人については、断乎たる態度で徹底的に監督を実施すると共に、管内において、この種事犯の多発する局においては、予め考慮して監督計画を樹立すること。

(ロ) 監督実施にあたり、警察署、公共職業安定所、市町村福祉事務所又は児童相談所と十分連絡を保ち、情報収集の集約把握につとめること。

殊に、警察署、職業安定所等については、元周旋を業としていた者、学校については、長欠者等の動向を調査して被疑事実の把握につとめること。

(ハ) 各都道府県労働基準局、労働基準監督署は、相互に緊密な連絡を保ち、被疑者、参考人等管外に捜査依頼を要するものは、速やかに、所轄労働基準局、監督署に捜査を依頼する一方、監督実施の結果「いわゆる人

身売買」の被害者を発見した場合は、当該労働基準局、監督署において、自ら仲介人を捜査する場合の外速やかに被害者の出身地、所轄労働基準局、監督署に連絡し、仲介人の捜査を依頼する。局、署間の連絡体制を更に強化し本件の取締りにあたること。

(二) 機業地、都会地等の被害者受入地においては、織物工場、特殊飲食店等における長期労働契約、前借金相殺その他人身拘束的違反の監督とは正に敵に留意すること。

3、事後の措置

監督実施の結果発見された違反については、直ちにこれを是正し、悪質違反については、所轄地方検察庁と連絡の上嚴重に司法処分を付することを要請すると共に、被害者については、児童相談所又は社会福祉事務所に連絡する等被害者の保護措置を講ずること。

二、職業安定機関の実施事項

1、公共職業安定所を利用して、就職する慣習を啓培するに努力すること。

(イ) いわゆる「人身売買」は、職業に就こうとする者又はその保護者が信頼してあつて依頼することのできる機関を知らないために、悪質な仲介人に乗ぜられる場合も多いことを考慮して、職業安定機関の業務内容をより一層周知するに努め、職業に就こうとする場合は必ず公共職業安定所を利用する慣習を啓培するに努めること。

(ロ) 右のため職業安定機関は、都道府県青少年問題協議会その他関係あるすべての機関団体と密接な連繫を保ちしあらゆる手段、方法によつて右の努力を傾注すること。

2、職業指導を徹底すること。

- (イ) 公共職業安定所は、学校の卒業年次にある生徒及びその父兄を対象とし、学校の行う職業指導との関連において正しい職業観の啓発に努めると共に、確固たる判断に基いた職業選択を為し得る職業知識を附与することに努めること。

- (ロ) 右のため職業安定機関は、新規学校卒業者職業確保業務取扱計画中にこれを策定し、学校との密接な相互協力の下に組織的にこれを実施すること。

3、就職確保機能を強化すること。

- (イ) 公共職業安定所は、その業務機能を強化し、就職を希望する者に対する就職確保措置に万全を期すること。
- (ロ) 右のため公共職業安定所は、社会福祉事務所又は児童相談所が、いわゆる「人身売買」の虞れある家庭の構成員又は既にその陥穽におちいつた者であつて、速やかに職業に就かしめなければならないと認める者につき、別紙様式による通報をなさしめるよう当該機関に協力を求めること。

- (ハ) 公共職業安定所は、前号の取次を受けた者に対し、社会福祉事務所又は児童相談所と緊密な連絡の下に慎重な職業相談を実施し、速やかに就かせ得るように努力する外、公共職業補導所に入所することが適当であると認められる者は、その入所をあつ旋し、その就職後の補導に際しても社会福祉事務所、児童相談所等関係機関の協力を得て、これを十分に実施すること。

4、労働者の募集、供給、紹介行為は職業安定法に照し、違反者を摘発すること。

別紙様式

要 就 職 者 緊 急 通 報

氏 名 及 び 年 齡	昭 和 年 月 日 生 満 歳
現 住 所	
家 庭 の 環 境	(詳記を要するときは別紙を添付すること)
就 職 を 必 要 と す る 理 由	(詳記を要するときは別紙を添付すること)
本人に適すると思われる職業	

昭 和 年 月 日

長 ⑨

〇〇公共職業安定所長殿

(3) 国社第一二号

昭和二十七年三月一日

各都道府県教育委員会殿

文部事務官 日 高 第 四 郎

いわゆる人身売買について

最近、いわゆる人身売買の問題はきわめて重大な社会問題となり各方面において種々論議をされておりますが、今般中央青少年問題協議会においても、いろいろとこの問題について研究した結果「人身売買対策要綱」を決定し、同協議会委員長から同対策の実施について、協力方の申入れがありました。このいわゆる人身売買については、人権保障上その防止につとめる必要がありますので貴委員会においても、しかるべく御協力下さるよう、前記協力、実施上の参考事項を添えて、お願いします。

記

1、目 標

- (1) いわゆる人身売買の意味と実情に関して、広く一般に理解させるようにつとめること。
- (2) いわゆる人身売買に係る法令には、いかなるものがあり、その内容がどんなものかを理解させ遵法精神を養うようにつとめること。
- (3) 封建的な道徳観念の一扫をはかり、人権尊重の思想の高揚につとめること。
- (4) 学校と家庭との連絡を緊密にし、学校においては常に家庭の実情をは握し義務教育における就学の徹底をはかり長期欠席児童生徒に対する調査と指導を十分に行い、また高等学校生徒に対しても、できるだけ、その調査と指導につとめること。

なお、社会福祉事務所児童相談所との連絡を密にし生活保護の道を講ずること。

(5) いわゆる人身売買に関し、疑のある事例の起つた場合には、すみやかに児童相談所または社会福祉事務所に通報連絡し、適切な措置を講ずること。

また職業安定法の趣旨を見童、生徒及び保護者に正しく理解させ、なお職業選択についての指導を徹底させ職業安定所との連絡を密にし、できるだけ職業のあつせんにつとめること。

(6) 勤労青少年に対する職業教育の振興を図ること。

(7) 使用主に対し、労働基準法の規定をよく理解するよう啓もうし、また勤労青少年に教育の機会を与え、その教育の振興を図ること。

(8) 純潔教育を普及し性の純潔を尊重する精神と性道德の昂揚を図ること。

2、実施方法

(1) 公民館において、定期講座、討論会、講演会、展示会等を開き、人身売買防止の趣旨の徹底を図ること。

(2) 成人学校、社会学校、青年学校等の教材中に、人身売買に関する事項、家庭教育の正しいあり方に関する事項を採用し、一般の啓もうに資すること。

(3) 青少年団体等においては、男女交際の正しいあり方について指導し、健全なレクリエーションの普及につとめ、性道德の高揚につとめること。

(4) 婦人団体においては、子女の正しいあり方を指導すること。

(5) PTAにおいては、父母と教師と協力して子女の教育の正しいあり方について研究し、子女の教育の振興を図り性道德の昂揚を図ること。

(4) 人擁第一九七号

昭和二十七年三月八日

民事法務長官事務取扱 村 上 朝 一

地方法務局長殿

いわゆる人身売買について

いわゆる人身売買の問題は、重要な社会問題の一として最近特に各方面において論議され、人身売買防止のための対策が考究されているところであるが、今般別添のとおり、中央青少年問題協議会委員長の具申に基き、二月十四日の次官会議において対策が決定され、これが実施に関し内閣官房長官より協力方の依頼があつた。

この問題は、人権擁護上極めて重要であり従来各位に於てもこれが防止救済に努力されてきたところであるが、今回各関係機関が緊密に協力して全国に亘り総合的に本問題をとりあげることになつたものであるから貴局において左記事項留意の上十分な効果をあげるよう御配慮願いたい。

記

一、管内人擁護委員と協力し人身売買を防止しその絶滅を期するための人権思想の普及徹底に特に努力するよう配慮すること。

二、本問題についての関係機関は、都道府県青少年問題協議会、教育委員会、社会福祉事務所、児童相談所、労働

基準監督署、公共職業安定所、警察、検察庁、市町村長等であり、それぞれ本問題実施についての具体策を考慮している筈であるから、事件の処理その他必要に応じて緊密な連絡協力をはかること。

三、各局で本年四月一日以後受理する人身売買事件のうち、調査を行ったものについてはその都度別紙調査表に該当事項記入の上人権擁護局宛送付すること。（十八歳以上の者についての人身売買事件についても記入すること）

(5)
法務府
検務局
総務第五二七六号

昭和二十七年二月十九日

刑政長官 草 鹿 浅 之 介

検事長
検事正

御 中

児童に対する人身売買事件の取扱について

いわゆる人身売買の問題については、人権保障の観点から最近各方面において喧しく論議されているところであり、検察の面よりみても緩がせにし得ないことは勿論であるが、今回次官会議において別添(一)の如き決定があり、児童に対する人身売買事件については関係各省庁において右決定に基く「いわゆる人身売買事件対策要綱」の線に沿つてそれぞれ具体的対策を講ずることとなつた。については今後この種人身売買に関連する刑事事件（以下人身売

買事件という。については、左記事項に留意の上、処理上遺憾のないように期せられたい。

一、事件の範圍

世上人身売買といわれるものの意義は必ずしも明白ではないが、児童に対する人身売買事件とは、差し当りその罪名の如何を問はず「児童をしてその福祉に反するような労務または不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として財物その他を給付することを内容とする契約またはこれをあつせんする行爲」を内容とする刑事事件をいうものとする。なお、これと関連ありと認められる犯罪の主なものについては一覧表（別添（一））を添付したから参照されたい。

又右にいう児童については児童福祉法にいう児童（満十八歳未満）の意義にとらわれることなく、広く青少年の意義に解して運用されたい。

二、事件の処理

右一に該当すると認められる事件の処理にあたつては、単に犯罪構成要件の捜査に止らず、事犯の因つて生じた諸原因、その背景又は温床たる諸事情等をも究明して社会的事実としての実体の把握に努めるとともに、この種事犯に介在して営利をこととする周旋屋その他の悪質犯罪者に対しては、可及的に嚴罰をもつて臨むこと。

三、関係諸機関との連絡

今回の措置の目的とするところは、単に取締を強化すれば足りるというのではなく、関係諸機関相互に緊密に協力してこの種人身売買事件を根絶しようとするにあるのであるから、事犯の取扱にあたつては、特に次の諸点に注意されたい。

(一) 平生より地方青少年問題協議会、労働基準局、公共職業安定所、社会福祉事務所、児童相談所、警察等の現地関係諸機関或いは事犯に關係の深いと思われる高等学校、中学校、当局等と緊密に連絡し、事犯の防止及び情報の交換に努めること。

(二) 事件処理後とはより、捜査中においても、関係機関の行政措置上改善を要すると認められる事項又は参考となると思われる事項を認知したときは、速かに当該機関に連絡通報すること。

(三) 過去において、司法措置として遺憾がなかつたにも拘らず、被害者をそのまゝ放任しておいたため、救済の実が挙がらなかつたという事例も耳にしているので、事件処理後といえども、爾後の行政措置に欠けることのないよう児童相談所等の関係諸機関に連絡する等被害青少年の保護に万全を期すること。

四、報 告

右一に該当する事件で特異又は重大なものについては、今後六カ月を限り刑事関係報告規程第六条に基く臨時的報告として報告（受理、処分、裁判結果、上訴及び裁判確定について事件報告第一号、第二号及び第四号様式による）されたく、必要を認めた場合には恒常の報告事項に繰り入れる予定である。

尤も右に該当する事件であつて刑事関係報告規程第二条によつて既に報告事件とされているもの（例えば第五労働の三の1、4、8）については、従前通り同規程により報告されたく、この場合は同報告に「人身売買事件」である旨附記されたい。

なお、特に事件の処分報告に当つては犯罪事実のみならず、犯罪の動機、原因、背後の事情、児童に対する人身売買事件に該当する事由等をも詳記されたい。

別添省略

(6) 刑発防第十号

昭和二十七年三月八日

国家地方警察本部刑事部長

各警察管区本部長
各都府県方面警察隊長
(六) 大都市警察長 殿

いわゆる人身売買事件に関する総合対策について

今般別添の通り中央青少年問題協議会が中心となり、いわゆる人身売買事件に関する総合対策を樹立し、これが実施に関し関係各機関が具体的措置を講ずることとなつた。

警察においても本問題については従来より重大な関心を持ちその取締にあたつてきた処であるが別添内閣官房長官より依頼の次第もあり今後とも関係各機関との協力を密にし、これが実効があがるようその取扱に遺憾のないよう配慮されたい。

自活体警察にも連絡されたい。

(7) 最高裁判所家庭甲第四三号

昭和二十七年三月四日

最高裁判所事務総局家庭局長 宇 田 川 潤 四 郎

家庭裁判所長 殿

いねゆる人身売買について(通達)

標記について、このたび別紙のとおり、内閣官房長官から、当庁事務次長に、その対策の実施につき協力方の依頼がありましたから、家庭裁判所においては特に左記に留意の上、保護の万全を期するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

なお、左記(一)および(二)により発見された標記事案の処理に当つて、標記事実を発見されたときは、そのつど該事案の概要を、当局に報告して下さい。

記

(一) 青少年の人權擁護の見地から人身売買に最も深い関係をもつ「成人の刑事事件」の取扱については、特に事案の形式的処理をさけ、背後関係等のは、握に留意し、調査、審判により標記事案が伏在すること、若しくはそのおそれのあることを発見したときは、すみやかに少年法第三十八条の規定により、検察官又は司法警察員に通告するようにつとめること。

(二) 未成年者の養子縁組の許可についても、最近人身売買の一方法として、この種申立が利用される傾向があるので、今後ともその取扱については、特に慎重を期すること。

(三) 前各項の処理運営にあつては、必要に応じ、検察庁、警察署はもとより、学校、職業安定所、労働基準監督署、児童福祉機関および地方青少年問題協議会等の関係諸機関と密接なる連絡協調を図るとともに、相互間の情報交換につとめること。

二、いわゆる人身売買の關係法規

一、日本國憲法關係

(個人の尊重)

第十三条 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

(奴隸的拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

二、民法關係

(公序良俗)

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス
(未成年の養子)

第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

三、労働基準法関係

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の不自由に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(契約期間)

第十四条 労働契約は期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

③ 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合において

は使用者は必要な旅費を負担しなければならない。

(賠償予定の禁止)

第十六条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七条 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(最低年令)

第五十六条 満十五才に満たない児童は労働者として使用してはならない。

前項の規定にかゝわらず、第八条第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修業時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

(未成年者の労働契約)

第五十八条 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

② 親権者若しくは後見人又は行政官庁は労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

(未成年者の独立賃金の請求)

第五十九条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

四、職業安定法関係

(有料職業紹介事業)

第三十二条 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業を斡旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合はこの限りでない。

② 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

③ 営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

④ 前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて、損害を受けた者は、前項の保証金からその補償を受ける権利を有する。

⑤ 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

⑥ 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはな

らない。

⑦ 第一項の許可の有効期間は一年とする。

⑧ 第一項の許可の申請手続その他の職業紹介事業に関し必要な事項は命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

② 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合にはこの限りでない。

③ 第一項の許可の有効期間は、二年とする。

④ 第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(直接募集)

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、前条に規定する方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集させようとするときは労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができる地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委任募集)

第三十七条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

② 被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を与えようとするときは労働大臣の許可を受けなければならない。

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、第四十五条に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

(不当な手段による職業及び労働者の斡旋)

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

- 一、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者
- 二、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者

五、児童福祉関係

(昭和二十七年九月改正による)
四号の二、三省略

(禁止行為)

第三十四条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一、不具奇形の児童を公衆の観覧に供する行為

二、児童にこじきをさせ又は児童を利用してこじきをする行為

三、公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為

四、満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為

五、満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六、児童に淫行させる行為

七、前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる所為をなす虞のある者に、情を知つて、児童に引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされる虞の情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八、成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、營利を目的として児童の養育を斡旋する行為

九、児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府県知事、又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

② 養護施設、精神薄弱児施設、盲ろう、あ児施設、し体不自由児童施設又は救護院においては、夫々第四十一条第四十二条、第四十三条又は第四十四条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

② 第三十四号第一項第一号から第五号まで、若しくは第七号から第九号までの規定又は同条第二項の規定に違

反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

③ 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

六、刑法関係

(淫行勧誘)

第一八二条 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

(逮捕監禁)

第二二〇条、① 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

② 自己又ハ配偶者ノ直系卓属ニ対シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

(脅迫)

第二二二条 ① 生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス (昭和二三法一二四本条改正)

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

(強制)

第二二三条 ① 生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

② 親族ノ生命、身体、自由、名譽又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

③ 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(略取誘拐)

第二二四条 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

(官利誘拐)

第二二五条 官利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

(国外移送拐取、人身売買)

第二二六条 ①日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

② 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被売者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同シ(昭

和二三法二二四本条改正)

(拐取幫助、被拐取者收受)

第二二七条 ①前三条ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避

セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

② 官利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

(未遂)

第二二八条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

七、学校教育法関係

(子女使用者の義務)

第十六条 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

(就学の義務)

第三十九条 保護者は子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最後の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終りまで之を中学校に就学させる義務を負う。

(子女使用者の義務違反の処罰)

第九十条 第十六条の規定に違反した者はこれを三千円以下の罰金に処する。

勅令第九号 (昭和二十年勅令第五四二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令)
(に関する件に基づく婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令)

第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 前二条の未遂罪はこれを罰する。

註 右勅令第九号は、昭和二十七年五月六日法律第一三七号「ボツダム宣言受諾に伴い発する法務府関係諸命令の措置に関する法律」として継続存置されることになった。

参考通達 (昭和二四、三、三、基発第二六四号)

特殊飲食店等における接客婦について

特殊飲食店等において店舗その他の施設を設け、所謂接客婦等売淫を行うことを業とする女子に、これを使用させるものは、たとえ形式的に店舗その他の賃貸借契約であつても次の各号のすべてに該当する場合を除き、店主と接客婦との間に実質的に使用従属関係が存在するものと認められる。

- (一) 居室又は衣類等の賃貸借の料金が接客婦の稼高に關係なく一定していること。
- (二) 食費の額が接客婦の稼高に關係なく一定していること。
- (三) 名儀の如何を問わず、接客婦の稼高の一部を稼高に応じて店主に支払つていないこと。
- (四) 衣類、寝具、什器等の貸与や新調が強制されないこと。
- (五) 接客婦の外出又は外泊の自由が店主によつて制限されないこと。
- (六) 接客婦の営業が店主によつて賃貸されている店舗内に制限されないこと。
- (七) 接客婦の休業又は廃業の自由が制限されないこと。
- (八) 店主との間に金銭債務のある間、営業を継続することが約束されていないこと。
- (九) 花代等の報酬を接客婦が客より直接その全額を受取ること。
- (十) 営業時間外に店主が接客婦の金を預ることになつていないこと。

三、婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約拔萃

(法務府検務局資料より)

(一) 婦人及児童の売買禁止に関する国際条約

一九二一年九月三十日「ジュネーヴ」において作成。

大正十四年九月二十八日批准。

大正十四年十二月十五日批准書寄託。

大正十四年十二月十五日実施。

大正十四年十二月二十一日公布。

第一条 締約国ニシテ未タ千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ条約ノ当事国タラサルニ於テハ右締約国ハ成ルヘク速ニ右協定及条約中ニ定メラレタル方法ニ従ヒ之カ批准書又ハ加入書ヲ送付スルコトヲ約ス

第二条 締約国ハ男女児童ノ売買ニ従事シ千九百十年五月四日ノ条約第一条ニ規定スルカ如キ罪ヲ犯ス者ヲ搜索シ且之ヲ処罰スル為一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス。

第三条 締約国ハ千九百十年五月四日ノ条約第一条及第二条ニ定メタル犯罪ノ未遂及法規ノ範囲内ニ於テ該犯罪ノ予備ヲ処罰スルコトヲ確保スル為必要ナル手段ヲ執ルコトヲ約ス

第四条 締約国ハ締約国間ニ犯罪人引渡条約存在セサル場合ニ於テハ千九百十年五月四日ノ条約第一条及第二条ニ定メタル犯罪ニ付起訴セラレ又ハ有罪ト判決セラレタル者ノ引渡又ハ之カ引渡準備ノ為其ノ為シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

第五条 千九百十年ノ条約ノ最終議定書(ロ)項ノ「満二十歳」ナル語ハ之ヲ「満二十一歳」ニ改ムヘシ

第六条 締約国ハ職業紹介所ノ免許及監督ニ関シ未タ立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ラサル場合ニ於テハ他国ニ職業ヲ求ムル婦人及児童ノ保護ヲ確保スルニ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ約ス

第七条 締約国ハ移民ノ入国及出国ニ関シテ婦人及児童ノ売買ヲ防遏スルニ必要ナル行政上及立法上ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス
特ニ締約国ハ移民船ニ依リ旅行スル婦人及児童ニ付其ノ出発地及到着地ニ於ケルノミナラス亦其ノ旅行中ニ於ケル保護ニ必要ナル規則ヲ定ムルコト並婦人及児童ニ該売買ノ危険ヲ警告シ且宿泊及援助ヲ得ヘキ場所ヲ指示スル揭示ヲ停車場及港ニ掲クル手配ヲ為スコトヲ約ス

第八条 本条約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有シ且千九百二十二年三月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得

第九条 本条約ハ批准ヲ要スル批准書ハ國際連盟事務総長ニ之ヲ送付スヘク事務総長ハ之カ受領ヲ他ノ連盟国及本条約ニ署名ヲ許サレタル国ニ通知スヘシ批准書ハ事務局ノ記録ニ寄託セラルヘシ

事務総長ハ國際連盟規約第十八条ノ規定ニ從ヒ第一批批准書ノ寄託ト共ニ本条約ヲ登録スヘシ

第十条 連盟国ニシテ千九百二十二年四月一日前ニ本条約ニ署名セサルモノハ之ニ加入スルコトヲ得
連盟理事会カ正式ニ本条約ヲ送付スルコトヲ決定スルコトアルヘキ非連盟国ニ付亦同シ

加入ハ連盟事務総長ニ之ヲ通告スヘク事務総長ハ一切ノ關係国ニ對シ右加入及其ノ通告ノ日ヲ通知スヘシ
第十一条 本條約ハ各当事国ニ付其ノ批准書又ハ加入書ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ

第十二条 本條約ハ本條約ノ当事国タル連盟国又ハ其ノ他ノ国ニ於テ十二月ノ予告ヲ以テ之ヲ廢棄スルコトヲ得廢棄ハ連盟事務総長ニ宛テタル書面ノ通告ニ依リ之ヲ為スヘシ

事務総長ハ直ニ他ノ一切ノ当事国ニ右通告ノ勝本ヲ送付シ同通告受領ノ日ヲ通知スヘシ
廢棄ハ事務総長ニ通告アリタル日ヨリ一年ヲ經テ其ノ効力ヲ生シ且通告ヲ為シタル国ニ關シテノミ効力アルモノトス

第十三条 連盟事務総長ハ本條約ニ署名シ之ヲ批准シ之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル当事国ヲ表示スル特別ノ記錄ヲ保存スヘシ右記錄ハ連盟国ヲシテ何時ニテモ之ヲ閱覽スルコトヲ得シムヘク又連盟理事会ノ指示ニ從ヒ成ルヘク屢之ヲ公表スヘシ

第十四条 本條約ニ署名スル連盟又ハ其ノ他ノ国ハ其ノ署名カ其ノ殖民地、海外屬地、保護国又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニアル地域ノ全部又ハ一部包含セサルコトヲ宣言シ得ヘク右宣言ニ於テ除外セラレタル右殖民地、海外屬地保護国又ハ地域ノ何レノ為ニモ後日各別ニ加入ヲ為スコトヲ得廢棄モ亦右殖民地、海外屬地、保護国又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レニ關シテモ各別ニ之ヲ為スコトヲ得ヘク且第十二条ノ規定ハ右廢棄ニ付適用セラルヘシ

千九百二十一年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際連盟ノ記錄ニ寄託保存ス

(二) 成年婦女子売買の禁止のための国際条約

(条約局仮訳)

一九三三年十月十一日ジュネーブで署名。

一九三四年八月二十四日に効力発生。

第一条 何人であつても、他人の情慾を満足させるために、他国で行われる醜行を目的として成年の婦女を勧誘し、誘引し又は連れ去つた者は、本人の承諾を得た場合でもこの犯罪の構成要素である諸種の行為が異つた国で遂行された場合でも処罰しなければならない。

未遂罪及び法の範囲内で前記の犯罪の予備行為もまた、処罰しなければならない。

この条の適用上「国」という語は、当該締約国の植民地及び保護領並びにその宗主権下の地域及び同締約国に統治が委任された地域を含む。

第二条、締約国は、現在その法令が前条に明記した犯罪に対処するに充分でないときは、この犯罪がその軽重に従つて処罰されることを確保するために必要な措置をとることを約束する。

第三条 締約国は、この条約又は婦女及び児童の売買禁止に関する千九百十年及び千九百二十一年の条約に掲げた犯罪で、その構成要素である諸種の行為が異つた国において、遂行されたか又は遂行されようとしたものを行つたか又は行おうとした男女に関して、次の情報（又は当該国の法令の下で提出しうる類似の情報）を相互に通報することを約束する。

(a) 有罪の判決の記録及び犯罪者に関して得られる有益な情報、たとえば、戸籍人相書、指紋、写真、警察

の記録犯罪の手口等。

(b) 犯罪者に対して適用された入国拒否又は国外追放の措置に関する明細。

これらの文書及び情報は、千九百四年五月十八日にパリにおいて締結された協定の第一条に従つて指定された官憲が、各事件ごとに關係国の官憲に対し、直接且つ遅滞なく、また、できうれば犯罪、有罪の判決、入国拒否又は国外追放が正当に認定されたすべての場合に送付しなければならない。

第四条 この条約又は千九百十年及び千九百二十一年の条約の解釈又は適用に関して締約国間に何らかの紛争が生じ、これが外交手段によつて満足に解決されなかつたときは、この紛争は、國際紛争の解決に関して締約国間に効力を有する協定に従つて解決しなければならない。

締約国間に有効なこのような協定が存在しないときは、この紛争は、仲裁裁判又は司法的解決に附さなければならない。他の裁判所の選択について合意がない場合において紛争中のすべての締結国が國際司法裁判所規程の当事国であるときは、この紛争は、当事国のいずれか一国の請求によつて國際司法裁判所に附託しなければならない。また紛争中のいずれかの締約国が國際司法裁判所規程の当事国でない場合は、國際紛争の平和的処理のための千九百七年十月十八日ヘーグ条約に従つて設立された仲裁裁判所に附託しなければならない。

第五条 フランス語及び英語の本文を双方共に正文とするこの条約は、今日の日付を有し、且つ千九百三十四年四月一日に至るまで、國際連盟のすべての加盟国及びこの条約を作成した會議に代表された非加盟国又は國際連盟理事会がその目的のためにこの条約の謄本を送付した非加盟国による署名のために開放されるものとする。

第六条 この条約は、批准されるものとする。千九百四十八年一月一日以後は、批准書は国際連合事務総長に送付しなければならない。事務総長は、その受領をすべての国際連合加盟国及び事務総長が条約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第七条 国際連合加盟国は、この条約に加入することができる。

国際連合経済社会理事会がこの条約を正式に通報することを決定することのある非加盟国についても同様とする。

加入書は、国際連合事務総長に送付しなければならない。

事務総長は、この受領をすべての国際連合加盟国及び事務総長が条約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第八条 この条約は、国際連盟事務総長が二通の批准書又は加入書を受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

この条約は、その効力発生の日に事務総長が登録する。

その後の批准書又は、加入書は、事務総長が受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

第九条 この条約は、国際連合事務総長にあてた通告によつて廃棄することができる。この廃棄は、廃棄通告の受領の一年後に、廃棄を通告した国に関してのみ効力を生ずる。

第十条 事務総長は、国際連合のすべての加盟国及び事務総長が、条約の謄本を送付した非加盟国に対して、第九条に定めた廃棄を通報しなければならない。

この条の第一項に基いてなされた宣言にかかわらず、第一条第三項は、適用される。

(三) 人身売買及び売春により利益を得る行為の禁止に関する条約

(検務局刑事課仮訳)

一九四九年十二月二日に国際連合総会により承認された。

条約本文

前 文

売春及び売春の目的で人身を売買する附随的悪性が人間の尊厳及び価値に反し、且つ個人、家族及び社会の福祉を危うくするが故に婦人及び児童の人身売買禁止に関して

一、明治三十七年五月十八日の醜業を行わしむるための婦女の売買取締に関する国際協定（昭和二十三年十二月三日国際連合総会採択の議定書により修正）

二、明治四十三年五月四日の醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約（前記議定書により修正）

三、大正十年九月三十日の婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約（昭和二十二年十月二十日国際連合総会採択の議定書により修正）

四、昭和八年十月十一日の成年婦女子売買の禁止のための国際条約（前記議定書により修正）

等の国際手段が現に講ぜられているが故に、

昭和十二年国際連盟において前記諸国際手段の範囲を拡張する条約案が準備されたことがあるが故に、

昭和十二年以来の情勢の進展は、前記諸手段を強化する一条約の締結を可能とし、且つ昭和十二年条約案及びその

望ましい改正を具体化することを可能ならしめるが故に、締結当事国は、ここに以下の規定するところに同意する。

第一条 この条約の締約国は何人であつても、他人の情慾を満足させるために、

1. 人を売春の目的で、その本人の承諾を得た場合でも、勧誘し、誘引し、又は連れ去り

2. 本人の承諾を得た場合でも人の売春により利益を得る行為をなす者を処罰することに同意する。

第二条 この条約の締約国は、更に

1. 売春宿を占有し、管理し又は情を知つてその資金を提供若しくは提供に参加し、

2. 他の者の売春の目的のために、情を知つて、建造物又はその他の場所若しくはそれらの一部を賃貸し又は提供し、

た者を処罰することに同意する。

第三条 国内法の許す範囲において、第一条及び第二条に掲げた罪の未遂行為並びに予備行為もまた処罰しなければならぬ。

第四条 国内法の許す範囲において、第一条及び第二条に掲げた行為に、故意に加功するものもまた処罰しなければならぬ。

国内法の許す範囲において、加功行為を処罰する必要を認めたときは何時でも別箇の罪として取り扱わなければならない。

第五条 国内法によれば、被害者が本条約に掲げた各罪に関する訴訟手続の当事者たり得る場合は、外国人にも本国人と同じ条件の下に同様の権利を付与しなければならない。

第六條 この条約の各締約国は、監督又は届出のために、売春に従事し、又は従事している疑のある者を特別に登録せしめ、又は特別の書類を携帯せしめ、若しくはその他何らかの特殊の必要条件を要求するような現行の法律、規則又は行政規定を無効ならしめ、又は廃止するに必要な措置を講ずることに同意する。

第七條 この条約に掲げた罰について、外国において、かつて有罪の判決をうけた事實は、国内法の許す範囲で

1. 常習犯制度の確立

2. この種犯罪者から市民権の行使権のはく奪

等の目的の下に、考慮しなければならない。

第八條 この条約の第一条及び第二条に掲げた罪は、この条約の締約国の何れかの間に締結された、又は、締結されることがあるべき犯罪人引渡条約における犯人の引渡を要する犯罪とみなさなければならない。

現行の条約によつて、条件附引渡を行つていない本条約の締約国は、今後、この条約の第一条又は第二条に掲げた罪を各当該国間における引渡を要する犯罪として承認しなければならない。

犯人引渡は、引渡の要求を受けた国の法律に従つて承諾されなければならない。

第九條 自国民の引渡を法律上、許されない国にあつては、その国民が外国においてこの条約の第一条又は第二条の罪を犯した後自国に帰つた場合、この者を訴追し、その国の裁判所において処罰しなければならない。

この条約締約国における同様事件において外国人の引渡を承諾できない場合は、前項の規定を適用しない。

第十條 第九条の規定は、起訴された者が外国において裁判をうけ、その刑の執行を終り又はその外国の法律によつて刑を免除若しくは軽減されたものであるときは、適用しない。

第十一条 この条約のいかなる規定も、国際法の下における刑事裁判権の限界に関する一般問題に対する締約国の態度を決定するものとして解釈してはならない。

第十二条 この条約は、それが犯罪とされる行為は、各当該国の法律に従つて定義され、訴追され、且つ、罰せられるものとする原則に消長をもたらずものではない。

第十三条 この条約の締約国は、この条約に掲げられた罪に関する請求状を国内法及び手続に従い執行する責を負う。

請求状の伝達は左記の場合、有効とする。

1. 司法当局間の直接通信

2. 両国司法省間の直接通信又は請求国の主管当局から被請求国の司法省に対する直接通信

3. 被請求国駐在の請求国外交若しくは領事代表を経由右外交代表等は、直接主管司法当局又は被請求国政府の指定する当局に請求状を送附し、これらの当局から直接請求状の執行に関する文書を受領することとする。前項第一号及び第三号の場合は、常に請求状の写の一通を請求された国の上級機関に送付しなければならない。特に同意のない限り、請求状は請求国の国語によるものとする。但し、被請求国は、請求国に対し何時でも自国語への翻訳、真正成立の証明を要求することができる。

この条約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記のうち、伝達方法として承認するものの一ないし二以上を通告しなければならない。

右通告がされるまでは、請求状の伝達についての、その国の現行手続を有効とする。

請求状の執行に當つて、その経費又は費用に関しては、鑑定人に対する費用を除く外、いかなる種類のものに対しても弁済の要求することは得ない。

本条の規定は、この条約の締約国に対し、各その国内法に反した証拠の形式又は方法を採用する義務を負わせるものと解釈してはならない。

第十四条 この条約の締約国は、この条約に掲げた罪に関する捜査の調整及び調査の結果を中央に集中せしめるための機関を設立し、これを維持しなければならない。

第十五条 国内法の許す限り、且つ、前第十四条に掲げた機関としての担当当局が望ましいものとして判断する限りにおいて、右担当当局は、他の諸国の担当機関に対し、

1. この条約に掲げた罪又はかかる罪を犯そうと企図した事件の詳細

2. この条約に掲げた罪に関し行われた捜査訴追、逮捕、有罪判決並にかかる罪により有罪とされた者の入国拒否又は国外追放、かかる者の動向及びその他かかる者についての有用な情報

を提供しなければならない。

前項により提供する情報は、犯人の人相書、指紋、写真、犯行の手口、警察の記録及判決記録簿を含むものとする。

第十六条 この条約の締約国は、売春の防止及び売春、若しくはこの条約に掲げた罪による被害者の更生並びに社会的調整のための措置を講じ、又は公私の教育、保健、社会、経済及び他の関係機関を通じて、かかる措置が講ぜられるよう奨励することに同意する。

第十七条 この条約の締約国は、出入国に関し、この条約に基ずく義務条件として要求されるところに従い、売春目的による男女両性の人身売買につき取調を行う措置を執り、且つ維持しなければならない。

特に各締約国は

1. 出入国者、特に婦人、児童を到着地、出発地、旅行途中の何れにおいても保護するために必要な規則を設け

2. 一般に前項の人身売買の危険を警告するに適當な広報措置を講じ

3. 売春目的の國際人身売買を防止するために鉄道停車場、空港、海港及び旅行途中その他の場所における監視のために適切な措置を講じ

4. 主管機関がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者と外見上疑われる者の到着につき情報を得られるよう適切な措置を講じ

なければならない。

第十八条 この条約の締約国は外国人である売春婦の身許及び身分を明らかにし、且つ何人がその者をしてその本国から離れしめたかを発見するために、国内法の条件に従い、その者から陳述を聴かなければならない。この陳述によつて得た情報に、それらの者を終局的に送還するために、本国の当局に通報することとする。

第十九条 この条約の締約国は、国内法の条件に従い、また違反行為に対する訴追その他の処分に妨げとならない限り、且つ可能な限りにおいて、

1. 売春目的の國際人身売買の貧窮被害者に対する送還措置が完了するまでの間、これらの者を一時的に保護

扶養するために適当な規定を設けなければならない。

2. 第十八条に掲げた者で、自ら送還されることを希望し、それらの者を主管する執行機関から請求され、又は法律に従い退去を命ぜられた者を送還しなければならない。

この送還は、その目的地たる国との間に、送還されるべき者の身許、国籍並びに到着地及び国境に到達する月日等につき同意がなければ執行することができない。この条約の各締約国は、かかる者の自国領土内通過につき便宜を与えることとする。

前項に掲げた者が、自ら送還費用を弁済できず、且つ、他に代つて弁済し得べき配偶者、親戚、保護者等の何れもないときは、最近の国境線、乗船港又は本国向け空港に至るまでの費用を、それらの者の滞在する国において負担し、その後の部分の旅費はそれらの者の属する本国において負担することとする。

第二十條 この条約の締約国は、もし今までにその措置をとつていなければ、求職者、特に婦人、児童が売春の危険にさらされるのを防止するために職業紹介機関を監督するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一條 この条約の締約国は、本条約の目的に関係ある既存の法令を国際連合事務総長に通報すると共に今後、毎年公布せらるべき法令並びにこの条約の適用に関し執つた一切の措置を通報しなければならない。

事務総長は、右により受領した情報を定期的に公刊し、且つ、国際連合加盟国及び第十三条によりこの条約を公式に通報した非加盟国に送付する。

第二十二條 この条約の解釈につき締約国の間に何らかの紛争が生じ、且つ、これが他の手段で解決されないときは、この紛争は当事国の何れか一方の請求によつて、これを国際司法裁判所に付託しなければならない。

第二十三条 この条約は、国際連合加盟国及び経済、社会委員会から招請を寄せられたその他の国による署名のために開放されるものとする。

この条約は、批准されるものとし、批准書は国際連合事務総長に寄託しなければならない。

第一項に掲げた、この条約に調印しなかつた国はこの条約に加入することができる。

加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて効力を生ずる。

この条約の目的のために「国」という語は認印国又は加入国の全植民地、信託統治領及びその国が国際的に責任を負うすべての領土をいう。

第二十四条 この条約は、第二番目の批准書又は加入書の寄託があつた日から九十日の後に効力を生ずる。

この条約は、第二番目の批准書寄託があつた後に本条約を批准し、又は本条約に加入する国に対しては、本条約は、それらの国が批准書又は加入書を寄託した日から九十日の後に効力を生ずる。

第二十五条 この条約発効後、五年経過した後は本条約の締約国は、国際連合事務総長に於てた文書通告によつてこの条約の廃棄を宣言することができる。

この廃棄は、国際連合事務総長が廃棄通告を受領した日から一年後に廃棄を通告した国について効力を生ずる。

第二十六条 国際連合事務総長は、国際連合加盟国及び第二三条に掲げた非加盟国に対し

(イ) 第二三条により受領した調印、批准及び加入

(ロ) 第二四条による本条約発効の日

(ハ) 第二五条により受領した廃棄通告

を通報しなければならない。

第二十七条 この条約の各締約国は、各その憲法に従い、立法又はその他この条約の適用を確保するために必要とする措置を講じなければならない。

第二十八条 この条約前文第二条第一号乃至第四号に掲げた国際手段の各条項は、この条約各締約国間の関係においては、本条約の規定によつて置き換えられるものとし、且つ、前記国際手段の各締約国がすべてこの条約の締約国となつたときは、前記各国際手段は終結したものと見なされなければならない。

最終議定書

この条約のいかなる規定も、人身売買及び売春目的のために他の者をさく取する行為の禁止を確保するために、この条約の規定するところにより、嚴重な条件を科す立法を妨げるものと見なしてはならない。

この条約の第二三条ないし第二六条の規定は、本議定書にも準用する。

昭和年上半期（国家地方警察本部）

四、いわゆる人身売買事犯関係統計資料

法 定 安 業 職				法				刑				適用 法 条 別		区 分	実 人 員	検 挙 送 致 別
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計				計				
計				計				計				計		備考		
計				計				計				計				
計				計				計								

(1) いわゆる人身売買事犯等検挙状況調

令 条 方 地	法 準 基 働 勞	号 九 第 令 勅	法 祉 福 童 児
計 その他 売春婦を管理下に置く行為	計 その他 強制労働（第五条） 中間搾取（第六条）	計 困惑させて売淫をさせる行為（第一条） 売淫内容の契約（第二条）	計 その他 児童に淫行させる行為（第三十四条第一項第六号） 淫行させるおそれある者に児童を引渡す行為（第三十四条第一項第七号）
(304)(171)(133) 346 210 136	(91) (56)(32) (3) 198 138 35 25	(457) (388)(74) 457 383 74	(960)(10) (194) (756) 989 39 194 756
(281)(170)(111) 322 208 114	(90) (55)(32) (3) 183 130 35 18	(453) (379)(74) 453 379 74	(953)(10) (192) (751) 980 37 192 751

1. ()内は淫行関係ある数を示し内数である。
2. 実人員数は各法条違反数とは一致しない。

(2) 年令別教育程度別被害者数 昭和28年上半期

区 分	年令別 男女別		14 未	14年 満	14年以上 16年未満	16年以上 18年未満	18年以上 20年未満	計		小計	%	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満									
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女								
教 育 程 度	小学以下	8	(13)	29	3	(95)	14	(240)	12	(185)	229	37	(533)	(533)	687	35.5	24	(626)	735	5	(302)	336
	中学以上		(2)	9	8	(73)	31	(369)	44	(253)	328	83	(697)	(697)	1,003	62.6	41	(388)	415	11	(82)	91
	高校以上						1	(4)	5	(10)	13	1	(14)	(14)	19	21.3		(41)	47		(15)	15
合 計	計	8	(15)	38	11	(165)	46	(613)	56	(448)	570	121	(1,244)	(1,244)	1,709	47.2	65	(1,005)	1,197	16	(399)	442
		(15)		46	(165)		226	(613)	811	(448)		626	(1,244)		1,709		(1,005)	1,262		(399)	458	
全 体 比		1.3		6.2		22.4		17.3		34.8		12.6										

区 分	年令別 男女別	30 以上	年上	計		小計	%	總数		合計	%	全体比
		男	女	男	女			男	女			
教育 程度	小学以下	13	(109)	42	(1,087)	(1,087)	64.5	79	(1,570)	(1,570)	100	53.3
	中学以下	9	(32)	61	(452)	(452)	37.4	144	(1,149)	(1,149)	100	44.2
	高校以上	(8)		(64)	539	600	78.7	1	(78)	(78)	100	2.5
合 計	計	22	(149)	103	(1,553)	(1,553)	52.8	224	(2,797)	(2,797)	100	100
	全体比	173		1,812		1,915		3,400		3,624		
全体比		5.4		1.95		1,915		(2,797)		3,624		100

(註) 内は進行關係を示す。

五、長期欠席生徒関係統計資料

(1) 在学者数欠席者数および欠席率

(中 学 校)

区 分	在 学 者			欠 席 者			欠 席 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全 国 総 数	2,478,159	2,360,323	4,838,482	90,791	90,988	181,779	3.66	3.85	3.76
福 岡	105,896	98,407	204,303	3,166	3,495	6,661	2.99	3.55	3.26
佐 賀	30,144	29,374	59,518	639	638	1,277	2.14	2.17	2.15
長 崎	50,261	47,838	98,099	1,878	1,759	3,637	3.74	3.68	3.71
熊 本	58,266	54,790	113,056	2,270	2,249	4,519	3.90	4.10	4.00
大 分	39,101	37,579	76,680	1,103	952	2,055	2.82	2.53	2.68
宮 崎	34,752	34,103	68,855	1,670	1,539	3,209	4.81	4.51	4.66
鹿 児 島	62,626	60,987	123,613	1,897	1,902	3,799	3.03	3.12	3.07

(註) 1) 文部省調査局調

2) 本調査は昭和27年4月の学年始めから、28年3月の学年終の間に長期欠席したものにつき、全国公立中学校を対象とした悉皆調である。長期欠席者とは前記期間に50日以上連続或は断続して欠席した者をいう。

(2) 長期欠席理由別欠席者数

(中学校)

区 分	総 数			本人の理由によるもの										計		家庭の無理解					
	本人の疾病・真常			勉強にたい		友人にたい		学用品がない		衣服や物がたい		学校がたい		その他							
	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
全 国 総 数	90,791	90,888	181,779	14,988	15,856	19,282	9,000	239	177	290	307	238	274	1,228	1,038	2,274	1,973	324,285	28,588	24,107	21,708
福 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 島	3,166	3,495	6,661	531	572	804	409	10	11	26	38	6	5	19	17	104	93	1,500	1,140	837	1,188
岡 賀 崎 本 分 崎 島	639	638	1,277	146	178	160	66	-	1	1	1	1	2	1	1	18	18	328	266	195	189
	1,878	1,759	8,687	292	332	486	185	6	5	12	16	7	7	3	26	19	47	80	883	640	636
	2,270	2,219	4,419	355	381	309	158	4	4	4	2	7	5	5	42	61	41	48	764	604	609
	1,108	952	2,055	217	210	180	75	5	2	1	6	2	2	5	18	14	16	23	439	335	315
	1,670	10,689	8,229	230	243	369	157	5	-	5	8	4	6	54	46	44	38	711	498	491	576
	1,897	1,912	3,799	354	403	408	168	4	6	16	19	11	21	54	40	52	48	899	705	503	617

家庭の事情によるもの													
区 分	家庭の事情によるもの												
	家庭の事情によるもの												
	家庭の災害	家庭の疾病異常	教育費がい	家庭の全部又は一部を負擔せななけりはならない	その他	計	男	女	男	女	男	女	
全 国 総 数	334	443	2,407	15,188	5,083	7,081	14,408	13,735	5,948	8,308	52,267	62,419	
福 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 島	20	18	86	200	239	377	352	342	132	230	1,666	2,855	
岡 賀 崎 本 分 崎 島	-	4	22	41	18	34	50	68	26	41	311	377	
	2	3	56	128	52	61	160	131	89	146	595	1,119	
	8	12	79	126	188	262	468	451	154	176	1,506	1,665	
	4	7	30	52	91	90	160	97	64	95	664	617	
	4	12	44	81	69	73	258	202	93	97	959	1,041	
	11	4	61	120	126	144	233	219	64	93	998	1,197	

(3) 勞働別欠席者数 (中学校)

区 分	家 業 (家事) の 手 伝 い が 主 で あ つ た												計													
	1. 農耕 技術	2. 漁獲 水産 養殖	3. 採炭 採鉱	4. 仕立、縫 作、裁縫	5. 大工 工員 加工	6. 物品 の修理 付、修繕	7. 産品 の他の配 集	8. 物品 販売	9. 靴 磨	10. 散 歩	11. 留守 番、子守、 看病	12. その他														
全 国 総 数	23,131	13,266	4,520	949	104	50	1,302	2,086	735	209	781	421	516	176	1,827	685	48	16	13	44	8,911	29,524	9,949	9,198	52,337	65,627
福 佐 長 瀬 大 宮 鹿 見	326	190	80	10	10	11	48	66	27	7	20	1	6	32	3	66	34	5	1	2	490	1,421	282	293	1,866	2,060
岡 賀 崎 本 分 崎 島	95	58	77	12	3	10	11	13	4	4	1	1	3	3	3	9	4	-	-	1	67	192	48	31	319	319
福 佐 長 瀬 大 宮 鹿 見	459	247	228	35	3	1	27	64	7	1	4	2	11	4	3	15	15	-	-	2	151	580	196	212	1,611	1,688
岡 賀 崎 本 分 崎 島	683	435	151	26	2	-	40	50	14	1	11	3	8	6	3	28	28	15	-	4	219	713	279	200	1,449	1,688
福 佐 長 瀬 大 宮 鹿 見	280	144	102	28	2	-	23	53	11	-	10	1	10	5	-	14	14	-	-	1	87	259	134	143	664	602
岡 賀 崎 本 分 崎 島	706	411	39	10	2	-	29	46	8	1	4	1	2	6	1	13	3	1	-	-	173	473	151	138	1,128	1,084
福 佐 長 瀬 大 宮 鹿 見	809	566	55	8	1	3	38	70	4	-	13	2	6	1	-	11	10	-	-	-	159	517	155	116	1,251	1,292

[illegible]

六、農家経営規模及び農家経済関係統計資料(昭和28年度)

(1) 農家の世帯員と経営地 (1戸当り)

区 分	全 府 県	北 九 州	南 海
調 査 戸 数	5,415戸	549戸	333戸
世 帯 員 数	6.38人	6.67人	6.16人
家 族 員 数	6.33	6.56	6.10
男 子 員 数	3.10	3.17	2.98
女 子 員 数	3.23	3.89	3.12
内 家 族 農 業 従 業 者	2.85	2.96	2.78
農 業 年 雇 員	0.04	0.09	0.05
経 営 地 面 積	反 畝 20.2	反 畝 15.9	反 畝 20.5
耕 田	10.1	10.2	9.0
一 毛 作 田	6.4	6.9	5.3
二 毛 通 田	3.8	1.5	2.5
普 園	2.6	5.4	2.8
	2.8	2.7	3.2
	0.9	0.6	0.5
宅 地	0.6	0.6	0.5
林 野 そ の 他	9.5	5.1	11.0

- (注) 1. 昭和28年度農林省農林経済局調，以下同じ。
 2. 農区々分の全府県とは北海道を除く全府県をいい，北九州は福岡，佐賀，長崎，熊本，大分の各県，南海は高知，宮崎，鹿児島，の各県を含む。
 3. 世帯員数は年度始めにおける常住家族数員数と同 国人の合計である。

(2) 農 家 の 収 入 (1戸当り)

区 分	全 府 県		北 九 州		南 海	
	総 額	現 金	総 額	現 金	総 額	現 金
収 入 総 額	429,349	300,064	456,399	324,634	360,420	247,594
農 業 粗 収 益	293,485	181,164	318,250	201,921	243,542	145,806
作 物 収 入	239,102	142,477	277,170	176,009	202,226	118,757
養 蚕 (動物の増加を)	13,884	13,824	5,733	5,719	6,174	6,160
養 畜 (含む)	33,211	24,001	27,975	19,453	27,674	19,934
農 業 雑 収 入	7,288	862	7,372	740	7,468	455

(3) 農家の農業支出及び農外支出

(1戸当り)

区 分	全 府 県		北 九 州		南 海	
	総 額	現 金	総 額	現 金	総 額	現 金
支 出 総 額	円 103,475	円 73,645	円 120,427	円 87,137	円 86,148	円 65,118
農業経営費	95,113	65,813	107,532	75,185	80,942	60,335
農業年雇労賃	1,303	728	3,842	2,304	1,336	730
農業臨時雇労賃	4,805	3,640	5,605	3,953	3,453	2,527
農業以外の支出	8,362	7,832	12,895	11,952	5,206	4,783

(註) 現金は28年度に支払った総現金支出を示す。総額は現金支出に更に外部支払現物価格賄支給額、固定資産の減価償却額、年度末の未払金及び農業生産資材在庫価額を加算し、年度始の未払金及び農業生産資材在庫価格を差引して計算した額である。

(4) 農家の生計費

(1戸当り)

区 分	全 府 県		北 九 州		南 海	
	総 額	現 金	総 額	現 金	総 額	現 金
家族家計費総額	円 280,929	円 162,652	円 282,605	円 162,662	円 224,873	円 124,588
飲 食 費	138,831	43,821	143,829	42,851	121,972	36,203
被服費	34,882	33,100	34,037	31,655	27,532	26,745
光熱費	14,128	6,312	12,757	6,060	11,131	4,898
住居費(減価償却を含む)	31,372	20,287	29,202	20,422	20,903	14,977
保険衛生費	10,510	10,401	11,854	11,675	8,884	8,900
交 通 費	4,484	4,482	4,887	4,887	3,407	3,406
学 校 費	7,043	7,015	8,588	8,565	5,633	5,613
修 養 費	7,681	7,559	17,825	7,153	4,702	4,674
交 際 費	150,141	12,202	5,732	15,082	10,213	8,491
家 計 雑 費	7,198	7,135	10,106	5,660	4,445	4,409
臨時費	11,587	10,338	-	8,652	7,720	6,772
家族員以外の賄費	1,801	-	3,473	-	1,669	-

(註) 家族家計費総額は、農家の家計費(飲食費から臨時費までの合計)から家族員以外の賄費を控除したものである。

(5) 農 家 経 済 の 総 括

(1戸当り)

区 分	全 府 県	北 九 州	南 海
農 家 所 得	300,897	310,824	258,406
農 業 所 得	198,372	210,718	162,600
農 業 外 所 得	102,525	100,107	95,806
租 税 公 課 負 担	24,874	26,791	18,987
被 贈 扶 助 等 の 収 入	276,023	284,034	239,914
可 処 分 所 得	24,977	25,147	15,866
家 族 家 計 費	301,000	309,181	255,285
農 家 経 済 余 剰	280,929	282,605	224,873
農家経済余剰に加算又は控除すべき額	20,071	26,576	30,412
固 定 資 産 造 成	1,666	2,170	1,537
家 族 労 働 見 積 額	5,332	4,013	6,677
資 産 処 分 損 益	1,141	2,983	179
資 産 分 割 に よ る 増 減	(-) 1,130	(-) 4,103	(-) 183
差 引 純 余 剰	24,798	25,673	38,264

七、日雇労働者関係資料 (昭和28年度)

(1) 日雇労働者の男女別構成

郡 市 名	年度	男	女	計
六 大 都 市	26	75.9	24.1	100.0
	27	74.4	25.6	100.0
	28	75.6	24.6	100.0
中 都 市	28	72.4	27.6	100.0
小 都 市	28	62.3	37.7	100.0

(2) 日雇の年令比較

(大中小都市)

都市	年令				
	19才以下	20	30	40	50才以上
大 都 市	0.7	14.2	20.4	27.9	36.8
中 都 市	0.7	12.0	25.4	27.6	34.3
小 都 市	1.0	8.1	19.6	32.6	38.7

(註) 1. 労働省職業安定局調、以下同じ。

2. 本資料は昭和28年9月1日現在、職業安定所に求職登録の日雇労働者につき、昭和28年11月1日現在において抽出調査したものである。

3. 中都市とは人口10万以上、小都市はそれ以下をいう。

(イ) 大 都 市

収入項目 世帯人員	世 収 総	帯 入 額	勤 収	労 入	その他 の収入
平 均	12,174	10,484			1,690
1 人 世 帯	8,612	8,022			590
2 "	9,568	8,127			1,441
3 "	12,333	10,377			1,956
4 "	13,452	10,922			2,530
5 "	15,315	13,070			2,245
6 "	16,781	14,356			2,425
7 "	18,315	15,974			2,341
8 人 以 上	22,588	18,938			3,650

(ロ) 中 都 市

収入項目 世帯人員	世 収 総	帯 入 額	勤 収	労 入	その他 の収入
平 均	11,802	9,476			2,326
1 人 世 帯	8,639	8,171			468
2 "	9,267	7,652			1,615
3 "	9,856	8,308			1,548
4 "	11,450	8,660			2,790
5 "	12,876	10,379			2,497
6 "	15,694	10,439			5,255
7 "	15,696	13,234			2,462
8 人 以 上	25,748	17,883			7,865

(ハ) 小 都 市

収入項目 世帯人員	世 収 総	帯 入 数	勤 収	労 入	その他 の収入
平 均	10,595	7,774			2,821
1 人 世 帯	6,294	5,376			918
2 "	8,590	5,121			3,469
3 "	9,824	7,572			2,252
4 "	11,775	8,162			3,613
5 "	13,567	10,288			3,279
6 "	15,418	11,986			3,432
7 "	17,471	13,337			4,134
8 人 以 上	15,962	8,985			6,977

(3) 世 帯 人 員

就業人員と世帯収入

区 分	平 世 人	均 帯 人	平 就 人	均 業 人	世 収 員 総	帯 入 額 円
大 都 市	3.14	1.49	12,174			
中 都 市	3.43	1.44	11,802			
小 都 市	3.59	1.56	10,595			

八、炭鉱労務者関係統計資料

(1) 炭鉱労務者支給賃金額

(昭和29年12月分)

項 目	合 計	一 人 当 月 定 ま っ て 支 払 わ れ る 賃 金				そ の 他
		平 均 賃 金		外		
		基 準	基 準			
全 夫 道 部 州	20,119	15,371	12,079	3,292	4,748	
北 東 西 九 夫 道 部 州	23,671	17,283	12,739	4,544	6,388	
北 東 西 九 夫 道 部 州	19,144	14,557	11,279	3,278	4,587	
北 東 西 九 夫 道 部 州	19,664	14,844	11,812	3,012	4,820	
北 東 西 九 夫 道 部 州	18,785	14,732	11,949	2,783	4,053	
北 東 西 九 夫 道 部 州	22,437	17,337	13,918	3,359	5,103	
北 東 西 九 夫 道 部 州	26,671	19,731	15,050	4,681	6,940	
北 東 西 九 夫 道 部 州	21,766	16,841	13,427	3,414	4,925	
北 東 西 九 夫 道 部 州	21,914	16,609	13,550	3,059	5,305	
北 東 西 九 夫 道 部 州	20,883	16,525	13,676	2,849	4,358	
北 東 西 九 夫 道 部 州	15,545	11,495	8,332	3,163	4,050	
北 東 西 九 夫 道 部 州	18,525	13,082	8,774	4,308	5,443	
北 東 西 九 夫 道 部 州	14,552	10,553	7,513	3,040	3,999	
北 東 西 九 夫 道 部 州	14,122	10,496	7,600	2,896	3,926	
北 東 西 九 夫 道 部 州	14,392	10,979	8,534	2,645	3,413	
北 東 西 九 夫 道 部 州	17,246	12,794	9,095	3,699	4,452	
北 東 西 九 夫 道 部 州	19,867	14,055	9,309	4,746	5,812	
北 東 西 九 夫 道 部 州	17,388	12,553	8,669	3,884	4,785	
北 東 西 九 夫 道 部 州	16,610	12,492	8,753	3,739	4,118	
北 東 西 九 夫 道 部 州	17,246	12,794	9,095	3,699	4,452	
北 東 西 九 夫 道 部 州	10,164	7,385	5,979	1,466	2,779	
北 東 西 九 夫 道 部 州	18,098	9,149	6,611	2,538	3,949	
北 東 西 九 夫 道 部 州	7,781	5,656	4,684	972	2,075	
北 東 西 九 夫 道 部 州	9,591	6,862	5,501	1,361	2,729	
北 東 西 九 夫 道 部 州	9,581	7,118	5,967	1,151	2,463	

(注)

- 此の表は指定統計第11号石炭月報(外務B)により集計したものである。2. 賃金調査の対象は炭鉱労務者のみである。3. 炭鉱夫とは女子及び18才未満の男子をいい、その他男子は成人男子である。4. 平均人員とは炭鉱労務者の月間雇入人員を操業日数で除したものである。5. 賃金総額は団体協約に依る賃金およびその他の給与を含む。6. 基準賃金と基準外賃金との区分は団体協約の通りである。7. その他欄には団体協約による以外の給与および後払賃金を含む。

(昭和29年10月分)

外 国	全 州	杭 州		内 国		杭 州		全 州	分 区	数 員 位	船 人 單	炭 世 帶 費	炭 世 帶 費	資 産 均 均	調 平 平
		州	全	州	全	州	全								
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.41	16.5 5.5 1.8 5.6 3.6 83.5 2.6 80.9	5,562.30 21,250.02 682.52 21,932.54 947,72 1,467.89 480.89 1,450.71 4,347.21 26,219.75	79.4 2.5 81.9 4.6 7.2 1.4 4.9 18.1 100.0	4,584.21 20,749.91 649.73 21,649.64 1,207.39 1,868.27 363.64 1,290.57 4,729.87 26,127.51	円	%	円	%	円	%	
54 388 3,971 2,915	79.4 4.9 84.3 3.2	3,810.31 14,043.60 857.15 14,900.75 557.16 839.29 676.61 706.21 2,779.27 17,680.02 100.0	80.8 5.1 85.9 3.5 6.2 3.2 1.2 14.0 100.0	2,406.83 17,104.											

世帯主勤務先収入＋実収入 実収入＋実支出	97.0 112.0	96.9 110.5	94.0 104.5	94.2 103.4	消費単位当り家計費内訳	
					家計費合計	その他の諸費
主副嗜好食品 食費 居光廻熱品 道身康修衛養際々 服教交運通の 住水被 飲食費 一消費単位当り家計費内訳	1,166.39	21.0	1,175.76	20.3	1,088.53	24.4
	1,283.67	22.7	1,294.99	22.3	1,054.63	23.7
	460.67	8.3	559.04	9.6	352.52	7.9
	2,890.70	52.0	3,029.79	52.2	2,493.68	56.0
	328.62	5.9	325.06	5.6	128.17	2.9
	33.08	0.6	36.56	0.6	47.57	1.1
	895.99	16.1	1,009.00	17.4	633.04	14.2
	318.40	5.7	303.32	5.2	248.48	5.6
	487.39	8.8	478.33	8.3	353.92	8.0
	189.43	3.4	80.70	3.4	206.58	4.6
家計費合計	69.56	1.3	156.44	1.4	56.34	1.3
	124.41	2.2	185.89	2.7	155.06	3.5
	217.82	4.0	1,400.90	3.2	126.28	2.8
	1,407.01	23.4	5,801.31	24.2	1,148.66	25.8
	5,557.40	100.0		100.0	4,453.12	100.0

(註) 1. 日本石炭飲業経営者協議会調。

2. 調査世帯は本人を含む3人4人5人家族世帯である。

3. 本表の金額は金銭収支のみを示し、実物収支見積額は含まない。

4. 全国平均は坑内外共に各月の地方別実働労務者数の比率による加重算術平均である。

(3) 炭鉱労務者支給賃金額

(昭和26年6月分)

扶養家族数別		月 末 人 員	比 率 %
単	身	105,905	32.4
2	人 家 族	32,557	10.0
3	人 〃	48,743	15.0
4	人 〃	48,315	14.8
5	人 〃	37,349	11.4
6	人 以 上	54,067	16.5
計		326,936	100.0

(註) 本表は全国 547 (北海道61, 東部59, 西部26, 九州401) 炭鉱調査による。

九、生活保護法による保護の基準(沿革)

(昭和二十八年七月一日改訂)

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 一、生活扶助の基準 | 生活扶助の基準は、別表第一「生活扶助基準額表」による |
| 二、住宅扶助の基準 | 住宅扶助の基準は、別表第二「住宅扶助基準額表」による |
| 三、教育扶助の基準 | 教育扶助の基準は、別表第三「教育扶助基準額表」による |
| 四、医療扶助の基準 | 医療扶助の基準は、別表第四「医療扶助基準額表」による |
| 五、出産扶助の基準 | 出産扶助の基準は、別表第五「出産扶助基準額表」による |
| 六、生業扶助の基準 | 生業扶助の基準は、別表第六「生業扶助基準額表」による |
| 七、葬祭扶助の基準 | 葬祭扶助の基準は、別表第七「葬祭扶助基準額表」による |
| 八、特別基準 | |

保護を受ける者に特別の事由があつて前各号の基準により難いときは、厚生大臣が特別の基準を定める。

九、地域指定

- (一) (1) 生活扶助基準額表により生活扶助基準額の算定を行うに当り、同表を適用すべき地域の級地区分は、別表第八「生活扶助基準地域指定表」による

- (2) 住宅扶助基準額表、教育扶助基準額表、出産扶助基準額表又は葬祭扶助基準額表により住宅扶助基準額、

教育扶助基準額、出産扶助基準額又は葬祭扶助基準額の算定を行うに当り、これらの表を適用すべき地域の級地区分は甲地を東京都の区に存する地域及び横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、乙地を右以外の市内、丙地を町村とする。

別表第一

生活扶助基準額表(月額)

一級地「甲」

1 居 宅

第一類の費用及び第二類の費用の合計額とする。

第一類の費用は世帯構成員の年令及び性別に対応するそれぞれの金額の合計とする。

第二類の費用は当該世帯の所在の地区、その構成人員数に対応する金額とする。

第一類

年 令 別	基 準 額		加 算 額
	男	女	
0歳以上～ 2歳未満	635円		(1) 満一歳未満児が人工栄養による場合はそれに必要な金額 (2) 育児諸費(就学年令前の児童) 50円
2 〃 ～ 5 〃	1,210円	1,170円	
5 〃 ～ 9 〃	1,475	1,435	
9 〃 ～13 〃	1,710	1,670	
13 〃 ～14 〃	2,000	1,890	
14 〃 ～25 〃	2,105	1,775	
25 〃 ～60 〃	1,965	1,605	
60 歳 以 上	1,735	1,340	

第二類

基準額及び加算額		世帯人員別					
		1人	2人	3人	4人	5人	5人以上1人増す毎に加算額
基準額		660円	745円	850円	915円	985円	85円
地区別 (自十一月至三月) 冬季加算額	I 区	325	395	510	560	720	5人世帯に同じ
	II 区	265	375	480	525	585	
	III 区	185	260	335	370	410	
	IV 区	160	230	295	325	360	
	V 区	120	170	215	240	265	
	VI 区	60	85	110	120	135	

備考 地区別は附表による

一級地「乙」以下省略

(附表)

地区別都道府県名

地区	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
北海道 府県名	北海道 青森	岩手 秋田 山形 新潟	宮城 福島	茨城 栃木 群馬 長野 山梨 石川 富山 福井	新潟 山形 福島 山梨 長野 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 徳島 高松 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 大分 熊本 鹿児島 沖縄	その他の 都道府県

別表第二

住宅扶助基準額表(月額)

世帯人員別		1人～2人	3人～4人	5人以上
家賃	甲地	540円	830円	1,100円
	乙地	450	690	915
	丙地	360	550	735

別表第三

教育扶助基準額表(月額)

学校別 学年別 地域別	小 学 校						中 学 校			加 算 額
	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	
甲 地	円 120	円 120	円 150	円 160	円 180	円 195	円 360	円 260	円 245	1. 教科書代の実費 2. 当該学校に於いて給食費として徴収する実費 3. 通学のための最低程度の交通費
乙 地	100	100	125	135	150	165	290	210	205	
丙 地	80	80	95	105	120	140	215	165	165	

別表第四

医療扶助基準額表

I	指定医療機関において診療を受ける場合の費用	法第五十二条の規定による診療方計及び診療報酬に基きその者の診療に必要な最少限度の実費額 その購入に必要な最少限度の実費の額
II	薬剤又は治療材料購入費(金銭給付の場合に限る)	
III	施術のための費用	都道府県知事が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内 健康保険法の規定に基く看護の給付の基準によつて都道府県知事の定めた額 移送のために必要な最少限度の金額
IV	看護のための費用	
V	移送	

別表第五 省 略

別表第六

生 業 扶 助 基 準 額 表

区 分	基 準 額
就 労 助 成	4,000円
技 能 習 得	1ヵ月以下 700円 3ヵ月以下 2,000円 6ヵ月以下 4,000円

別表第七 省 略

別表第八

保護基準地域指定表

一級地「甲」に指定する市町村

都道府県名	市 郡 名	市 村 名
北 海 道	札 幌 市	
東 京	区の存する区域	
神 奈 川	横 浜 市	
京 都	京 都 市	
大 阪	大 阪 市	
兵 庫	神 戸 市	

備 考

詳細については県民生部
福祉事務所，民生委員に
問合せの事

一級地「乙」以下省略

十、調 査 票 様 式

I 親元保護者状況及び年少者調査票

出身地 受入先
 調査年月日(昭和29年 月 日)(昭和29年 月 日)
 調査員氏名() ()
 府 県 名() ()

(出)

①年少者の氏名 (フリガナ) (満 才)	②性別(男・女) ③生年月日 (昭和 年 月 日生) ④親(保護者)との続柄()	⑥親(保護者)の氏名 (満 才)	⑦親(保護者)の性別(男・女) ⑧親(保護者)の職業 ()
⑤年少者の住所又は雇用先の名称所在地		⑨親元(保護者)の住所	

1. 家族構成(出)

- 1) 親元に現在同居している者 計(人)
☐祖父 ☐祖母 ☐父 ☐母 ☐兄(人) ☐姉(人) ☐弟(人) ☐妹(人) ☐その他(人)
- 2) 親元に現在同居していない者 計(人)
☐年少者本人 ☐ ☐
☐ ☐ ☐
- 3) 父母のいない者の場合
 父(死亡 離別 その他())
 母(死亡 離別 その他())
- 4) 兄弟姉妹の総数 計(人)
☐生存(人) ☐死亡(人)

2. 家族の職業と収入(出)

- 1) 親元にいる者の収入
- | 続柄 | 職業 | 月収 | 備考 |
|-----|-----|-----|-----|
| () | () | () | () |
| () | () | () | () |
| () | () | () | () |
| () | () | () | () |

2) 親元にはない者よりの送金

続柄	職業	送金額	備考
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

3) 生活保護法適用の有無

○受けている 合計1ヶ月 円 内訳()
 ○受けていない

4) その他()

3. 年少者を親元より手離した動機(親元を離れた動機)

(出) (受)

4. 年少者を親元より手離した形態(親元を離れた形態)

1) 就職 2) 養育 3) 家出 4) その他()

5. 修学状況

1) 親元を離れたときの修学状況(出))
 2) 就業後の修学状況 (受))

6. 就業の状態

1) 雇用先の名称、所在地、業種(受)

(1) 名 称
 (2) 所 在 地
 (3) 業 種
 (4) 備 考

2) 離郷年月((出)昭和 年 月)

3) 就業年月((受)昭和 年 月)現在迄合計(年 ヶ月)

4) 業務内容((出))((受))

5) 契約内容

(1) 期 間 ((出) 年) ((受) 年)
 (2) 賃金額、実物給与、支払形態

出	受
---	---

(3) 備考

6 前借金

(1) 受けとつた (出) (受)
 イ、金額 (円) (円)
 ロ、受けとつた形態
 () ()

(2) 受けとらない

7 就職斡旋者

(1) あり (出) (受)
 イ、氏名 () ()
 ロ、住所 () ()
 ハ、性別、年齢(男、女 満 才) (男、女 満 才)
 ニ、職業又は前職 () ()
 ホ、仲介人と年少者との関係
 () ()
 ヘ、仲介人への謝礼
 (円) (円)
 ト、備考
 () ()

(2) なし

8 賃金((8)の(5)を除き以下受入地のみ調査)

(1) 現金給与(手取り) (2) 控除額
 (1ヶ月 円) ロ、支給後に控除されるもの
 (円) 名目 金額

イ、支給前に控除されるもの 金額 ()(円)
 名目 ()(円)
 ()(円) ()(円)
 ()(円) ハ、備考
 ()(円) ()

(3) 実物給与 (4) 支払形態

1ヶ月(定期)()
盆 ()
暮 ()
その他 ()

(5) 家庭への送金

○あり () (出) () (受) ()
○なし () ()

9. 労働時間及び休憩時間

(1) 拘束(前後 時～ 前後 時) (2) 休憩時間(時間 分)

(3) 備考()

10. 休日

(1) () 日に() 日 (2) 状況()

11. 宿舍の状況

(1) 宿舍又は住込労働者数 計(人)
内訳 男(人) 女(人)

(2) 住居の場所及び居室の畳数、人員

イ、場所 ()

ロ、居室の畳数 (畳)

ハ、居室の人員 (人)

内訳

男子労働者(人) 雇主の家族(人) その他(人)
女子

12. 面会、外出、通信の状況

(1) 面会()

(2) 外出()

(3) 通信()

13. 帰郷の有無

(1) あり

イ、理由()

ロ、状況(日) 1回に(日) 合計()

(2) なし

14 帰郷希望の有無

(1) あ り()

(2) な し()

15 業務上つらいこと

()

16 将来の希望

()

◎(出身地における)処置状況

◎(出身地調査)調査者の所見

◎(受入地における)処置状況

◎(受入地調査)調査者の所見及び参考事項

◎備考((出)又は(受)と記載の上記入のこと)

Ⅱ 雇 用 先 調 査 票

A 一 般 調 査

調査年月日(昭和 年 月 日)

調査員氏名()

府 県 名()

①雇主の氏名	⑤雇用先の名称
②職業(業種)	⑥所在地
③年令(満 才) ④性別(男・女)	

1. 雇用年少者数計 (人)内 男(人) 女(人)
- 満17才(計 人男女 人) 満16才(計 人男女 人)
- 満15才(計 人男女 人) 満14才(計 人男女 人)
- 満13才(計 人男女 人) 満12才(計 人男女 人)
- 満12才未満(計 人男女 人)
- (備考) 満18才以上(人)内、男(人)女(人)

2. 年少者の雇用経路

1) 紹介又は斡旋先

- 公共職業安定所(人) ○募集人又は仲介人(人)
- 縁 故 (人) ○直接募集 (人)
- その他 (人)

2) 募集人又は仲介人による場合

- 雇主との関係 ()
- 仲介手数料支払額 ()

3) 雇用年少者の出身地

- (県 人) (県 人)
- (県 人) (県 人)
- (県 人) (県 人)

3. 親元への前貸金

4. 年少者の労働条件

- 1) 労働時間 (1)拘束時間(時間) (2)休憩時間(時間 分)

(3)実働時間(時間)

2) 休 日

○1月に(日) ○1週に(日) ○不定 ○その他

3) 支払形態

○固定給(日給、月給、日給月給、年給)

○歩合制(雇主 分、児童 分) (その他)

○固定給十歩合制()

○その他()

4) 賃金支払額

(1) 現金給与(1ヶ月) ()

イ、最 高(円) (円)

ロ、最 低(円) (円)

ハ、平 均(円) (円)

ニ、備 考()

(2) 控 除 額

名 目	金 額	備 考
()	(円)	()
()	(円)	()

(3) 実物給与

()

Ⅱ 雇 用 先 調 査 票

B その他の年少者個人別調査

調査年月日(昭和 年 月 日)

調査員氏名()

府 県 名()

①年少者の氏名 (フリガナ)	②性 別(男・女)	⑦親(保護者)の氏名()
	③生年月日(昭和 年 月 日生)	⑧親(保護者)の性別(男・女)
	④親(保護者)との続柄()	⑨親(保護者)の職業
	(満 才) ⑤業務内容()	()
⑥雇用先の名称, 所在地, 業種		⑩親元(保護者)の住所

1. 離郷年月(昭和 年 月)

2. 就業年月(昭和 年 月) 現在迄合計(年 ヶ月)

3. 就業経路

1) 紹介又は斡旋者

○公共職業安定所

○縁故

○その他

○募集人又は仲介人

○雇用先の直接募集

2) 募集人又は仲介人による場合

○仲介手数料支払の有無

あ り(円)

な し

4. 契約内容

1) 期 間(年 月)

2) 賃金額、実物給与、支払形態()

5. 賃 金

1) 現金給与(1ヶ月 円)()

2) 実物給与()

6. 前借金の有無

1) あ り(円)

2) な し

◎(受入地における)処置状況

◎調査者所見

昭和三十年三月二十日印刷
昭和三十年三月三十日発行

(不許複製)

年少者の不当雇用慣行

実態調査報告(九州篇)

編集者

東京都中央区内大手町一ノ七
労働省婦人少年局

印刷者

石崎武治

印刷所

東京都中央区入船町二ノ三
中和印刷株式会社

